

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 9 年 3 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

平成29年 3 月 2 日

開 会	午前 9 時 30 分
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	市長の施政方針
日程第 5	議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて (平成28年度岩出市一般会計補正予算第 4 号)
日程第 6	議案第 3 号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
日程第 9	議案第 6 号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第 10	議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 8 号 岩出市税条例等の一部改正について
日程第 12	議案第 9 号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 13	議案第 10 号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止につい て
日程第 14	議案第 11 号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定に ついて
日程第 15	議案第 12 号 岩出市消防委員会条例の一部改正について
日程第 16	議案第 13 号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 17	議案第 14 号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 18	議案第 15 号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 19	議案第 16 号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 20	議案第 17 号 市道路線の認定について
日程第 21	議案第 18 号 相互救済事業の委託について
日程第 22	議案第 19 号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変

更に関する協議について

日程第23	議案第20号	平成29年度岩出市一般会計予算
日程第24	議案第21号	平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第22号	平成29年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第26	議案第23号	平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27	議案第24号	平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第28	議案第25号	平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第29	議案第26号	平成29年度岩出市水道事業会計予算

開会

(9 時30分)

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成29年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第2号から議案第26号までの議案25件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○吉本議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、福山晴美議員及び梅田哲也議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○吉本議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○吉本議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案25件と報告2件であります。

次に、平成28年第4回定例会から平成29年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成28年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について、報告いたします。

平成29年2月6日月曜日、和歌山市のホテルグランヴィア和歌山で、平成28年度和歌山県市議会議長会第3回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、紀の川市議会の副議長の紹介、和歌山県市議会議長会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催市である和歌山市長の挨拶、平成28年度永年勤続職員5名の表彰が行われました。

引き続いて、和歌山市議会議長の進行で議事が進められました。報告事項につきましては、前回の議長会総会から今回の議長会総会までの会務報告、引き続いて、協議事項では、平成29年度議長会関係役員市の内定について協議を行い、和歌山県市議会議長会会長、近畿市議会議長会支部長、全国市議会議長会理事に和歌山市、和歌山県市議会議長会副会長、近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に岩出市と御坊市、和歌山県市議会議長会監事に田辺市と橋本市、全国市議会議長会建設運輸委員に岩出市、全国市議会議長会共済会代議員に田辺市と橋本市、全国広域連携市議会協議会相談役に海南市、全国広域連携市議会協議会理事に御坊市と紀の川市、自治体病院経営都市議会協議会理事に田辺市と橋本市、石油基地防災対策都市議会協議会副会長に有田市、全国高速自動車道市議会協議会理事に新宮市の内定を行いました。

最後に、平成29年度和歌山県市議会議長会第1回総会の開催市と期日について協議を行い、開催市につきましては御坊市で、期日は平成29年5月12日金曜日に開催することを決定し、平成28年度和歌山県市議会議長会第3回総会を閉会いたしました。

以上です。

○吉本議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○吉本議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

春暖の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本日、平成29年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております、平成29年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

我が国の経済は、アベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得状況に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べると、力強さを欠いた状況となっています。

また、和歌山県内経済も、緩やかに持ち直していると言われていますが、引き続き動向を注視していく必要があります。

このような状況の中、昨年4月から第2次長期総合計画後期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき計画的にまちづくりを進めており、本年を地方創生の幕あけの年と位置づけ、さらなる地域の特性を生かした施策により地域の発展と活性化を進めるとともに、引き続き、市の将来像である「活力あふれるまちふれあいのまち」の実現に向け、健全財政の堅持を財政運営の軸として、平成29年度予算の編成に取り組んでまいりました。

歳入においては、公平・平等な課税による市税の確保を初め、国・県補助金の活用など、また、歳出においては、徹底したコスト意識を持つとともに、事業の目標・目的の再検証を行い、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上に重点を置いた予算を計上しており、平成29年度の一般会計予算案は152億1,500万円で、浸水対策事業などの普通建設事業で減少要因があったため、対前年度比は1.9%の減となりましたが、特別会計などを含めた総予算額は307億417万2,000円で、対前年度比は0.2%増の予算となりました。

なお、現在、国において、平成29年度予算、予算関連法案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でないものもあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、地方創生関係についてであります。昨年度策定しました岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、観光分野を柱に国の交付金を活用して、さまざまな施策を講じているところでありますが、地方自治法が改正され、地方公共団体の柔軟な連携を可能にする連携協約の制度が導入されました。

地方創生を推進していく上においては、広域連携は条件の1つになることから、

和歌山市を連携中枢都市として、海南市、紀の川市、紀美野町及び岩出市の４市１町で圏域の形成に向けて協議を進めているところであります。

次に、防災対策についてであります。住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を、平成29年度からは、10月の第４日曜日に開催し、ことしは10月22日の日曜日に、市内７会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう、訓練内容の充実を図ってまいります。

また、住宅の耐震化促進事業につきましては、南海トラフや中央構造線を震源地とする大規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き旧耐震基準住宅を対象に、耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施するほか、耐震改修に比べて、安価に施工できる耐震ベッドやシェルターの設置に対する補助も実施してまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。次代を担う子供たちが心豊かで健やかに育つよう、岩出市子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援施策を実施しているところで、今年度は、待機児童の解消と、さらなる保育サービスの充実に向けて、小規模保育事業の新規認可や地域子育て支援事業の総合的・計画的実施と、児童虐待対応に係る体制を強化してまいります。

また、母子保健事業につきましては、母子の健康保持・増進、病気の予防や早期発見、乳幼児虐待予防など、妊婦・出産期からの切れ目のない継続的な支援を行っており、平成29年度は、少子化の抑止を図るため、不妊治療費助成事業の充実を図ってまいります。

次に、健康づくり施策についてであります。がんの早期発見と早期対応により、がん死亡率を減少させるため、引き続き、各種がん検診の受診率向上に向け、受診勧奨、周知と啓発に努めるほか、企業等との連携協力体制を構築する取り組みを進めるとともに、精密検査受診率の向上を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、特定健診や人間ドック、脳ドック事業などの健診事業に加え、今年度、データヘルス計画を策定し、医療費や疾病の状況を分析することとしており、保健事業を効率的かつ効果的に推進するとともに、市民の健康意識の向上や疾病予防等を推進し、医療費の適正化を図ってまいります。

また、負担の公平性の観点から、国保税の徴収強化による財源確保に努めてまいります。

なお、医療費は全国的に増加の一途をたどり、本市においても急激な伸びを見せています。その一方、国保加入者の減少や高齢化により、国保税収入の増加が見込

めない状況であることに加え、平成30年度からの国保運営の広域化も見据え、今般、国保税率について見直しを行うこととしております。

詳細につきましては、今議会において、国民健康保険税条例の一部改正についての議案を上程しておりますので、ご理解の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、高齢者福祉施策についてであります。誰もが住みなれた地域で、生きがいを持って暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域住民の支え合い、助け合いによる、高齢者の自立支援に向けた体制づくりの構築を図ってまいります。

また、認知症の方とその家族に対する支援として、認知症サポーターの養成や専門職による初期の支援体制の整備など、認知症施策の充実に取り組んでまいります。

介護保険につきましては、平成30年度からの介護保険制度改正を見据え、第7期介護保険事業計画等の策定を行い、また、制度の安定的運営を図るため、給付の適正化と介護予防の充実に取り組んでまいります。

次に、地域福祉施策についてであります。現在策定中の第2期岩出市障害者計画とともに、平成29年度に第5期岩出市障害福祉計画を策定し、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する地域社会の実現を目指し、障害福祉の充実を図ってまいります。

また、生活保護につきましては、今後も稼働能力のある被保護者に対する就労指導を行うなど関係機関と連携し、適切なケースワークに努め、生活保護の適正な運営を図ってまいります。

人権施策につきましては、岩出市人権施策基本方針に基づき、市民一人一人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現に向け、地域に根差した人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権相談業務を継続して実施してまいります。

また、昨年12月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律の基本理念に基づき、差別解消に向けた相談体制の充実や教育啓発をより一層進めてまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみの排出量は、一定の減量が図られておりますが、引き続き、ごみの減量と分別を徹底していただくため、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会の開催など、啓発活動を強めるとともに、集団資源回収事業を初め、ごみの減量化に取り組む方々への支援を推進してまいります。

また、事業系ごみにつきましても、排出量が多い事業者に対する指導の強化やエコショップ・エコオフィス認定制度などの取り組みを進めるなど、ごみの種類ごとに、現状を把握した上で、計画的かつ効果的な減量化を進めてまいります。

なお、これまでの自転車のリサイクルに加え、家具のリサイクル導入に向け、リサイクル工房等の施設整備に取り組んでまいります。

次に、道路整備についてであります。交通安全対策事業の歩道設置事業として、市道山西国分線、通称農免道路の曾屋・堀口地区で、用地取得、物件補償及び設置工事を行い、新規箇所は住吉川付近、川尻地区、水栖地区、西国分地区では、それぞれ測量設計業務に取り組むとともに、市道根来北大池線ほか、通称広域農道では、観光振興にもつながるねごろ歴史の丘の歩道設置工事を行い、歩行者の安全確保に努めてまいります。

また、交差点改良事業として、市道山西国分線では、市道西安上中黒1号線との交差点において工事を行い、市道相谷中島線との交差点及び市道西国分8号線と国道24号との交差点では測量設計業務を行い、交通渋滞対策に取り組んでまいります。

防災対策としての道路整備につきましては、市道西野備前2号線、市道北大池6号線において、来るべき災害や緊急時に備え、広い幹線道路へ円滑に出られるよう生活道路の環状化に取り組んでまいります。

次に、浸水対策についてであります。大町、高瀬、西野地区の浸水被害の解消、軽減を図るため、県道泉佐野岩出線内において、昨年より大町排水路設置工事を行っており、平成29年度完了に向け取り組んでまいります。今後も農林水産省の国営総合農地防災事業や県河川の改修等、国や県と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的・効果的に実施してまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。昨年4月1日に、本市の観光振興の拠点となる、ねごろ歴史資料館並びに旧和歌山県議会議事堂(一乗閣)がオープンし、周辺の根来S.L公園、岩出図書館、根来寺などをあわせた周辺地域一帯をねごろ歴史の丘とし、観光振興を進めてきたところです。

市では、さらなる観光振興を図るため、ねごろ歴史の丘を、来る4月に道の駅として登録を受けるべく協議を進めているところで、国の平成28年度補正予算により地方創生拠点整備交付金を受け、新たに団体客向けトイレ、案内休憩施設、物品販売所などを備えた施設の建設を進め、観光拠点として一層の充実を図ってまいります。

この道の駅では、和歌山県の広域観光情報の発信と、県内特産品を取りそろえる

ことにより、和歌山県の玄関口として多くのお客様にご利用いただけるよう目指してまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため、計画的に下水道整備を進めているところであり、平成28年度末の下水道普及率は32%となる見込みで、平成29年度は、市内45ヘクタールの整備を進めてまいります。

また、下水道事業の効率的・安定的な運営のためには、供用開始区域内の皆様に、早期に接続していただくことが重要であることから、下水道工事着手前から接続のPRを行い、より一層の普及促進に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。給水戸数は若干増加しているものの、1戸当たりの使用量は減少しており、給水収益の減少が予測される中、給水コストの削減と有収率の向上を図るための諸施策を講じてまいります。

また、施設の経年化が進むことで、改築更新への投資の増大が予想されることから、中長期的な更新計画を策定し、投資の平準化と更新費用の縮減化による財政負担の軽減を図り、安全・安心でおいしい水の安定供給に向け、各事業を進め、健全経営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会関係についてであります。教育委員会では、確かな学力の育成と文化・スポーツの振興を重点に取り組んでまいります。

まず、学校教育においては、確かな学力、豊かな心、健やかな体といった知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するために、積極的に事業を展開してまいります。

特に、学力向上を喫緊の課題とし、全国学力・学習状況調査及び岩出市テスト、和歌山県学習到達度調査等により、小学3年生から中学3年生までの学力や学習状況等を継続的に把握し、児童生徒の実態に応じた学習指導を行ってまいります。

また、小中学校での補充学習や中学校での土曜学習教室の実施とともに、小中学校において学校図書館を活用した学習活動を岩出図書館と連携し、積極的に推進してまいります。

次に、生涯学習分野では、青少年の健全育成の取り組みとして、青色パトロールの巡回や通学路に設置している子ども見守りカメラの運用とともに、夏休みや冬休みなどの街頭補導の実施、登下校時のあいさつ運動、見守り活動などを実施し、家庭・学校・地域・行政の連携はもとより、関係機関、各種団体との連携を強化してまいります。

また、生涯学習の充実と生涯スポーツの推進につきましては、市民一人一人が生きがいを持って人生を送ることができるよう、市民の健康増進、体力向上を目指して、関係団体との連携のもと、多様で魅力ある学習・スポーツ機会の提供を図ります。

なお、堀口プール、東公園プールの２施設が築40年近く経過し、老朽化が進んでいることから２施設を統合し、新たに浄水設備などの災害対応機能を有するプールとして、岩出市民総合体育館敷地内に建設を進めてまいります。

また、高齢者が幾つになっても、生き生きと心身ともに健康で充実した日々を過ごすことができるよう、健康増進と人との交流を深めるため、高齢者用スポーツ施設整備にも取り組んでまいります。

また、文化・芸術活動の活性化や歴史・伝統文化の振興にも取り組んでまいります。

次に、岩出図書館についてであります。４月１日から利用カード登録対象者の範囲を、従来の岩出市内在住・在学・在勤者に加え、和歌山県内在住者、近畿大学生物理工学部在学・在勤者に拡大し、より多くの方々に図書館をご利用いただくこととしております。なお、平成29年度には、岩出図書館入館者200万人を達成する見込みであります。

以上、市政運営における所信の一端と、新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願いを申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

○吉本議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第５ 議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第４号）～

日程第29 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第５ 議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第４号）の件から日程第29 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案25件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が10件、平成28年度補正予算案件が4件、市道路線の認定に関する案件が1件、相互救済事業の委託に関する案件が1件、事務の委託に関する規約の変更に関する協議案件が1件、平成29年度当初予算案件が7件の計25件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第2号 平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号についてであります、既決の予算の総額に2億2,500万円を追加し、補正後の予算の総額を166億1,962万9,000円としたものです。

主な内容は、歳入では、地方創生拠点整備交付金及びふるさと基金繰入金について、また、歳出では、ねごろ歴史の丘観光拠点整備事業費について補正するものであります。

次に、条例案件について説明をいたします。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正についてであります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。

次に、議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正するものです。

次に、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてであります、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、改正するものであります。

次に、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります、認知症初期集中支援チーム検討委員会委員及び生活支援コーディネーターの報酬額を定めるため、改正するものであります。

次に、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正についてであります、国家公務員に準じ職員の管理職手当を定率制から定額制とするため、改正するものであります。

議案第8号 岩出市税条例等の一部改正についてであります、消費税率引き上げ時期の変更による地方税法等の一部改正に伴い、改正するものです。

次に、議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります、平成29年度からの税率及び税額について、改正するものであります。

次に、議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止についてであります、老人憩の家「根来山荘」を設置している土地について、更地で所有者に返還するに当たり、当該施設を取り壊すことに伴い、廃止するものであります。

次に、議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定についてであります、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として委員会を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第12号 岩出市消防委員会条例の一部改正であります、岩出市議会委員会条例の一部改正に伴い、改正するものであります。

以上が、条例案件であります。

続いて、平成28年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります、既決の予算の総額に7,199万円を追加し、補正後の予算の総額を166億9,161万9,000円とするほか、繰越明許費について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業進捗等による国県支出金のほか、財政調整基金繰入金について、また、歳出では、退職手当特別負担金による総合事務組合負担金の補正のほか、前年度補助金の精算に伴う返還金、敬老祝金、雑草等除去委託料、浄化槽設置整備事業補助金、国民健康保険特別会計繰出金、養育医療扶助費、県営ため池等整備費負担金、有害鳥獣捕獲事業等補助金、土木総務費及び河川管理費における工事請負費、消防団員福祉共済入院見舞金等及び退職報償金、市民プール及び交通公園管理費における工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります、既決の予算の総額に1億9,112万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を67億1,267万4,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、一般被保険者に係る保険給付費の増加に伴う国庫負担金等、退職被保険者等に係る保険給付費の増加に伴う療養給付費等交付金、高額医療費共同事業拠出金国庫負担金等の確定、高額医療費共同事業交付金等の確定及び一般被保険者に係る保険給付費の増加に伴う一般会計繰入金について、また、歳出では、一般被保険者に係る保険給付費の増加分、退職被保険者等に係る保険給付費の増加分、高額医療費共同事業拠出金等について補正するものであります。

次に、議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）につ

いてありますが、既決の予算の総額に134万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億2,133万3,000円とするものです。

主な内容は、歳入では、地域介護・福祉空間整備推進交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のほか、介護給付費に係る国県支出金について、また、歳出では、地域介護・福祉空間整備推進交付金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のほか、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス給付費について補正するものであります。

次に、議案第16号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてありますが、事業費の繰越明許費を定めるものであります。

以上が、平成28年度補正予算案件であります。

次に、議案第17号 市道路線の認定についてありますが、開発行為による帰属道路4路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 相互救済事業の委託についてありますが、相互救済事業のうち建物災害共済事業を公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてありますが、和歌山県から受託した旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成29年度当初予算案件についてご説明いたします。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算についてありますが、当初予算額を152億1,500万円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.9%の減、金額にして2億9,950万円の減額とするものであります。

次に、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてありますが、当初予算額を69億7,077万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして7.4%の増、金額にして4億8,017万9,000円の増額とするものであります。

次に、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算についてありますが、当初予算額を29億6,540万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして3.4%の増、金額にして9,666万7,000円の増額とするものであります。

次に、議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであ

りますが、当初予算額を7億6,410万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして8.3%の増、金額にして5,873万4,000円の増額とするものであります。

次に、議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算についてであります。当初予算額を27億8,754万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして5.4%の増、金額にして1億4,234万6,000円の増額とするものです。

次に、議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を3,919万6,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして5.4%の増、金額にして202万円の増額とするものであります。

次に、議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を10億4,796万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.9%の増、金額にして1,909万5,000円の増額とするものです。

また、収益的支出額を9億994万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして5.1%の減、金額にして4,932万2,000円の減額とするものであります。

一方、資本的収入額は2億2,391万9,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして9.0%の減、金額にして2,227万円の減額とするものであります。

また、資本的支出額を10億5,220万1,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして25.6%の減、金額にして3億6,227万4,000円の減額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○吉本議長 これで、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月8日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月8日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時20分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 9 年 3 月 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第２号）

平成29年３月８日

| | |
|-------|---|
| 開　　議 | 午前９時30分 |
| 日程第１ | 諸般の報告 |
| 日程第２ | 報告第１号　専決処分の報告について
（損害賠償額の決定及び和解） |
| 日程第３ | 報告第２号　平成29年度岩出市土地開発公社予算について |
| 日程第４ | 議案第２号　専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度岩出市一般会計補正予算第４号） |
| 日程第５ | 議案第３号　岩出市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第６ | 議案第４号　岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第７ | 議案第５号　職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第８ | 議案第６号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |
| 日程第９ | 議案第７号　職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第８号　岩出市税条例等の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第９号　岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第10号　岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止につい
て |
| 日程第13 | 議案第11号　岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定に
ついて |
| 日程第14 | 議案第12号　岩出市消防委員会条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号　平成28年度岩出市一般会計補正予算（第５号） |
| 日程第16 | 議案第14号　平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３
号） |
| 日程第17 | 議案第15号　平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第４号） |
| 日程第18 | 議案第16号　平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第19 | 議案第17号　市道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第18号　相互救済事業の委託について |
| 日程第21 | 議案第19号　旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変 |

更に関する協議について

| | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第22 | 議案第20号 | 平成29年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第23 | 議案第21号 | 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第22号 | 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第23号 | 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第24号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第25号 | 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第26号 | 平成29年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第29 | 発議第1号 | 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

田中宏幸議員は、病気療養のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、諸般の報告、報告第 1 号及び報告第 2 号につきましては、質疑、議案第 2 号から議案第 19 号までと議案第 21 号から議案第 26 号までの議案 24 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 20 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。発議第 1 号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり発議 1 件であります。

次に、受理した請願第 1 号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり厚生文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）～

日程第 3 報告第 2 号 平成 29 年度岩出市土地開発公社予算について

○吉本議長 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件及び日程第 3 報告第 2 号 平成 29 年度岩出市土地開発公社予算の件の報告 2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は、自席でお願いします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑をお願いいたします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

報告第2号について、1件だけ質疑を行いたいと思います。

この報告第2号については、土地開発の予算という形になっています。この間、岩出市においては、開発公社という部分については、他の市なんかでは開発公社そのものの自身がこの間廃止というものがされてきている中で、岩出市においては、将来的に開発公社の活用、この必要性があるんだという形で、この間、残されてきています。

今後、この岩出市として、どのような場合、この開発公社については活用していくということを想定しているのか、この点だけ、1点だけお伺いしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 皆さん、おはようございます。

増田議員のご質疑についてお答えいたします。

開発公社の活用についてですが、将来、市が用地の先行取得をする場合に必要だと考えてございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、私、最初に聞いたのが、今、答弁で先行取得をする場合に必要だということで答弁をいただきました。市として、先行取得をしていくという、その必要性があるという部分については、先ほども聞いたんですけれども、どのような場合を想定をされているのか、この点について、再度改めてお聞きをしたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

土地開発公社による先行取得の利点は、事業計画に基づき、その事業に見合う土地を機会を逃さず取得できるという機動性の高さにあります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 私が聞いたのは、開発公社についての利便性とか、そういうことを聞いたんじゃないんですね。市として、今後どのような場合に、今言われたような先行取得をしていく、そういう将来的な部分については、どのようなことを想定をして、開発公社が残されているのかと。そして、今後、先行取得をしていかなければいけ

ないようなそういう事例というのは、現時点で、市としてどのようなものがあるのかということ想定しているのかということ聞いたので、その辺のところについて、改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 増田議員の再々質疑についてお答えいたします。

現在のところ計画はありませんが、京奈和自動車道の開通に伴い、今後も都市基盤整備を推進する上で、機動性が高い土地開発公社の先行取得の手法は不可欠であると考えてございます。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2 番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 報告第 1 号について質疑を行います。

今回、損害賠償の額について 3 万 4,088 円ということで、専決処分の報告書が出てまいりました。これに関してですが、どこの場所で発生をした事案なのか。2 番目には、3 万 4,088 円の積算根拠について、どのように試算をされて支給・支出されたのか。それから、示談書については、相手方と締結を現時点でしているのか。それから、もちろん発生場所の事後の対策というものはとられていると思うんですが、どのような対策をされて、この間来ているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 尾和議員の質疑についてお答えいたします。

起きた場所は、市役所守衛室前の出入り口のタイルが敷かされた場所です。

3 万 4,088 円の根拠についてであります。実際に治療に要した医療費と交通費です。

示談書については、締結してございます。

事後対策でございますが、事故後、タイルに滑りどめの特殊加工を施し、安全対策を行っております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 3 万 4,088 円の内訳なんです。治療と通院に要した費用と。慰謝料的なことについては勘案されてこなかったのか。

それから、所内における安全対策について、そこら辺について見直しを今日までしてきているのか。二度と同じようなことが起きないためにされているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

医療費と交通費の内訳でございますが、治療費が2万8,490円、交通費が5,598円です。あと、慰謝料についてでございますけれども、保険会社と協議したところ、今回のケースでは出せないとの回答がございました。それにつきまして、被害者本人にも伝え、了解をいただいております。

あと、全般的な対策ということでございますけれども、市において衛生委員会等ございます。その都度都度、指摘のあった部分につきまして改善を進めてございます。以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 事後対策の点で、今、その都度やっているということなんですが、この際、抜本的にどこが危険な箇所なのか、そういう類似した事項が発生する可能性のあるところについて、洗い出しを行って、対策をぜひこの際、構築する必要性があるのではないかと、そのように考えておりますが、市当局のご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

施設等々につきましては、当然、財務課管轄になってございますので、必要に応じて修繕等、今後も進めてまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第1号及び報告第2号の質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第21 議案19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議について

○吉本議長 日程第4 議案2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第21 議案19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議の件までの議案18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第2号について。

○増田議員 議案第2号について、質疑をさせていただきたいと思います。

この議案については、平成28年度の一般会計補正の4号ということで、この補正予算の中には、ねごろ歴史の丘という関係についての補正予算も出てきています。この点について幾つかお聞きをしたいと思います。

まず1点目については、ねごろ歴史の丘、このねごろ歴史の丘そのものについて、全体構想というのがどのような構想として、市として捉えているのかと。今度、新たに道の駅が建設もされると。3月議会の施政方針の中でも、団体向けのトイレ、案内休憩所施設、物品販売所、こういうようなものもつくっていくんだということも述べられていますけれども、そもそものねごろ歴史の丘の全体構想と、こういうものについては、どのように捉えているのかという点をまずお聞きしたいと思います。

そして、2点目として、この道の駅そのものの規模については、どれぐらい想定されているのかという点も2点目にお聞きをしたいと思います。同時に、この道の駅関係の部分なんかで、売り上げというものについては、どのような目標、市としての目標を持っているのかという点もお聞きをしたいと思います。

3点目には、この施設そのもの自身についての管理運営面、この面については、市としてはどのように考えておられるのかという点。

4点目には、この道の駅そのもの自身についてもそうですけれども、岩出市として、経済の活性化の観光拠点としていくんだということも常々言われていると思うんです。こういう点においては観光客の誘致面、こういう点においてはどれぐらい

を見込んでいるのかという点。また、農家の方や商工会関係の皆さん方のニーズ、これに応じていくという上においては、今後の計画面とか方向性、こういう点については、市としてはどのように認識をしているのかという点、この４点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員のご質疑についてお答えいたします。

ねごろ歴史の丘の全体構想につきまして、今回登録を目指している道の駅や根来寺を中心に、ねごろ歴史資料館、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）、根来ＳＬ公園、岩出図書館などの公共施設を含めたエリアをねごろ歴史の丘として、観光拠点としての活用を進めてまいります。

次に、２点目、道の駅の規模、また売り上げ目標についてでございますが、予定している道の駅につきましては、ねごろ歴史資料館の展示棟及び便益棟、それから資料館北側及び南側の駐車場、旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）の北側駐車場、また、若もの広場東端に建設する物産販売施設、道路情報・観光情報の提供施設、休憩施設、団体対応トイレを備えた建物、新たに建設する建物を道の駅とする予定であります。また、売り上げ目標は、年間１億円程度を目指したいと考えております。

３点目の管理運営面につきましては、なるべく早い段階で指定管理を目指したいと考えております。

次に、４点目でございますが、岩出市への観光入り込み客数といたしまして、平成32年度で、年間150万人を見込んでおります。また、新たな道の駅では、地域の特産品や県内の土産物を販売することにより、観光を通じて消費の拡大を図り、地元商工業の活性化や地域の振興につなげてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、年間の観光客というのを150万人ということをおっしゃいました。そういう部分の中で、実際には物産の販売、こういう点については１億円の売り上げだというようなことを今おっしゃいました。そういう点においては、観光拠点という部分の中での売り上げという部分については、なぜ１億円という、そういう目標にされたのか。実際には、既に岩出の道の駅という部分については、たしか何年か前で売り上げそのもの自身については７億円とか８億円というようなことも聞いたことも



あるんですが、実際には、岩出市としての本当に観光の拠点という部分の中において、市として150万人をこのここに呼び込むんだという部分の中で、この150万人の方が物産なり、来てもらった方が買い物していただくという部分の中でいうと、金額的に、私はもっと、1億円どころではない、そういうような、1カ月にして1,000万弱という形になるわけなんですけども、そういう点でいうと、売り上げ目標そのもの自身について、なぜ1億円という目標にされたのか、この辺のところについて、誘致していく目標から見て、その数値というのはどういうふうにはじいたのかという点だけ、ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1億円の算出した根拠ということでございますが、増田議員、お話であったように、根来さくらの里というのが道の駅としてございますので、根来さくらの里、年間2億円前後の売り上げをずっと続けております。それに対しまして、道路の利用状況でありますとか、観光客の見込みとか勘案した結果、その半分程度の1億円ということで目標を設定しております。

なお、150万人と申し上げましたのは、岩出市全体での観光入り込み客数でございますので、新たな道の駅だけの人数設定ではございません。

以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第6号について質疑をしたいと思います。

この点については、2点お伺いをしたいと思います。

費用弁償として、生活支援コーディネーターの職員という方なんかも書かれているんですが、この生活支援コーディネーターの職員の方は、月にどれぐらいの勤務日数というものを想定しているのかという点、そしてまた、人数的な面においては、どれぐらいの方の人数を対象としているのかという点、この点もお聞きしたいと思います。俗に言う、採用予定というんですが、そういう人数の方をお聞きしたいと思います。

2点目については、認知症の初期集中支援チーム検討委員会というものも開催さ

れていくわけなんです、この検討委員会の開催については、年何回ぐらいの想定をしているのという点、この2点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の生活支援コーディネーターの勤務日数につきましては、月12日としております。また、生活支援コーディネーターの生活支援人数の対象については、生活支援コーディネーターは、地域で自主的な介護予防活動を行っている団体や高齢者の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら支え合い活動を推進し、介護サービスだけでなく、多様な主体による生活支援の提供体制の構築に向けた業務を行うもので、個人を対象として支援するものではありません。採用人数は1名です。

2点目の委員会の開催は、年何回の想定かについては、年2回開催いたします。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この生活支援コーディネーターという方なんかについては、今、日本全体が高齢化社会という部分に向かっていくという部分の中で、岩出市においても、やはりそういう高齢化社会に対応したそういう部分なんかのいろんな部分なんかもやっぱり関係してくると思うんですね。そういう点でいうと、例えば、生活支援コーディネーターという方の仕事の業務、業務内容というのはどういった仕事の内容というんですか、そういうのは市としては想定されているのかという点だけ、ちょっと再度お聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

どのような業務を行うのかにつきましては、地域の支え合い活動の支援と生活支援サービスを担う事業主体との連携強化のための活動を行うのが主な業務となります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第9号についてお伺いをします。

この議案第9号については、条例に関係して、今年度の国保加入者の数というものについて、まずどのくらいを見込んでいるのかという点も大きくかかわってきますので、一般被保険者数、また退職被保険者数、この数について、まずお伺いをしたいと思います。

それと、説明の中では、国保税の値上げの理由という部分については、支出に合う財源の確保のために必要だというふうに言われています。一般被保険者で4億7,000万円、医療費の増額が見込まれる。それで、また、退職被保険者で2,800万円の医療費の増という部分が想定されるんだということも言われていますが、この条例に関係して、医療費の増という部分、この理由については、まず何なのかという点、この点はまず明らかに、その中身を明らかにしていただきたいと思います。

それと、3点目として、今回のこの条例において、国保利用者における国保税の増額分、これについては幾らになると見込んでいるのかという点をお聞きしたいと思います。同時に、所得階層という部分で、いろんな所得の階層の方がおられるわけなんです、所得階層別で、どれぐらいの増額というふうに市は見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、4点目として、低所得者の方が国保には数多く加入されておられるわけなんです、低所得者における方に対して、どのような配慮がされているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目、条例に該当する平成29年度の国保加入者数をどう見込んでいるかについては、一般被保険者数は1万3,229人、退職被保険者数は381人と見込んでおります。

2点目の医療費が増となると見込んでいる理由については、保険給付費の予算は過去5年間の給付の実績額をもとに算出しております。保険給付費は増加の一端をたどっており、平成29年度の予算についても増加見込みとなっております。

3点目の条例における国保税の増額分についてですが、医療分が3,628万8,000円、後期高齢者支援金分が2,256万1,000円、介護納付金分が1,350万4,000円で、合計7,235万3,000円を見込んでおります。また、所得階層別の増額につきましては、1人世帯を例に挙げますと、所得33万円以下の世帯で、年間1,200円の増、所得100万円では、年間1万900円の増、所得200万円では、年間2万400円の増となります。

4点目の低所得者に対する配慮については、軽減判定所得が基準額以下である低

所得者に対し、均等割及び平等割が、7割、5割、2割にそれぞれ軽減される制度がございます。

以上であります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、7割、5割、2割という方については、軽減をされる制度もあるということも言われました。その点では、岩出市における7割、5割、2割という方の市としての想定人数、この人数については、何名ぐらいなのかという点をお聞きをしたいと思います。

それと、先ほど、一般被保険者数、退職被保険者数の関係なんですが、平成27年度の成果説明書なんかでも2つ書かれているわけなんです。年度末と年平均という数字の2種類が書かれているんですが、今言われた数字というのは、一般被保険者数、退職被保険者数というのは、年平均の数というふうに考えていいのかどうか、この点だけちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

7割、5割、2割の人数については、申しわけございませんが、今ちょっと手持ちに数字がございませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

2点目の一般被保険者並びに退職被保険者の人数の時点はいつかということですが、それぞれ年度当初の見込みでございます。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第10号については、老人憩いの家という条例になってきています。

この老人憩いの家については、岩出町の時代に前の前の町長である林町長が、その当時から考えると、非常に莫大なお金をかけて建設をされてきたというのが、この老人憩いの家と岡田の集会所というところに建てられた施設という部分になってきています。そういう点においては、その当時の本当にいろんな意味で、高いお金を

かけて建ててきたという施設だけに、根来山荘については、建物の中に使用されているはりとか調度品、こういう部分なんかにおいては、非常に立派なものが使われているというふうに思うんです。現実には、はりなんかについても、非常に立派なはりなんかが使われてきています。

そういう点においては、私は本当に、ただ単に解体をして、そして、そのまま何も使われないという部分については非常にもったいないという、貴重なものもあるんじゃないかというふうに考えています。

そういう点においては、この老人憩いの家を壊していくと、解体していくという部分の中においては、後世に生かしていけるというものなどについては、市としては、あるのかどうかという点も含めて、この間、どのような議論というような形をされてきたのか。そしてまた、もしそういうものがあるんだという認識があるとしたら、どのようなものが老人憩いの家の中にあるのかという点、この間の議論なんかも含めて、市の見解についてだけちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

根来山荘の建物に使用されているはりを初め、内部木材や飾られている額などについてですが、根来山荘「老人憩いの家」は昭和46年度に建築され、その構造は鉄骨ブロック造であります。はりや柱については鉄骨を使用しており、その他の建材、資材、装備品につきましても歴史的価値はないと考えております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、最初にも言ったんですが、調度品というんですか、そういう部分も含めて、少なくとも、玄関を入れてすぐ左側の部屋だったと思うんですが、そこで使われているはり、そういう部分なんかについては、本当に太い、これぐらいの、よく古民家という部分なんかでも立派なはりなんか、リサイクルというんですか、再利用という部分なんかよくされていると思うんですが、そういう点においては、この根来山荘なんかにも使われているこういうはりという部分なんかについては、現実的には、市として、そういう部分なんかについては、今のお話だったとしたら、建物の外のそういう部分なんかは別としても、中に使われているはり関係とか、木材関係のそういう部分については、市としては、この間の議論というん

ですか、現実にはどのような形でされてきたのでしょうか。専門家の方なんかも含めていろんな意見を聞いたとか、そういうことなんかはあるのでしょうか。その点だけお伺いをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども回答したように、構造は鉄骨ブロック造であり、はりには鉄骨を使用しておりますので、木造のはりはございません。また、一部、和室には木材を使用した部分はありますが、確認したところ、それも歴史的な価値はなく、保存等の対象にならないと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほども言ったんですが、専門家の方なんかの意見なんかは、この間、市としては聞いたとかという、そういうことはなかったのでしょうか。この点だけお伺いしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

実際に、専門家の意見を聞くほどの品はございませんでした。ただ、建築業者等にも内部についても確認したところ、そのような価値のあるものはないと確認しております。

○吉本議長 続きまして、議案第14号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 14号についてお聞きをしたいと思います。

平成28年度の国保会計の補正予算の3号という形なんです、この中では一般被保険者医療給付費、これが2億3,000万円以上も増加となってきました。この点については、その要因というものがどういうところにあったのかという点、2点目についても、一般被保険者の高額療養費、これについても大幅な増額がされているわけなんです、これはどうしてこのような要因として生まれてきたのかと、その中身についてもお聞きをしたいと思います。

それと、一般会計から国保会計への繰入金というものも行われてきています。これについては、給付費の増加分という形として、繰り入れるものだという説明があ

りました。当然、市としても必要な手だてとして繰り入れる必要があったという部分だと考えますし、当然、一般会計から借りているという性格のものではないと考えます。

この点については、市の認識、よく一般会計からお金を借りているから返すんだということを盛んによく言われるわけなんですけど、この部分については、一般会計に、私は返す必要がない。そういう市として、必要な手だてとして繰り入れた分だという認識があるわけなんですけど、この点についての市の認識はどうかと、この点だけお伺いをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

1点目及び2点目の一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増加の要因については、高額な治療の増加による医療費の増であると考えています。

続いて、3点目、給付費の増加分の繰り入れは必要な手だてとして繰り入れるものであり、一般会計から借りている性格のものではないと考えるが、市の認識はどうかについては、今回、補正予算において、国保特別会計の収支均衡を図るため、一般会計から法定外分の繰り入れの予算を計上しているものであります。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、3点についてお聞きしたんですが、ちょっとよくわからなかったんです。要するに、今回、2億3,000万円というものが一般被保険者の給付費として増加していると。その増加の要因というのが、どのような形でふえたのかと。医療費の部分でふえたのか、それとも医療費以外の部分で、薬剤費というんですか、そういう部分でふえたのか、高額療養費においても同じような形で、薬剤分がふえたとかという、そういう市の分析というのはどういうふうになっているのか、その要因というのは、一体どういうものでそういうふうになつたのかという、この中身について再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、3点目の点については、先ほど収支均衡を図るためだということを言われたんですが、その収支均衡を図るといのは、ここで書いている一般会計から借りているんだという認識なのか、そうではないという認識なのか、この点について改めてお伺いをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

療養給付費及び高額療養費の増加の中身ということでございますけれども、高額な治療というふうに申し上げましたけれども、病名で申しますと、Ｃ型肝炎でありますとか、肺がん、腎臓がん等でありますとか、そういった病気に対して、高額な薬剤が投与されたことが主な原因であると見ております。

２点目の再質疑であります。繰入金について、借りている認識であるのかどうかにつきましては、平成28年12月議会において、生活福祉部長が答弁したとおりでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、生活福祉部長が答弁したとおりだということなのですが、改めてどういう性格のものなのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

国保会計への一般会計からの繰入金に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、国保特別会計の収支均衡を図るため、法定外分の繰り入れとして行っておるものでございます。

以上です。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員、先ほどご質疑の議案第9号で、答弁漏れの部分についてお答えをさせていただきます。

４点目の７割、５割、２割軽減の世帯数ということでございましたけれども、平成29年度で見込んでおります世帯数は、７割軽減で約2,440世帯、５割軽減で約1,350世帯、２割軽減で約1,040世帯、合計約4,830世帯を見込んでございます。

以上です。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

続きまして、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員、議案第2号についてお願いします。



○尾和議員 反戦・平和・脱原発の会の尾和弘一です。

議案第2号について質疑をさせていただきます。

まず第1点に、今回、専決処分という形で、ねごろ歴史の丘繰越明許費として計上されております。この理由についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 繰越明許費とした理由につきましては、国の平成28年度第2次補正予算に計上された地方再生拠点整備交付金の交付を受け実施する事業であり、平成28年度予算に計上することを前提として、先月末に採択を受けたところであるため、繰越明許となったものです。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、国の予算の計上の絡みで言われましたが、私は、いわゆる繰越明許を想定して予算を組む、これ自体が問題はないかと思っております。

なぜ、今年度において計上しても別に問題はないと思うんですが、それはどういう絡みでそうなっているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 先ほどもお答えしたとおりでございますが、国の地方創生拠点整備交付金、この採択の前提となりますのが、平成28年度予算に計上すること、これを条件として採択されておりますので、平成28年度に計上し、繰り越しとしたものでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、平成28年度に計上しないと、国の予算はつかないのでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 そのとおりでございます。

○吉本議長 続きまして、議案第3号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号、個人情報保護条例に関する一部改正についてですが、その中の第8条に規定する紹介者、情報提供者ということがうたわれておるんですが、

具体的に、どういうものを対象にしているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

紹介者、情報提供者を具体的にということで、県や市町村などの地方公共団体及び国の行政機関等でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 対象については、県、市町村、それについては一定理解するんですが、他の地方自治体で国の絡みで、個人情報を提供して、自衛隊の募集の呼びかけをしているという団体が、最近特に出てきております。これも含んでいるのかどうか。これについては疑義がありますので、この点についてもご答弁をいただきたいと思っています。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 再質疑にお答えいたします。

それにつきましては、各地方公共団体の条例で定める事務で使うものとしておりますので、岩出市としては、それはございません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。岩出としては、高校卒業生に対する自衛隊の募集の案内については、名簿を国に対して提供してないという理解でいいのか、今まで過去にそういうことをやったことがあるのか、再度確認をさせてください。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

本条例の改正につきましては、条例に基づく事務としてございますので、今のご質疑については関係のないものと考えてございます。

（「提供したかしないかの答弁を求めているんです。再度確認してください。」の声あり）

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 この条例に基づくものではございませんが、閲覧はしてございます。

（「閲覧じゃなくして、提供しているんかどうかということを聞いておるんで、向こうから来て閲覧をさせたということなのか、そのことは提供したということなのか、ちょっと明確にしてください。」の声あり）

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 こちらに赴いての閲覧となつてございます。

○吉本議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第5号について、条例改正の一部改正について質疑をさせていただきます。

今回、職員の育児休業の件で改正をされようとしているわけではありますが、岩出職員で実績としてどうであったのか。

それから、2番目に、非常勤職員の枠を拡大するということではありますが、該当者数、これについて現時点で結構ですので、どのように把握をされているのか。

それから、特別養子縁組の件ではありますが、特別養子縁組の今までの件数ですね、できましたら年度別にお願いをしたいと思います。最近でいいです。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず、職員の育児休業の実績につきましては、現在8名取得してございます。

続きまして、非常勤職員の該当者につきましては、これは該当者はありません。

特別養子縁組の現状につきましては、これは特別養子縁組による当該制度の利用者はございません。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 利用者はいてないということなんですが、この条例の中に、特別養子縁組という文言が入っていますので、現在、そういう縁組をされている方は何件あるのかということであります。

それと、非常勤職員の該当者はいないということではありますが、非常勤職員であっても、将来取得可能な人員についてお尋ねをしておりますので、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、特別養子縁組されているのは何件ということなんですけども、これにつきましては、今回の議案とは議題外の質疑と思われますので、答弁は差し控えさせていただきます。

非常勤の職員につきまして、こちらで規定する該当する職員は、非常勤の一般職の非常勤の職員となっておりまして、岩出市で一般職の非常勤職員はおりませんので、今のところ、将来においても該当者はございません。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 非常勤職員の職員はいない。一般職員はいてないということなんですけど、臨時保育士さんについては、これに該当しないんでしょうか。再確認をしたいと思っています。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

保育士の臨時職員ということで、臨時的任用につきましては、地方公務員法第22条第2項と第5項で採用した職員でございまして、一般職の非常勤職員は、地方公務員法第17条で採用した職員となりますので、これには該当いたしません。

○吉本議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第6号について質疑を行います。

今回の認知症に関する対策として、先ほども他の議員が質疑をしておりましたが、6条の委員会の開催については、年2回を予定しておることではありますけど、これでは少ないんじゃないかなと。定期的に開催する必要性は私はあると思うんですが、そこら辺についてのご認識をお尋ねしたいと思います。

それから、生活支援コーディネーターの業務の範囲についてお聞きをしたいと思っています。並びに、この生活支援コーディネーターの任用者については、特別な有資格者の枠があるのか、それとも誰でもいいというわけにはいかないと思うんですけども、専門職の方を充てる必要性は私はあると思うんですが、そこら辺についてどのようなお考えでいるのか。

それから、勤務日数については、月12日ということでは言われました。時間については、どのような執務時間になる予定でしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

委員会の開催について、2回は少ないのではないかとというご質疑に対しまして、これはあくまでチームの検討委員会ということで、チームの実施についてのやりとりは、定期的にもう少し回数とって毎月やっていく予定でございます。ただ、これについては、その状況について等を検討するという委員会ですので、年2回が妥当と考えております。

次に、生活支援コーディネーターの業務範囲はどうかにつきましては、生活支援コーディネーターは、地域で自主的な介護予防活動を行っている団体や高齢者の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、支え合い活動を推進し、介護サービスだけでなく、多様な主体による生活支援の提供体制の構築に向けた業務を行うものです。

任用者の資格要件につきましては、国の要綱において、特定の資格要件を定めておりません。本市におきましても、特別な資格者を充てる予定はございません。

勤務日数は月12日で、勤務時間は7時間45分としております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 コーディネーターに関してであります。特別な枠がないんだと、要件がないんだということですが、ずぶの素人をコーディネーターとして任用しても、役割は果たさないと思うんですよね。少なくとも、認知症について深い知識があったり、研修を受けた者であったり、そういう者がならないと、ただ誰でもいいというわけにはいかないと思うんですが、それについては、任用してから研修を受けるのか、任用するまでにその該当者を選任して任用するのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、月12日という、これもざっくりなんですが、月1日、1万円程度ですよ。そういう形で集まってこられるのか、ちょっと疑問なんですが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

特別な資格は定めてはおりませんが、やはり介護予防に資する知識や住民組織と

の連携を構築する上では、専門的知識やスキルを有している方と考えております。

月12日ということにつきましては、平成29年度の新規事業となりますので、様子を見ながら、それが妥当かどうかということを検討してまいります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。専門的なスキルですね、これは想定されるとしたら、どういうお考えを持っておられるのか。専門的な枠というんですか、スキルと言われたんで、こういう人たちを、そういう人たちを任用するよということなのか、今時点でわかっておれば、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

現時点で想定している部分につきましては、専門的なスキル、このコーディネーターの業務をする上では、地域の組織の方々との連携ということが大きいので、そういったコミュニケーション能力のある方、また、それを今後、岩出市に対してどういうことにその活動を結びつけていくかということを検討して、また、連携をとっていくという能力のある方を想定しております。

○吉本議長 しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開いたします。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

総務課長。

○木村総務課長 議案第5号の尾和議員のご質疑、特別養子縁組の現状はどうかにつきまして、先ほどと同じお答えになりますが、現在、特別養子縁組による当該制度の利用者はありません。

○吉本議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第7号について質疑を行います。

今回の条例改正についてですが、管理職手当の定率から定額制にするということでありまして、定率と定額になった場合に、現状と同じなのか、それとも上が

るのか下がるのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

管理職手当を定率から定額制にするとどうなるかにつきましては、定額制にすることで、年功的な給与処遇から管理職員の職務職責を端的に反映することができます。上がる下がるにつきましては、それぞれ現在、定率となっていることから、それぞれの職員について、上がる者も下がる者もございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 管理職手当の定率によって上がる者、下がる者ということですが、今すぐわかればいいんですが、わからなったら後からこれは資料請求として、議長のほうで出すように言っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ちょっと確認。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

資料の提出につきましては、議会から提出請求があれば対応させていただきます。

○吉本議長 尾和議員、請求することによろしいですか。

○尾和議員 はい。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○吉本議長 続きまして、議案第8号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第8号についてお聞きをいたします。

今回の一部改正に伴って、岩出市における登録者数及び増税総額についてお聞きをしたいと思います。

個別に四輪の軽自動車、5ナンバー、営業及び自家用、貨物4ナンバー、業務用及び自家用、2番目に、原動機付自転車、これについては50ccから90cc以下、90ccから125cc以下、ミニカーについて、それから、小型特殊自転車、農耕作業用と特殊作業用、それから、三輪の軽自動車、以上について答弁をお願いします。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

岩出市への登録者数についてであります。平成29年2月末現在で、四輪の軽自動車の5ナンバーの営業用で3台、自家用で1万6,146台、4ナンバーの営業用で64台、自家用で3,560台、原動機付自転車の50cc以下で4,986台、50cc超90cc以下で372台、90cc超125cc以下で800台、ミニカーで35台、小型特殊自動車の農耕作業用460台、その他の特殊作業用車45台、三輪の軽自動車はございません。

なお、増税総額につきましては、今回の条例改正は、軽自動車の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴うものでありまして、ご質疑にある軽自動車の種別割については、今回は増税はございません。

以上でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 確認なんです。そうしますと、今回の条例改正によって、個人の車の増税、これについては上がらないという解釈でいいのか、それが第1点と、それから、軽自動車税については、市町村の標準税額の1.5倍まで可能だという税率になっているんですけども、岩出市の場合は、どのような倍率になっているのが現状でしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

まず1点目です。今回の増税はないのかという件につきまして、尾和議員ご質疑にある自動車税の種別割についてはございますが、環境性能割に伴う増税ということがございます。環境性能割は、消費税10%の段階において、自動車取得税を廃止する一方で、環境性能にすぐれた車の普及促進を図るため導入されるものでございます。税率は、軽自動車税の燃費性能に応じて決定されるもので、技術開発の動向や地方財政の影響等を踏まえ、平成31年10月1日以降の施行前の平成31年度において見直すことになっているため、増税総額については、現時点では算出しておりません。

それから、種別割の1.5倍ということですが、この件については、平成26年の6月議会でご承認いただいていると思うんですけども、これについては、原則、岩出市も1.5倍程度でございます。



以上でございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私が言ってるのは、エコカーでハイブリッドとか電気自動車等については、これは環境に非常に優しいということで税額を下げるという、据え置いたり、下げたりしている部分もあるんですが、今回出されている条例改正については、岩出市についての影響する、いわゆる自動車を持っておられる方には影響することは少ない、ないと、どちらでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

今回の改正は、消費税率の2年半の延長に伴い、軽自動車税については環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴うものでございますので、もう既に平成28年度から先ほど言われました、軽自動車税の種別割、現在の軽自動車税の増税は本格的に始まっておりますので、今回の条例改正において増税ということはございません。

○吉本議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第9号について質疑をさせていただきます。

まず、今回の引き上げにおける総額は幾らになるのか。これについては、医療、後期高齢者、介護別をお願いをしたいと思います。

それから、最高アップ額は幾らになるのか。

それから、3番目にありますが、今回の改正における資産割については据え置いたという形で、資産割の税率については設けておらないんですが、これについては、なぜ据え置いたのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の引き上げによる総額は幾らとなるのかについてですが、医療分総額では3,628万8,000円、後期高齢者支援金分総額では2,256万1,000円、介護納付金分総額では1,350万4,000円、それぞれ引き上げとなります。

次に、2点目の最高アップ額は幾らとなるのかについてですが、1人世帯では最

高 6 万 7,900 円の引き上げ、2 人世帯では 7 万 1,100 円の引き上げ、3 人世帯では 7 万 3,600 円の引き上げとなり、これらはいずれも所得金額 700 万円の所得階層となります。

3 点目の資産割を据え置いたのはなぜかについてですが、和歌山県が策定している県内の統一的な指針となる和歌山県市町村国保広域化等支援方針の中で、平成 30 年度からの財政運営の一元化を踏まえ、将来的に県内における保険税の統一を図ることを目指し、算定方式については、現行の 4 方式から資産割を除く 3 方式への移行の検討を行うことが明記されたことに鑑み、本市もこの方針の内容を踏まえ、資産割については税率を引き上げず、据え置きとしたものでございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 従来であれば、所得割と資産割というのは設けられておるんですが、今ご答弁いただきますと、将来については、資産割については除外するよと。所得割のみで税率を算定するんだというお話であろうかと思うんですが、勤労者、岩出世帯の中でも、多くの資産を持っている人と、持っておりながら年間の所得が少ない人の、いわゆるアンバランスを生じるということで、資産割についても税率を算出して、所得割だけじゃなくして、そうしようという、今日までの流れであったと思うんですが、一方的に資産割を除外すると、さらに保険料率の、いわゆる拡大がされるのではないかと。

ある程度、平均的なところで推移していたものが、資産割を外すと、いわゆる所得だけで税率を決めるということになるので、そこら辺についてのお考えをお聞きをしたいと思います。問題があるというふうに思うんですが、それについてのお聞きをします。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

資産割を減らすことによって不公平が生じないかというご趣旨であったかと思いますが、現在は 4 方式ということで、所得割、資産割のほか平等割、均等割という部分でも税金をいただいております。

3 方式への移行につきましては、県内で和歌山市が 3 方式をとっておるというようなこともございまして、この 3 方式への移行については、体制がそういうことになっていくのであれば、岩出市としても検討してまいりたいと考えてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第10号について、質疑をさせていただきます。

今回の条例案については廃止をされるということですが、この賃貸借はいつから締結をされてきたのか。

それから、廃止する理由について、具体的にお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、この底地については誰の所有物件かについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、いつから締結してきたのかにつきましては、昭和46年8月1日から土地使用貸借契約を締結しております。

2点目の廃止する理由については、老人憩いの家「根来山荘」を取り壊すことに伴い廃止するものです。

3点目、誰の所有物件かについては、所有者は根来寺であります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 廃止する理由の中で、いわゆる根来寺さんのほうから、あの土地については上物を更地にして返してくれという要求があって、要請があって返しをするのか、それとも岩出市がみずから、あの施設についてはもう必要性がなくなったという判断をして、上物を解体してお返しするのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

根来山荘の土地を借りておりましたが、根来寺からの返還の申し出があり、それを受け、猶予をいただいた上、返還する予定としておりました。それがこの廃止という形になります。

更地で返還という話になっております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そこで、私は根来山荘については、昨年もそうだったと思うんですが、屋根の漏水で補修をしたり、その時点で金をかけているわけですね。市民の税金を使って補修をしておるわけですよ。いつの時点で根来山荘のほうから返してくれという要望があったのか。それによって、無駄な金を投資をしているじゃないかということが明らかになると思うんですが、そこら辺の時間的な流れについて、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

根来寺からの返還の申し出は、平成24年当初でございます。それを受け、平成31年3月31日までに返還する予定としておりました。

先ほどの屋根の改修につきましては、平成26年3月に修理を行っていますが、既にその時点で土地の返還が予定されていましたが、雨漏りがひどく、利用者に著しく迷惑をかける状態であったため、改修工事が必要でありました。

○吉本議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第11号について、条例制定について質疑をさせていただきます。

今回の会議については、定例化をして開催されるのか。

2番目に、委員会は公開をして行うのか。

それから、3番目に、主な事業についてはどういうことをされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

会議は定例化して開催されるかにつきましては、認知症初期集中支援チーム検討委員会は、年2回実施いたします。

次に、委員会は公開して行うのかにつきましては、委員会の公開は考えておりません。

次に、主な事業は何かにつきましては、認知症初期集中支援チーム検討委員会では、平成30年2月の認知症初期支援チームの設置に向け、医療、保健、福祉に携わ

る関係者等で、本事業を推進していくための具体的な内容及び岩出市における認知症施策の推進に向けた検討等を行ってまいります。また、認知症初期集中支援チームの設置後は、活動状況の報告及び課題の抽出、対応についても、あわせて検討を行ってまいります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 委員会については非公開だということですが、議事録をとられると思うんですが、議事録については、後から請求があれば公開をするということなのか、それについても全部クローズだということなのか、公開の年度、何年たてば公開するのか、そこら辺が決まっておるのであれば、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

委員会では、初期支援チームで支援した事例報告等を行うため、個人を特定するおそれがあるため、個人情報保護の観点から公開は考えておりません。ただ、それについては内容によって検討させていただきます。

議事録につきましても同じことでございます。

個人情報に掲載されている場合は、一部開示することができないというような方向で考えております。

個人情報の検討が主になってきますので、公開しません。

委員会ですので、議事録はとります。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議事録をとって公開しないということですが、これは永久ですか。それとも期限を設けて公開をするということになるんでしょうか。それについて再度答弁ください。

○吉本議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

永久でございます。

○吉本議長 続きまして、議案第13号の質疑を行います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第13号について質疑を行います。

平成28年度補正予算についてであります。その中で、河川費の中で山崎地区浸水対策事業として、繰越明許費として1億7,900万余りの金額が計上されております。これについてはどういう理由で繰越明許になっているのか。さらに、完成年度はいつを目途にしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、基金への繰入金7,800万余りが基金に繰り入れされようとしているんですが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、有害事業等の補助金についてであります。補正の理由についてお聞きをさせていただきたいと思います。それとあわせて、現在、何頭捕獲しているのか、年度別で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 山崎地区浸水対策事業の繰越明許費とした理由についてですが、排水ポンプの発電機製作に期間を要するものです。また、完成は、紀の川の出水期前の平成29年5月31日まで完成する予定です。

○吉本議長 財務課長。

○岩見財務課長 2点目、基金への繰入金7,845万1,000円についてでございますが、財政調整基金からの繰り入れについては、本補正予算における歳入歳出額の不足分を補填するために、基金の取り崩しを行うものでございます。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 有害鳥獣の補助金についてでございますが、補正の理由といたしまして、有害鳥獣、イノシシの捕獲頭数の増加によるもので、捕獲頭数は平成26年度で222頭、平成27年度で89頭、平成28年12月末現在で305頭でございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1番目の河川のところで、平成29年5月29日ということですが、ポンプは完成して、これはどういうことでしょうか。完成したものを設置するのが、この月日でよろしいのでしょうか。この時点でポンプができて、それからまた設置をするということなのか、そこら辺、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、有害のところなんですが、主に、これは北山のほうのイノシシの出没が多いということで理解していいのか、そのところで、どこの地区に多くイノシシが出没して、捕獲をされているのか、わかれば教えてください。

○吉本議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

先ほど申しました平成29年5月31日までに完成する予定でございます。それは事業の完了でございます。ポンプを据えつけて、発電機も据えつけて、完了が5月31日までにするというところでございます。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 イノシシの捕獲がどこで多くなされているかということでございますが、議員のお考えのとおり、山際のほう、あの地域について捕獲が多くなっております。個別のデータまでは現在持ち合わせておりませんが、境谷地区でありますとか、安上地区ですね、そういったところが主な捕獲頭数の多いところでございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 有害のところの件であります。これはわなによる捕獲なのか、それとも猟銃によって捕らえたものなのか、その区別についてはわかりますか。

○吉本議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 本件予算の対象となっております有害鳥獣の捕獲につきまして、全て箱わなでの捕獲になっております。

○吉本議長 続きまして、議案第14号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第14号について質疑をさせていただきます。

平成28年度国保の補正予算についてであります。まず最初に、被保険者数の推移、年度別をお願いをしたいと思います。

それから、退職被保険者数の推移、これも同じようにお願いをしたいと思います。

それから、高額療養費の支出の件であります。これ、疾病名ごとに、その数をご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目の退職を除く一般被保険者数の推移についてですが、過去5年間の推移で

見ますと、平成23年度末が1万3,180人、平成24年度末が1万3,397人、平成25年度末が1万3,264人、平成26年度末が1万3,201人、平成27年度末が1万3,203人、平成28年度末では1万3,229人を見込んでおります。

次に、2点目の退職被保険者数の推移についてですが、過去5年間の推移で見ますと、平成23年度末が1,151人、平成24年度末が987人、平成25年度末が918人、平成26年度末が753人、平成27年度末が493人、平成28年度末では381人を見込んでおります。

次に、3点目の高額療養費の疾病名ごと及び数についてですが、疾病個々の高額療養費の金額については把握困難でございますが、慢性C型肝炎や肺がん、腎臓がん等による医療費が高額レセプトとして上がっております。また、高額療養費の件数については、平成25年度は5,498件、平成26年度は5,795件、平成27年度は6,373件と年々増加しております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。退職被保険者数の推移については、これは今ご答弁いただきますと、平成23年度をピークにして、年度別、ずっと下降傾向にあるんですが、説明会の中には、非常に退職者数がふえてくるんだというご答弁と整合性がなかったと思うんですが、なぜああいう説明をされたのか。これで見ますと、年々低下をして、平成29年度はぼんとふえるという解釈をされているのか、よくわからないんですが、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、高額療養費の件であります。C型肝炎、肺がん、がん等についての疾病がふえているということでもあります。これは1疾病について、個人差があると思うんですが、例えば、並びに平均とって、肺がんとか、そういうがんの種類に応じて、平均どれぐらいの疾病になっているのか、わかれば教えてください。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

議案説明の際に、退職者医療がふえておるのではなかったかと、矛盾はないのかということでございますけれども、確かに退職被保険者、人数としては減ってきておるんですけれども、人数1人当たりの医療費が上昇しております。人数は減となっている一方で、1人当たりの医療費が増加、それによりまして、退職医療全体の費用が増加という傾向になってございます。



2点目の高額療養費の疾病等の状況ということですが、今答弁させていただいたのは、代表例といたしまして、こういった疾病が上がっているということで、個々にデータを分析して述べたものではございませんで、高額なレセプトを拾い出したところ、こういった病気が見受けられたということでお答えをさせていただいております。ですので、各病気によってこういった高額療養費の状況かについてまでは、ちょっとお答えできかねます。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 高額療養費の疾病に応じて支出の点であります、がんが発見されて、短期間で進行して亡くなるという、いろいろ個人差がありますから一概に言えないと思うんですけども、そこら辺については、具体的に調査をされて、C型肝炎やったら長期に疾病になって療養せなあかんということになると思うんですよ。そんなに急激に劇症型C型肝炎になれば、死は終末を迎えることがあると思うんですが、そこら辺で、市としては、疾病ごとに大体どれぐらい要るもんかということで把握をして、それに対する対応というのが求められるのではないかなと、私自身としては考えておるんですけども。

そこら辺で、今言うたように、肺がんになればこれぐらい要りますよとか、我々としても市民に話しするときに、肺がんになったら大体これぐらい医療費が出るんですよという説明がしやすいんですよ。だから、持っておられるのであれば、大体これぐらいかかるんですよという話が、一般的に話しする場合に、対応としてはありがたいな。なるべく早期にがんの発見をして、早期治療、早期に回復をしていくという話にもつながっていかうと思うんですが、そこら辺についてのお考えはどうでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

疾病ごとの分析、また、その費用等について情報を示せないかということでございますけれども、市としましては、平成29年度にデータヘルス計画というのを策定予定をしております。その中で、こういった疾病に、こういった階層の年代の方がかかっているのかを初め、病気のデータを集計してまいりたいと考えておりますので、その結果をもって、またお示しをしたいと考えております。

以上です。

○吉本議長 続きまして、議案第18号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第18号についてお聞きをいたします。

今回、委託先の変更するんだというお話でありました。委託先を変更することによって、現行から幾ら減額になるのか、岩出の持ち出しが減ってくるのか、これについて現行と比較をして、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

委託先の変更により424万621円の減額となります。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 400万も安くなるのであれば、もっと早く、財務課としてアンテナを広げて、今日までなぜできなかったんかということを使うんですが、もし今までどおりであれば、幾らアップするということになってたんでしょうか。そこら辺について、再度お聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

現在、全国自治協会のほうに、平成28年度まで加入しております。その金額が147万9,027円、それが今回の率の改定によりまして、平成29年度から568万892円ということで、4倍に上がるということで、平成28年度までは従来どおりの金額で推移してございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、平成28年度までは百四、五十万で推移していたんですけども、今回、料率か何か知りませんが、平成29年度に560万にアップしてきたんで、いろいろほかのところを検索していくと、今の委託先を変更すれば420万ぐらい減額になるということで、委託先を今回変更したという理由でよろしいでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

そのとおりでございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第2号から議案第19号までの議案18件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第19号までの議案18件は、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算～

日程第25 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第22 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算の件から日程第28 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第20号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第20号 平成29年度の一般会計予算について、質疑を行います。

この議案については、6点質疑を行いたいと思います。

まず1点目には、市税の点についてであります。市税は、今年度2億円の増額を見込んでいます。昨年度の予算の中では、1人当たりの所得が増加しているからというような説明がありましたが、今年度の市税の伸びという部分については、どのような理由、見解を持っておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目には、予算編成に当たってという、こういう記述の中においては、人口、納税義務者数が減少に転じることが見込まれると。また、市税の減収が予想される状況であるということもあわせて書かれていますが、この点においては、実際には1人当たりの所得が増加していて、市税が伸びていくと言いながら、現実には市税

の減収も予測されるという点においては、まさに相反するような視点になっているんじゃないかというふうに思いますが、この点についての市の認識について、お聞きをしたいと思います。

3点目には、住民ニーズの多様化、複雑化による新たな行政課題が発生しているんだという、こういう認識を市当局も持っておられますが、新たな行政課題というものの、こういう点については、何が発生しているというふうに捉えているのか。また、こうした市民ニーズに对应していく上においては、今後、市としての計画、また方向性については、どのように認識をされているのかという点をお聞きしたいと思います。

4点目においては、こうした住民ニーズに对应していくという部分においては、やはりしっかりとした職員体制、こういうものも必要ではないかというふうに考えるわけなんですけど、実際には、この予算書を見てもみると、人件費においては、昨年よりも減額されてきているというふうになってはいますが、この理由はどのようにしてなのかという点をお聞きしたいと思います。

5点目には、今度、総合体育館の敷地、この敷地内に新しいプールをつくっていくんだというようなことも述べられていますけれども、この点においては、岩出市としてどのような市民プールを考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、市民の暮らし、これは今大変な状況になってきています。それは国における社会保障の切り捨て、こういう施策がどんどんとされてくる中で、本来、地方自治体の役割、こういう部分においては、しっかりと市民の生活を守っていくという、そういう防波堤の役割を果たす必要があるわけなんですけど、こういう点においては、今年度の予算の中で、福祉施策や教育施策面、こういう面などにおいて、いろんな各種の制度があるわけなんですけれども、こういう点においては、昨年度と比べ、制度の点、改善面、こういう点については、どのような点が各部署で改善されてきているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の1点目のご質疑についてお答えいたします。

昨年度、1人当たりの所得が増加すると説明いたしましたのは、個人市民税についてでございます。今年度の市税全体の2億円の伸びは、主に個人市民税の納税義務者数の増、法人市民税の法人数の増及び企業収益向上による平成28年度調定見込

み額の増、それから、固定資産税の宅地開発や新築・増築各分の増によるものでございます。基本的には、平成28年度の調定見込み額に、国が示します地方財政計画の伸び率と見込み収納率を乗じて予算を算出しております。

続きまして、2点目につきましては、人口及び納税義務者数が減少に転じるとあるのは、今後の見込みでございます。確かに、平成29年度では、納税義務者数は増加すると見込まれておりますが、近い将来の税収減に備え、予算編成をしなければならないということであると認識しております。

以上でございます。

○吉本議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 3点目にお答えいたします。

ここ数年の市政懇談会等における市民や地域から出されるご意見、ご要望については、道路拡幅、歩道設置等の道路関連、信号設置等の交通安全対策、防災対策など、身の回りの安心・安全を求める要望が多くなっております。

平成28年度におきましては、各地で大規模地震が発生している中、より具体的な対策を求める要望が多くなっております。また、ここ数年は、県立中学校誘致についての要望もふえておりますが、市民ニーズという面においては、大きな変化はございません。

なお、まちづくり課題に対する計画や方向性につきましては、長期総合計画及び岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載したとおりでございます。

○吉本議長 総務課長。

○木村総務課長 次に、4点目ですけれども、平成29年度一般会計予算の概要の人件費の減額理由につきましては、定年退職者数の減による総合事務組合負担金の減等によるものでございます。

○吉本議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員の5点目の市民プールについてお答えいたします。

総合体育館は、災害時の中長期間避難できる施設に位置づけられていることから、国の施策を活用し、浄水設備を備えた災害対応機能を有するプールを考えてございます。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 6点目、各種制度の改善はのうち、福祉施策につきましては、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、子育てしやすいまちを基本目標の1つとしており、児童虐待に対する体制整備や不妊治療助成事業の拡充を図ること

としております。

また、高齢化が今後当市でも急速に進むことから、介護予防日常生活支援総合事業を円滑に実施していくことで、高齢者が住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができるような体制整備を進めているところです。

○吉本議長 教育総務課長。

○・教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

教育面の改善点でございますが、経済的、家庭的な事情等から不安や悩みを抱えている子供がふえてきております。そういった子供の支援や心のケアを行うため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談時間を増設し、改善を行ってございます。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけちょっとお伺いをしたいんですが、総合体育館の敷地内につくるプールですね、今お答えの中では、災害対応プールだということを言われました。そもそも災害対応プールというのは、どのようなプールなのでしょうか。その中身について、少しお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、実際には、敷地内にプールをつくるということであれば、今、駐車場として活用されている、その敷地が減るということになると思うんですが、そういう点については、市としては駐車場が減るということに対して、新たに駐車場を整備していく、そういうようなことなんかも考えておられるんでしょうか。この点、2点ちょっとお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

災害時対応ということでございますが、先ほど答弁いたしましたとおり、浄水設備、要するに、水道が災害で送水管が壊れてしまって、水が送られてこないという状況が発生した場合に、プールの水をろ過して、飲み水として活用できるという装置を設けたプールでございます。

それから、2点目の敷地内、駐車場が減るということで、その考えについてでございますが、今回上程しております予算につきましては、測量設計の委託業務でございます。この委託業務の中におきまして、どれだけのプールをつくることによって、駐車場がどれだけの数が減るのか、そういったことが今後の業務委託の中で決

まってくると思いますので、その時点で再度検討したいと考えてございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 施政方針の中には、堀口プールと東公園プール、これが老朽化が進んでいるから2施設を統合するという表現も出ているんですね。実際には、このプールとの関係で、新たに岩出市の今言われた送水管の関係の災害なんかにとも対応するようなプールだということの説明だったと思うんですが、そういう点でいうと、今度できるプールというのは、イメージ的にはかなり大きな施設になるのではないかと、いうふうに感じてしまうところもあるんですが、この辺のところでいうと、感覚的な部分というか、イメージ的な部分でいうと、規模的にはかなり大きな施設だというふうに認識していいのか、その辺のところを市の、先ほど、これからの問題になるから、大きさなんかはなかなかわかりにくいんだというような形のニュアンスも言われたんだけど、この辺との関係でいうと、イメージ的な部分でいうたら、かなり大きなものだというふうに考えていいんでしょうか。

それと、もう1点は、2施設を統合するという考えからいくとすると、やはりいろんな、もし仮に大きなものになるんだとしたら、市として考えている部分というのが、例えば、全国大会とか近畿大会、ああいう50メートル、100メートルというような、そういうプールというような部分も含めて考えておられるような市民プールというふうに捉えていいのか、その辺の全体的な部分というんかな、イメージ的な部分、もう少しわかるような形の部分というのが、どういうような形なのかという点、この点だけちょっとお聞きしたいと思うんです。

○吉本議長 答弁願います。

生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、今回上程してございます予算につきましては、測量設計委託業務でありまして、詳細な内容については、この測量設計において決定してまいります。

○吉本議長 しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第21号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第21号、平成29年度の国保会計の予算について質疑をしたいと思います。

この予算書を見てみますと、退職被保険者、この保険税が大幅に減額になってきています。前年比で3分の2ぐらいの額になってきているんですが、これは市としてはどのような理由からこういうふうにされたんでしょうか。また、別立てで、国保税の値上げというものもされてきている中で、過小見積もりというふうにはならないのか、この点について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、今、医療給付費、これが増大しているからという理由で、国保税そのものの自身が増えられてくる中で、現実的には、市として、この医療給付費、これを抑える取り組み、これはこれまでの部分をそのまま踏襲しているのであれば、医療給付費は抑えられないというふうに思うんですね。その点では、実際には、新たに医療給付費そのもの自身を抑えていく、こういう取り組みについては、今年度どのように進めていこうとしているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目には、人間ドック、脳ドックという、この充実なんかが当然求められてくるというふうに思いますが、今年度の取り組み、対象人数の関係などは、前年度と比べてどうなっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

それと、あわせて、医療費を抑えていくという部分については、特定健診、こういうものを市は進めているわけなんです、この特定健診そのもの自身についても、目標、これについては、前年度と比べてどのように対応しようとしているのかという点。

5点目には、やはり国保利用者の皆さんを初めとして、市民の皆さんがしっかりと元気で長生きをしていただけると、そういうまちづくりをやっぱり進めていかなきゃいけないと思うんです。その点においては、国保が果たす役割という部分、また、岩出市として取り組んでいくという面での方向性、これについては、今年度どう捉えているのかという点。

この5つをお聞きしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の1点目、退職被保険者の保険税についてですが、退

職者医療制度は、平成20年政令等の改正により廃止となり、平成26年度までの経過措置とされたため、平成27年度以降、新規適用はなくなっております。そのため65歳到達に伴う退職被保険者数の減少により、退職被保険者等の国保税も減額しているものであります。

続いて、2点目、医療給付費を抑える取り組みについては、特定健診及びドック検診を初めとする保健事業や医療費通知の送付、ジェネリック医薬品の推進、またレセプト点検員を雇用して、療養費等点検を実施するなど、医療費適正化事業に取り組んでいるところであり、平成29年度もこれらの取り組みを進めてまいります。

続いて、3点目、人間ドック、脳ドックの取り組みについては、平成29年度も人間ドック、脳ドック、いずれの検診も実施するとともに、脳ドックについては、定員を10名拡充して取り組んでまいります。

4点目の特定健診受診者数の目標については、平成29年度の目標は、受診率33.7%で、平成28年度より高く設定をしております。

最後、5点目、元気で長生きできるまちづくりを進める上で、国保が果たす役割と取り組み面の方向性についてですが、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることが重要であると考えております。このような中、国保が持っているレセプト等のデータを活用し、データに基づいた効果的な保健事業などの取り組みを行っていくこととしております。今年度、レセプト分析を行ったところ、高血圧などの循環器系の疾患や糖尿病などの内分泌、栄養及び代謝疾患など、いわゆる生活習慣病に係るレセプト件数が多かったため、国保といたしましては、生活習慣病予防の取り組みとして、特定健診、特定保健指導事業、人間ドック・脳ドック検診など、保健事業の実施に取り組むとともに、平成29年度にデータヘルス計画を策定し、計画的な保健事業の実施に努めてまいります。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、脳ドックについては10名増を見込んでいるんだということでした。改めて、人間ドックの対象人数、これが何名なのかという点と、脳ドックについても何名から何名にされたのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、仮に、この定数をオーバーした場合なんかは、市としては、オーバーした場合については、追加募集というようなことなんかも考えておられるのかどうかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、市として長生きをしていく、そのまちづくりの上には、レセプトの分析を行ったという部分もおっしゃられました。その中で生活習慣病、この部分について、やはり改善していくというのが非常に大事なんだということが言われたと思うんですね。その点では、市として、生活習慣病という部分について、どのような形で、市民の皆さんに生活習慣病にならないような、そういうような対応の取り組み、それについてはどのような形で進められようとしているのかという点、この2点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをいたします。

最初に、人間ドック、脳ドックの人数でございますけれども、人間ドックにつきましては、前年度同様、50名、脳ドックにつきましては、前年度50名であったものを60名ということで、平成29年度はさせていただきます。

2点目の定員オーバーのときの追加はあるのかということについてであります、あくまで医療機関との契約の関係もございまして、定員どおりの取り扱いとさせていただきます。

3点目の生活習慣病にならない対応の取り組みといたしましては、常々申し上げております特定健診を広く周知させていただきまして、住民の皆さんがご利用しやすいように、いわゆるメタボ健診ということで、生活習慣予防のために使っていくように特定健診を広めております。

なお、今年度、平成28年度から糖尿病成人症の予防事業ということで、糖尿病の重症化を予防するための事業にも取り組んでおりまして、平成29年度も引き続き継続をしてまいる所存であります。

以上です。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけちょっとお伺いします。

退職者医療なんかも含めて、今回、国保の値上げというものがされてくるんですが、世帯当たりの値上げ、また、1人当たりの値上げという部分については、どのような金額に、幾らから幾らになるんでしょうか。負担の部分について、どれぐらいになるのかという点、この点だけお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

保険税値上げで、どのぐらいの値上げ幅になるのかという点でございますけれども、全て平均をいたしまして、1人当たり、年間、おおむね6,500円程度ということとを想定してございます。

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第20号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 反戦・平和・脱原発の会の尾和弘一です。

まず最初に、予算委員会に入っていないので、具体的にお聞きする点もありますので、ご了解をいただきたいと思います。

まず、平成29年度一般会計予算についてであります。これは岩出市民にとっては、1年間の一番大切な予算になるわけでありまして、具体的にお聞きをしていきたいと思います。

まず、市財政についてであります。固定資産税に関して、完全に補足をされているのか。地籍調査後の状況についてお聞きをいたします。

中でも、生産緑地の2022年問題が、今、世間では問題になっております。これについて、岩出市の基本的な課題をどのように捉えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、償却資産の補足について、現状はどのようになっているのか。

軽自動車税の増収分の内訳については、先ほどの午前中の質疑でもしましたが、現在、過去の滞納件数についてはどのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、マイナンバーカードの交付件数について、現在、どういう実績になっているのか。今年度の予算で交付見積もりをどのように見ているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ふるさと納税の寄附金の問題でありますが、今年度は2,000円という形で予算組みをされておりますが、他の地方自治体の寄附金の増加によって、岩出市においては、市税のマイナスが発生しておると思っております。過去の実績と見積もりについてお聞きをしたいと思います。

次に、横断的な事項について、一括してお聞きをしたいと思います。

今年度の人件費の増加分を幾らと見積もっているのか。

さらに、超過勤務手当の総時間数及び金額はどのようになっているのか。また、平成29年度の超過勤務時間について、目標を設定をして削減に努力する方針であるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費に関してであります。昨年比に対して、どのように見積もっているのか。

それから、「障害者」の表記についてであります。これは毎年、私は意見を述べているわけですが、変更するべきであると考えておりますが、お考えをお聞きをしたいと思います。

それから、保育士の賃金についてであります。これについては幾らアップ額を考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、歳出のほうについてお聞きをしたいと思います。

一般的には、各市町村とも本会議のネットについては、Y o u T u b e なり、いろんな形で一般市民が見れるような状況にあります。岩出市について、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、産業医の職場巡回についてであります。これについてどう考えているのか。

それから、自治会の未加入の実態について、現在、世帯数及び人員をどのように把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、駐車場の借上料の明細について、お聞きをしたいと思います。

それから、庁舎補修工事として、250万計上されておりますが、これについて、どこの箇所を想定されているのか。

それから、消費者生活窓口相談委託の問題についてであります。委託先及び過去の相談件数についてお聞きをしたいと思います。

それから、男女出会いサポート業務委託料についてであります。平成28年度に比べて20万円増加をしております。その理由、過去の実績、成果についてお聞きをしたいと思います。

それから、地方税回収機構への負担金であります。実績についてお聞きをしたい。

それから、原爆手帳保持者数とその内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、母子・父子の世帯数について、現在どうなっているのか。

それから、成年後見人の申立手数料というのが予算組みをされておりますが、これについては何人を見積もっているのか。

それから、根来山荘の解体工事1,300万計上されておりますが、これについて具体的な積算根拠を求めたいと思います。

それから、老人クラブの加入者数について、現在、何名加入されているのか。

それから、子ども医療費扶助に関して、なぜ予算化をされていないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、還付制度の見直しについてもお聞きをしたいと思います。

それから、公共施設の下水道接続についてであります。現在、あと何施設が残っているのか、今までに接続した施設についてのご答弁をいただきたいと思います。

それから、いわで御殿の入浴者数について、過去5年間の推移をお聞きをしたいと思います。

1階ロビーの工事について、具体的に何をされるのか、どこをどのように変えられるのか、お聞きをしたい。

予防接種委託料の詳細について、約200万円アップしておりますが、これについてお聞きをしたいと思います。

がんによる死亡者数の過去の状況、疾病ごと、質疑をしたいと思います。

それから、不妊治療の実績について、どうなっているのか。

火葬場の煙突解体の理由について、お聞きをしたいと思います。

それと、LEDへの防犯灯補助について、件数について、この200万計上されておりますが、件数はどのように見積もっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、クリーンセンター運転委託料、これについて、昨年比べてアップをしておりますが、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、家具リサイクル工房の設置についてであります。この設置場所及び補修後の販売についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、多面的機能支払い交付金についてであります。これについての内容と支払い先についてお聞きをしておきます。

看板設置工事の内容について、600万余り計上されておりますが、これについてどういう内容なのか。

根来畑毛改良工事について計上されております。これはどこの箇所をどのように改良するのか、お聞きをしたいと思います。

それから、空き家対策協議会のメンバーについて、どういうメンバーで運営されるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出市住宅耐震改修工事補助金について、件数の増加を見込んでおられるのかどうか、お聞きをしたい。

高齢者スポーツ施設に関して、その内容と設置場所についてお聞きをしたいと思います。

それから、市営住宅業務委託料、どこをどのようにするのか、どのような内容の委託なのかについて、お聞きをしたいと思います。

それから、県防災ヘリコプターについてであります、運航回数についてどうであったのか、現在の岩出市の状況をお聞かせください。

次に、きのくに補助事業の実績についてお聞きをしたいと思います。

最後になりますが、岩出市の給食問題についてお聞きをしたいんですが、他の自治体において、給食への異物混入等が問題になっております。岩出市においては、異物混入について、過去の実績はどのような状態なのか、あったのか、ご答弁をください。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 まず、人件費の増加分についてでございますが、給与費明細書では1,737万1,000円の増となっております。

次に、超過勤務手当の総時間、金額については、3万3,565時間で、7,301万円となっております。目標については定めておりませんが、削減に努めております。

次に、産業医の職場巡回はどうか、職場巡回につきましては、衛生管理者及び衛生委員によりほぼ毎月行っており、産業医が都合のつく場合は、産業医を中心として巡回を行っております。なお、産業医が不在のときは、巡回の内容を産業医に報告をしてございます。

続いて、本会議のネット配信をすべきであるとするが、どうかにつきまして、本会議のネット配信につきましては、現在、議場はアナログ放映であるため、本会議をリアルタイムでインターネット上において放映することは、対応できないという報告をいただいております。

次に、自治会への未加入の実態はどうかにつきましては、2月末での届け出によりますと、自治会等への加入世帯数は1万5,773世帯、同時点での住民登録の世帯

数は2万2,390世帯で、未加入の率は29.55%となります。

次に、県防災ヘリコプターの運航回数はどうかにつきましては、県災害対策課に確認しましたところ、岩出市においては、平成28年度に地域防災訓練で1回の運航となっております。

○吉本議長 財務課長。

○岩見財務課長 まず、光熱水費の昨年度比でございますが、平成29年度当初予算における光熱水費は、総額で1億4,986万3,000円となっており、昨年度と比較して431万円の減となっております。

続きまして、駐車場の借上料の明細でございますが、庁舎の南側の駐車場が1,843平方メートルで351万6,444円、あと、平野製畳さんの南の月決めの駐車場を10区画借りておりまして、それが年間で24万であります。

庁舎補修工事でございますが、主に庁舎の維持管理でございます。老朽化に伴う修繕及び人事異動による通信配線、電話配線の工事等を予定しております。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 市財政についての1点目、固定資産税に関して、完全に補足しているのかについてでございますが、固定資産税の評価は、固定資産評価基準に基づき地籍調査後につきましても、公平・公正な課税業務に努めているところでございます。

次に、生産緑地の2022年問題について、基本的課題はどうかについてでございますが、当市には生産緑地はございませんので、課題はないものと考えます。

償却資産の補足はどうかにつきましては、未申告者に対し申告指導を行うとともに、課税調査により適正な課税に向けた取り組みを行っているところでございます。

2点目の軽自動車税の増収分の内訳はどうかについてであります。資産算出に当たっては、基本的には平成28年度の調定見込み額に国が示す地方財政計画の伸び率と見込み収納率を乗じて算定しておりますが、増収の主な要因は、課税台数の増によるものと考えます。なお、平成29年度は2万8,000台を見込んでおります。

次に、過去の滞納件数はどうかについてでございますが、平成27年度課税に対する滞納件数は411件、平成26年度課税に対しては507件、平成25年度課税に対しては478件となっております。

4点目のふるさと納税、寄附金の増加に向けた取り組みはどうかについてでございますが、これまでも市ウェブサイトで岩出市を応援したいという方へのPRに努めてきたところですが、昨今、ふるさと納税への関心も高まっておりま

して、今後は市ウェブサイトのリニューアルし、魅力ある事業を発信するとともに、ふるさと納税サイト等を活用するなどして、寄附金の増加に努めたいと考えております。

また、市税におけるマイナス分は幾らと見積もっているのかにつきましては、マイナス分といいますと、寄附金税額控除になると思いますが、これにつきましては、過去の実績は平成25年度41万7,000円、平成26年度74万円、平成27年度367万2,000円、平成28年度1,512万1,000円でございます。

ふるさと納税の関心が高まりがある一方、返礼品については、総務省から良識を持った対応をするようにとの通知が出ております。また、返礼割合についても上限を検討するとの動きもありますので、これらを勘案いたしますと、平成29年度は、平成28年度と同等、またはそれ以上の税額控除になると予想しております。

最後に、地方税回収機構への負担金の実績はどうかについてでございますが、平成27年度は、負担金923万8,000円で、その徴収実績は4,062万4,457円、平成26年度は、負担金1,093万7,000円で、徴収実績は7,018万890円、平成25年度は、負担金634万4,000円で、徴収実績は5,374万4,806円でございます。

税務課からは以上でございます。

○吉本議長 市民課長。

○佐谷市民課長 市財政についての3点目、マイナンバーカードの交付実績、また交付見積もりについてであります。マイナンバーカードの交付実績は、2月末現在で、申請者数が4,529人で、交付枚数が3,544枚であります。

あと、見積もりなんです。今後、618万円の交付を見込んでおります。

○吉本議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 消費生活の関係ですが、相談窓口の委託先、平成29年度についてはまだ決定しておりませんが、平成28年度はNPO法人わかやま暮らしファイドでございます。

過去3年間の相談件数につきましては、平成26年度総件数73件のうち17件、平成27年度総件数63件のうち9件、平成28年度は1月末現在、総件数59件のうち6件でございます。

それから、男女の出会いサポート事業につきましては、平成28年度と比較して17万2,000円の増額をしております。昨年度の効果としまして、効果的であったのはテレビCMによるPRと考えておりますので、今年度におきましてもプロポーザル方式による入札を行いまして、委託業者がどこになりましても、テレビCM導入

いたしたく増額したものでございます。

○吉本議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 横断的事項についての4点目、障害者の表示についてのことですが、「障害」の漢字表記については、平成22年度に内閣府に設置された障害者制度改革推進会議の検討結果として、法令等では、当面、漢字を用いることとされたことから、漢字としております。

次に、原爆手帳保持者への扶助者数とその内容はどうかについてですが、原爆手帳保持者数は、平成28年5月1日現在で11人、1人につき3万5,000円を給付しております。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 保育士の賃金につきましては、月額8,210円となっております。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 火葬場の煙突解体の理由はどうかについて、昭和60年度に火葬場の改修工事を行い、それ以降は沿道及び煙突は使用しておらず、今回、老朽化のため撤去を行うものです。

続いて、LEDへの防犯灯補助、件数はどうかについて、区自治会からの申請件数100基を見込んでおります。

続いて、家具リサイクル工房の設置について、設置場所、補修後の販売はどうかについてでございます。リサイクル工房の設置場所については、クリーンセンター内、現在の自転車のリサイクル工房の隣に改築を行うものでございます。

販売につきましては、ごみの減量化は第一の目標としており、まずは公共施設や社会福祉施設などに無償譲渡を優先することとし、将来的には、展示販売の機会を設け販売したいと考えております。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 クリーンセンター運転委託料アップの理由につきましては、岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料は、平成25年度を初年度として、運転管理や用益費、点検・修繕等に係る全ての費用を含めた5年間の長期包括契約を締結していますが、点検・修繕内容につきましては、年度によって異なることから、各年度一律の金額ではないため、対前年度比では増額となったものでございます。

○吉本議長 保健推進課長。

○寺西保健推進課長 予防接種委託料の詳細、約200万円アップの理由は何かについてお答えします。

予防接種の種類は、ＢＣＧ、ＭＲ、日本脳炎、二種混合、水痘、インフルエンザ、成人用肺炎球菌、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、ポリオ、Ｂ型肝炎と任意の風疹で、ワクチン接種者の総数は２万３１９人を見込んでいます。平成２８年１０月からＢ型肝炎ワクチンが定期接種の対象となったことが増額の主な要因です。

続きまして、がんによる死亡者数、過去、疾病ごとについてお答えします。

過去５年間の胃、肺及び気管・気管支、大腸、乳並びに子宮の部位別で申し上げますと、平成２３年、胃１２人、肺及び気管・気管支２６人、大腸１８人、乳２人、子宮１人。平成２４年、胃８人、肺及び気管・気管支２６人、大腸７人、乳３人、子宮はございません。平成２５年、胃１９人、肺及び気管・気管支２０人、大腸１６人、乳４人、子宮２人。それから、平成２６年、胃１４人、肺及び気管・気管支２２人、大腸１５人、乳はございません。子宮１人です。それから、平成２７年、胃１２人、肺及び気管・気管支２５人、大腸１２人、乳５人、子宮１人となっています。

続いて、不妊治療の実績はどうかについてお答えします。

平成２７年度の実績は３５件です。

保健推進課は以上です。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 母子・父子の世帯数はどうかにつきまして、平成２９年２月末現在のひとり親家庭等医療の受給世帯数は、母子７３２世帯、父子４１世帯であります。

続いて、子ども医療扶助費に関しては、小学校就学前の児童の入通院にかかる医療費及び小中学生の入院にかかる医療費につきましては自己負担額の全額を、小中学生の通院にかかる医療費につきましては、自己負担額の３分の２について予算計上しております。

また、還付制度の見直しについては、現在、現物給付化について、関係機関と調整中であります。

以上です。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 成年後見人申立手数料につきましては、２人分の費用を計上しております。

次に、根来山荘解体工事費１,３７１万６,０００円につきましては、解体、撤去工事一式にかかる費用であります。

次に、老人クラブの加入者数は、平成28年4月1日現在、1,967人です。

続きまして、いわで御殿の入浴者数、過去5年間の推移につきましては、平成23年度7,842人、平成24年度6,481人、平成25年度6,109人、平成26年度6,384人、平成27年度5,962人であります。

次に、1階ロビーの工事については、いわで御殿1階の空調設備の故障による更新工事です。

以上です。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 多面的機能支払交付金事業についてですが、農地や農業用施設を地域ぐるみ保全管理する活動や施設の老朽化へ対応するため支援を行い、集落を支える体制を強化する事業です。また、支払い先は事業を実施している西国分地域保全活動委員会と新坂環境保全委員会の2地区です。

続いて、根来畑毛線改良工事は、曾屋地区で、市道山西国分線のファミリーマートと旧中井倉庫から南へ藤崎井用水路までの間で、現道を6メートル50に拡幅するものです。

続きまして、高齢者用スポーツ施設についてですが、国庫補助事業として実施する計画であり、その条件となる都市計画決定を行うため、平成29年度は基本計画の中で、具体的な内容や設置場所を検討してまいります。

続きまして、市営住宅長寿命化計画策定業務委託料についてですが、市営住宅の長寿命化対策として、川尻、岡田、西国分、荊本団地を改修などにより延命することを目的に、修繕・改修サイクルを勘案して、計画を策定する業務です。なお、社会資本整備総合交付金の補助対象事業とするには、長寿命化計画の策定が条件となります。

○吉本議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 岩出市空家等対策協議会のメンバーについてですが、岩出市空家等対策協議会条例第3条の規定により、法務、不動産及び建築等に関する学識経験者、地域団体を代表する者、関係行政機関の職員となっております。

次に、岩出市住宅耐震改修事業費補助金についてですが、平成29年度の当初予算では、平成28年度と比較して、設計、審査、改修でそれぞれ3件の増としています。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 看板設置工事の内容につきまして、根来寺周辺観光促進事業におきまして、観光案内看板等を設置するものです。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 公共施設の下水道接続についてでございますが、現在、下水道計画区域内の市の公共施設は50カ所、うち11カ所が接続済みでございます。

○吉本議長 教育総務課長。

○・教育総務課長 きのくに補助事業の実績ですが、各小学校6校で実施しており、平成28年度、概算で479万8,749円です。

次に、学校給食への異物混入でございますが、平成26年度、27件、平成27年度、20件、平成28年度2月末現在でございますが、22件となっております。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 順番に行きます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、固定資産税の問題でありますが、私は完全に補足しているのかという質問をしたんですよね。その点についての答弁がないので、重ねてお願ひをしたいと思います。

それから、償却資産も同様であります。それもあわせていただきたいと思います。

生産緑地については、当市ではないということなので、それは結構です。

それから、軽自動車の滞納件数ですね、これは、やはり余り減ってないというのが実態だと思うんですね。ここら辺の対策は、もっと抜本的にやる必要があるんじゃないかと思っておりますが、岩出市の考えを聞かせてください。

それから、ふるさと納税の問題について、市税におけるマイナス分ということで、毎年、岩出市の市民の皆さんが他の自治体にふるさと納税をした場合に、岩出市に入るべき税金が入らないという金額が、平成28年度で1,500万になったというように今お聞きしたんですが、ぜひですね、これについてはちょっとわかりにくかったんですが、サイトを導入し、岩出市においてもふるさと納税のしていただいた皆さんには、ふるさとの農産物をお渡しして、ふるさと納税を岩出市にさせていただけるような方策をしていくという理解でよろしいんでしょうか。それについて、再度お聞きをしたいと思います。

それから、超過勤務の問題であります。これはずっと前々から私は指摘をしてまいりました。今年度の目標については定めてない。前の中畑副市長のときにも、目標値を設定して、それに向けて、副市長のときに、設定値を設けて努力しない限り、これ実現しませんよという話をしてまいりましたが、削減目標については決め

てないという状況を今答弁をされました。

超過勤務の問題については、今、社会的にも問題になっておりますし、いかにして減らしていくのかということが求められておると思いますので、ぜひ目標設定を考えていて、それに向けて、各課で努力目標を設定してやらない限り、前向きに進まないのではないだろうかと思いますので、再度、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、光熱水費に関してであります。430万減りましたよということなんですが、これも過去、一般質問でも指摘をしまして、中芝市長は、電力の自由化に伴って導入を考えているんだというご答弁をこの場でいただきましたが、それについての取り組みの状況があるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、保育士の賃金についてであります。日額は私も知っております。8,210円、これは知っております。しかし、保育士が今問題になって、低賃金で非常に苦しい状況にあるということで、国の予算もついて、そのアップ額を岩出市ではどのような取り組みをされて、今回の予算に反映をしているのかということをお聞きをしておかなければならないと思うんですが、手取りが十四、五万で、非常に正規職員と臨時の職員の間に開きがありますので、ここら辺についての矛盾を非常に不満が潜在しておりますので、ここら辺、臨時の保育士さんの賃金を幾ら上げていくのか、この予算の中で反映されているのかどうか、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、産業医の職場巡回の問題であります。これは絶対的条件なんですよ。必ず1回、産業医が職場を巡回しなければならないということで、労働安全衛生法でうたわれているわけですから、産業医の都合で報告を上げるということでは、これは法に抵触しますので、これについて再度どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

それから、駐車場の借り上げの問題でお聞きをしたいのは、市の職員の皆さんが確定申告の際に、大宮緑地のほうに車を置かれておると思うんですが、あそこについては、この駐車場借り上げの料金に含んでいるのか、含んでないのか。大宮神社の前の空き地については、どのような賃貸借をしているのか、借りているのか、市の所有物なのか、大宮神社さんの所有物なのか私は知りませんが、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、男女の出会いのサポートの問題ですが、少子高齢化をいかにして減らしていくのかという問題でありますので、若い男女が出会える場というのをありと

あらゆる機会を設けて、そういうことをしていくべきであると。県の方針でもそういう方針でありますので、岩出市においても、CM以外にも男女で出会いのできるような企画も当然計画すべきではないかと思うんですが、それについてのお考えをこの中に反映しているのか、それをお聞きをしたいと思います。

それから、成年後見人の問題については、これは金額が余りにも少ないんで、2件だということなんですが、これは他の士業に頼むのか、それとも岩出市の職員が成年後見制度の申請を裁判所に手続をすれば、そんなに収入印紙だけで済むわけですから、そういうことを考えておられるのか。2名ということなんで、そこら辺のやり方について、工夫が必要ではないかなと思っておりませんが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、根来山荘の問題については、前回の議案で質疑をしましたので、これは省きたいと思います。

それから、子どもの医療費の問題で、還付制度の見直しのところで、今、答弁では、現物給付という形でやっていきたいということで、関係機関と調整をしているということではありますが、これは、私が今お話を聞いておりますと、要するに1割、2割の還付請求についてはなくして、病院では1割を払ったら、医療費の現行の制度ですよ、現行の制度を私は問題があると思っとなるんですが、現行の制度の中で、還付をしていくということ、これは市民の皆さんも領収書をなくしてしまうと言うんですよ。まとめて岩出市に来るということになってきますと、どこ行ったかわからない。これは非常によく聞いております、そういう意見をね。だから、還付制度の見直しについて、今ご答弁では現物給付ということでは言われたんですが、どのように変えていくのか、ちょっともう一遍説明をしていただきたいと思います。

それから、公共施設の下水道接続についてであります。今の答弁では、50件中11件ですか、接続したのは。あと、そうしますと、40件近い公共施設の接続がすべき必要性があるわけですが、これは年次計画を立てて実施をしていくのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、いわで御殿の入浴の問題ですが、これについては、だんだん減って行って、またこれも必要性がなくなって、また問題になると思うんですが、入浴者の増加に向けた取り組みについて、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、家具のリサイクルの問題についてであります。公共施設には無償で渡して、その残ったものについては、一般市民もクリーンセンターへ行けば購入で

きという制度になるのか、その制度はいつぐらいまでに計画されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、クリーンセンター運転委託料についてですが、これは私はちょっと理解できないんですが、平成25年度に比べて、平成25年度が4,500万ぐらいであったんですけども、平成29年度の予算では5,500万、1,000万近く大幅に運転の費用がアップをしていると。私は、設備的なことはクリーンセンターの別の費用で支出をしておると思うんで、純粋な運転管理だけで、なぜこれだけオーバーになるのか、ふえていくのか理解できませんので、再度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、看板の設置の問題ですが、根来寺の看板については、これは前から指摘をしてきているんですけども、日本人だけではなくして、外国の方も見てわかるような看板の設置を考えておられるのか、これをお聞きをしたいと思います。

それから、根来畑毛改良工事の件ですが、中井倉庫、いわゆるファミリーマートから南に下っていく工事を想定されているということではありますが、あそこのところは休耕田が非常に多くて、あの部分のどこの部分が今回の工事に計画をされているのか。あれから、曾屋に抜ける道は非常に狭隘なところがありますので、ぜひ改良工事が必要だと思うんですが、どこの部分について、どこからどこまで、延長幅はどれぐらいと計画をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、高齢者スポーツ施設については、先ほども他の議員が指摘をされておりますが、私は、市長も施政方針の中で述べられておりますが、アポロが閉鎖をされるという話に関連して、岩出市としても、何とかせなあかんという意味合いで考えられているんだと思うんですが、ぜひ、これについての具体的な内容、設置場所、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、県の防災ヘリコプターについては、年間370万から支出しているわけですね。岩出市が支出しただけの、緊急時でいろんな問題がありますが、この1週間ぐらい前にも長野県で大変大きな墜落事故によってとうとい命が奪われた事故が発生しておりますが、岩出市としても、この防災ヘリコプターについては、もっと市民にわかりやすく、広報活動等でやる必要性があるんじゃないかなと思っておりますが、岩出市のお考えをお聞かせください。

それから、岩出市の給食問題であります。この異物混入の20件余り、ずっと毎年出ているということであるんですが、食中毒の問題、御坊とか関東のほうで大きな問題になっておりますけども、安全衛生の問題、衛生管理の問題、それから異物の内容について、どういうものが岩出市で異物として発見されているのか、ご答弁

をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 まず、超過勤務についてでございますけども、これにつきましては、今後も職員の健康管理の観点からも事務の効率化を図り、超過勤務の削減に全庁で努めてまいります。

次に、産業医の職場巡回でございますが、今後は、定期的な職場巡視を実施するよう努めてまいります。

続きまして、県防ヘリコプターですけども、こちら370万余りということで負担してございますが、これにつきましては、県全体でこの運航を行っているということで、その負担をしてございます。また、市としまして、特にこのヘリコプターの広報というのは考えてございません。

○吉本議長 税務課長。

○松本税務課長 まず、固定資産税全体について、完全に補足しているのか、また償却資産はどうかということにつきまして、固定資産税につきましては、先ほども申しましたように、固定資産税の課税につきましては、現地調査等を行い、公平・公正な課税業務に努めているところでございまして、これ一例でございますが、去年、予算時に、平成28年度、去年、予算をしましたところ20億7,698万1,000円、それが、ことし実績21億4,528万8,000円になってございます。プラスの6,830万7,000円の増ということでございます。これから見ましても、適正な課税に取り組んでいるというところでございます。

それから、償却資産につきましては、平成28年度、平成29年2月末現在で207件調査いたしまして、うち92件、1,681万2,800円を新たに課税しております。

次に、軽自動車税の滞納分の対策を抜本的に見直したらどうかということでございますが、軽自動車税の滞納は、先ほど、余り変わらないとおっしゃられたんですけども、平成23年度にさかのぼってみますと、647件、滞納件数ございました。それは平成27年度で411件でございます。今後も、預金、給与、生命保険などの調査、それから現地調査など、徹底した調査により滞納処分に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、ふるさと納税のところで、農産物を送られるのかということでございますが、今後は、市のイベントへ参加できるものや、それから、先ほど言われた農産物も含めて、特産物等送付するなどして、岩出市の魅力をPRしていきたいと考えて

おります。

以上でございます。

○吉本議長 財務課長。

○岩見財務課長 まず、新電力についてでございますが、現在、採用には至ってはおりませんが、今後も引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えてございます。

あと、大宮神社の駐車場でございますが、2月、3月、2カ月間につきまして、大宮神社のご好意によりまして、1台当たり、月1,500円ということでお借りしております。その台数分について、お金のほうをお支払いさせていただきます。

あと、平成29年度当初予算の電気料金は、現状での予算の計上としておりますが、関西電力と協議を行いまして、一部を除き、15%の引き下げをいただけるようになってございます。

○吉本議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 男女の出会いサポート事業ですが、この事業は、男女の出会いの場の提供とあわせて、観光面で岩出市のPRという側面も持たせてございます。本事業以外にということですが、男女の出会いを目的としたイベントはほかには考えてございません。

○吉本議長 子育て支援課長。

○福田子育て支援課長 保育士の待遇改善に向けた国の補助金等につきましては、私立保育所保育士分で、運営費に含め計上いたします。8,210円につきましては、市で雇い上げる条例で定めた臨時保育士の賃金で、県下では2番目に高い設定となっており、現在のところ上げる予定はございません。

○吉本議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 家具リサイクルの市民が購入できる時期はいつごろかについてでございます。受け入れ物品の状況にもよりますが、まずは公共施設等を優先し行います。その後、再利用品の数などが整った時点で、できるだけ早い時期に市民に情報発信してまいりたいと考えております。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 クリーンセンター運転管理委託料につきましては、先ほども申し上げたとおり、5年間の包括契約の中で、運転費、用益費につきましては、5年間同一賃金でございます。点検・修繕費だけが、毎年毎年、内容が違いますので、ここで金額の差が出るということで、平成25年、4億5,242万4,000円、平成26年度が5億7,448万4,400円と、このように変わっておりますが、この変わって

いる金額につきましては、点検・修繕費の差異ということでございます。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の先ほどの質疑で、子ども医療の扶助費に関してということで、問題になっておるのは、小中学生の通院にかかる医療費の部分であると思いますけれども、再度説明をいたします。

小中学生の通院につきましては、現在の状況では、一旦窓口で3割をお支払いいただき、後日、市役所窓口にて手続を行った上で、3分の2相当分を後日、口座にお返しするという形をとっておりますけれども、この方式は、患者さんが病院に赴いたときに1割負担で済むという現物給付化を図るというものでございまして、この件について、今、関係機関と協議中ということになってございます。

○吉本議長 長寿介護課長。

○長倉長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

成年後見の申し立てする手数料が2人分につきましては、身寄りがないなどの理由により申し立てをする親族等がない場合に、認知症高齢者等の方に対して、市長申し立てをする場合の手数料であります。この2人分というのは、強いて少ないというわけではないと判断しております。

次に、いわで御殿の入浴者数の減につきまして、平成28年度の2月末の実績は5,902人です。平成27年度の年間の見込みからすると、本年度は昨年度よりも実績は上回る見込みであります。どういう状況の方かというのは、そこまでは調べていませんが、比較的高齢の方がお風呂に入りに来られる方が多いと聞いております。

過去5年間の推移で、減ってはきていますが、それは民間の入浴施設もできていることも影響はあると思いますが、いわで御殿自体は、やっぱり必要とされていると考えております。

○吉本議長 土木課長。

○田村土木課長 根来畑毛線のどこの箇所拡幅するのかということですが、農免道路から藤崎井用水路までの間、約45メートル、旧中井倉庫側に現道を6メートル50に拡幅するものでございます。それと、藤崎井用水路から南は狭隘であるということは把握してございますが、道路の拡幅には土地所有者の協力が不可欠でありますので、今後どうするか検討してまいりたいと考えています。

それと、高齢者スポーツの実態的な内容とか、設置場所についてですが、先ほどもお答えしましたとおり、基本計画の中で検討していきたいと考えています。

○吉本議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 看板設置工事につきまして、外国人対応はどうかというご質問でございましたが、看板の設置に関しましては、施設名と、また主要内容につきましては英語表記をするようにいたします。

○吉本議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 下水道の計画でございますが、平成31年度を完成目標に、現在、4次認可区域のもと整備を進めてございます。平成31年度までには、山崎地区公民館、大池児童館、山崎小学校、岩出市立学校給食共同調理場の接続を計画してございます。そのほかの物件につきましては、新たな認可計画を立てて、計画的に進めてまいります。

○吉本議長 教育総務課長。

○・教育総務課長 食中毒の対応でございますが、国が定める学校給食衛生管理基準というのもございます、それをもとにした学校給食における異物・食中毒対応マニュアル、これに基づきまして対応してございます。

また、異物の内容ですけれども、主なものといたしまして、昆虫とか髪の毛、あと、動物の骨とか、そういうふうなものになってございます。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 後ろからちょっと行きますけれども、今、異物の問題で、動物の骨というのは、いわゆる豚とか牛とかの骨のことやと思うんですけども、問題なのは、ボルトのナットとか、ほかのところでは、ナット、わっかとか、それが入っているという事例がよくあるという問題で、これを問題にしております、それが振動でも外れないようなナットの、いわゆる機械、周辺の整備をする必要性があるんじゃないかと言われている問題でありますので、こんなに多く私はあると思ってなかったんですよ、実際のところ。今までも初めて、私もこの問題を指摘をさせていただいておるんですが、ぜひ、ここら辺の問題については、生徒たちが食べるものですから、ゼロにしていくという気概で、今後の対策を練っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、防災ヘリコプターのことで、岩出市は関知しないんだというようなご答弁であります、400万近いお金を出して、各和歌山県下の市町村が出し合って運営しているのはわかるんですけども、やはりコメントをするところについてはコメントをしていくという姿勢が不可欠ではないかなと思っておりますが、それについてご答弁をいただきたいと思ひます。

それから、クリーンセンターの問題ですね。所長、私は理解できないんですが、運転のみの契約やと思うんですよ。だから、委託契約する場合に、どういう契約内容であったのか、ちょっとこれは情報公開請求して、また調べていきたいと思うんですが。設備とか、そういうものについては、岩出市が支出をして準備しとると思うんですけども、純粋な運転業務だけをしているのか、契約内容について、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、医療費の1割負担の問題ですね。これは現物給付にしていきたいということで、これ、見通しとしては、いつぐらいに目途にしてやられようとしているのか、これについて、今、具体的にわかっているのであればご答弁をいただきたいと思います。

それから、超過勤務の問題についてですが、これは何回も何回もあれなんですが、やはり目標設定を決めて、トップダウンでこういう問題をやらないと、改善する職員は、いつまでたっても、職員の健康保持の問題からいって問題ですので、目標設定、超過時間の問題の過労死の問題も絡んできますんで、上限を何時間に設定してというような形で、もっと36（さぶろく）協定も具体的な縮減をした方向で取り組みをしていくべきではないかと考えておりますが、それについて岩出市の考えをお聞かせください。

それから、光熱水費の問題について、これは財務課長、ご答弁いただきましたが、もう既に2年前やと思うんですが、昨年でしたかね、2年ぐらい前に、市長が、それを調査研究する段階から導入を考えていくんだと、和歌山県においても実施をしているんでというご答弁をいただいておりますので、今の財務課長の答弁では、後退した答弁になっているのではないかなと、私の認識を持っておりますので、それについてお聞きをしてください。

以上です。

○吉本議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 まず、防災ヘリコプターにつきましては、地域防災訓練にも参加していただいておりますので、市民に十分広報できているものと考えてございます。

あと、超過勤務につきましては、必要な超勤はあるものと考えてございます。

（「そんなこと聞いてないやないか。何とぼけたこと言うてるんや。必要な残業については認めておるやないか。減らしていけというんや。」の声あり）

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質疑の超過勤務の問題でございます。

尾和議員も、今提言をいただいておりますように、我々としまでも削減の目標を立てて、これから進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 財務課長。

○岩見財務課長 新電力につきましては、事業者の倒産が社会問題化したこともございました。そのため安定性・信頼性に欠くところがありましたので、現在のところ、採用を見合わせております。

○吉本議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

先ほどからも申しておるとおり、岩出クリーンセンターにつきましては、運転管理、電気代、ガス代、水道代、薬代、修繕、全てをひっくるめて運転管理ということで、長期包括契約を行っております。その中で、人件費に22名、運転員おるんですが、その人件費や電気代、ガス代、水道代、薬代等の金額につきましては、5年間同一金額でございます。

なお、電気代につきましては、平成27年に電気料金値上げに伴う分、それから消費税が5%から8%に上がったときには、その部分につきましては上がっておりますが、ほかの部分につきましては、全く同じ金額、もとの金額、同一でございます。

中で違うというのは、5年間全て違うのは、修繕費と点検費用、修繕・点検につきましては、同じ部位でもする範囲やするところが違いますので、金額が変わってまいります。それで、その分が違うということになっております。

○吉本議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再々質疑、子ども医療についての現物給付化の時期はということでもありますけれども、現物給付化に当たりましては、関係機関、医療機関、また、薬局等の協力が不可欠であります。その関係機関であります医師会、歯科医師会等と今現在協議を重ねているところでありまして、現時点では、いつということがちょっと申し上げられない状況であります。前を向いて進んでいるということとはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○吉本議長 教育総務課長。

○・教育総務課長 給食の件です。主な混合物、骨片、議員おっしゃるように、豚や牛や鶏などのものです。また、ナット・ボルト、この関係につきましては、毎回、給食をつくった後、機器を全て消毒します。清掃します。そのときに揺れとかない

かどうか確認してございます。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

　以上で、議案第20号から議案第26号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

　ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

　お諮りいたします。

　ただいま議題となっております議案第20号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

　よって、議案第20号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

　ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっていきますので、議長において指名いたしたいと思います。

　これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

　それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、井神慶久議員、福山晴美議員、梅田哲也議員、福岡進二議員、松下　元議員、三栖慎太郎議員、奥田富代子議員、市來利恵議員、以上8人を指名いたします。

　お諮りいたします。

　ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号の審査につきましては、3月15日水曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長　ご異議なしと認めます。

　よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第20号の審査につきましては、3月15日水曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、各会派室及び議員室に文書にて報告いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第29 発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について

○吉本議長 日程第29 発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について
上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

(提出日) 平成29年3月8日

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 山本 | 重信 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 玉田 | 隆紀 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 福山 | 晴美 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 田中 | 宏幸 |

(提出先) 岩出市長

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨説明を申し上げます。

全国的に高齢化社会を迎え、岩出市においても高齢化率が高くなってきている中、生涯スポーツの振興は、医療費及び介護費用削減に寄与するものであります。

高齢者用スポーツ施設整備に当たり、高齢者の方に充実した施設となるよう、またスポーツ愛好者にとっても親しみのあるものとなるよう、施設整備に取り組んでいただくことを要望するため、この意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、賛同のほど、よろしくお願い申し上げ、終わります。

ありがとうございます。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○吉本議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は３月21日火曜日、午前９時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は３月21日火曜日、午前９時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

（14時40分）

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成29年3月21日

- | | |
|-------|---|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号) |
| 日程第3 | 議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第8号 岩出市税条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止につい
て |
| 日程第11 | 議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定に
ついて |
| 日程第12 | 議案第12号 岩出市消防委員会条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第14 | 議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3
号） |
| 日程第15 | 議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第16 | 議案第16号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第17号 市道路線の認定について |
| 日程第18 | 議案第18号 相互救済事業の委託について |
| 日程第19 | 議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変
更に関する協議について |
| 日程第20 | 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算 |
| 日程第21 | 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算 |

| | | |
|-------|--------------------|----------------------------|
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第23号 | 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第24号 | 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第25号 | 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第26号 | 平成29年度岩出市水道事業会計予算 |
| 日程第27 | 請願第1号 | 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書 |
| 日程第28 | 議案第27号 | 岩出市教育委員会教育長の任命について |
| 日程第29 | 議案第28号 | 岩出市教育委員会委員の任命について |
| 日程第30 | 発議第1号 | 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について |
| 日程第31 | 議員派遣について | |
| 日程第32 | 委員会の閉会中の継続調査申出について | |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 2 号から議案第 26 号までの議案 25 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告、報告に対する質疑、討論、採決、請願第 1 号につきましては、厚生文教常任委員会の請願審査報告、報告に対する質疑、討論、採決、議案第 27 号及び議案第 28 号の追加議案 2 件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、発議第 1 号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案第 27 号及び議案第 28 号の議案 2 件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号）～

日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度岩出市水道事業会計予算

○吉本議長 日程第 2 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号）の件から日程第 26 議案第 26 号 平成 29 年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案 25 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 25 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、報告を求めます。

総務建設常任委員会副委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いします。

○梅田議員 総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3 月 8 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号）の外議案 14 件です。

当委員会は、3 月 9 日木曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門

の付託議案について審査を行いました。

また、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）、議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、議案第8号 岩出市税条例等の一部改正について、議案第12号

岩出市消防委員会条例の一部改正について、議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算第5号の所管部分、議案第16号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 市道路線の認定について、議案第18号 相互救済事業の委託について、議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算、以上12議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第2号は承認、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第12号、議案第13号の所管部分、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号及び議案第25号は可決、議案第17号は認定いたしました。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案は、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第4号）では、工事請負費1億9,500万円の内訳は。道の駅について、どこに新しい建物を建てるのか。また、建物の大きさは。広域農道に歩道を設置する工事費は含んでいるのか。について。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正についてでは、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の理由は。今回、追加になる情報提供者、情報事務紹介者とは、どのような方を指すのか。情報提供の範囲について、自衛隊以外で過去にあったケースはあるのか。について。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部

改正については、改正の概要説明は。住民税特別徴収の事業者へ個人番号を記載しているが岩出市ではどのようにしているのか。について。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、第16条の2の追加により職員の待遇面が改善されるのか。一般職の非常勤職員は、何人該当しているのか。について。

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正については、定額制から定率制になることにより、今と比べて額はどうなるのか。定額制にした理由は。また、和歌山県下の状況は。について。

議案第8号 岩出市税条例等の一部改正については、農耕作業用の軽自動車税について、現状は。販売店と連携をとり課税することはできないのか。について。

議案第12号については、質疑はありませんでした。

議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分では、山崎地区の浸水対策について、ポンプを設置することにより、総雨量何ミリを許容範囲と想定しているのか。国土交通省が5年以内に工事が完了するまで、再び浸水すると予測されているのか。について。

議案第16号について、質疑はありませんでした。

議案第17号 市道路線の認定については、野上野48号線に隣接している土地について、崩れた場合の対応は。ごみステーション及び防犯灯の設置について。

議案第18号 相互救済事業の委託については、今まではどこに委託していたのか。保険料の査定方法は。火災が発生した場合はどうなるのか。また、不可抗力の自然災害も含まれるのか。について。

議案第19号 旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議については、経費について、和歌山県知事が必要と認めるものとは、幾らの額を想定しているのか。県が負担することになった経緯は。また、改正により、使用において制約が出てくるのか。について。

以上が、総務建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第24号 平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算、議案第25号 平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算、議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、配付いたします。

これで総務建設常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての外議案9件です。

当委員会は、3月10日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定について、議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について、議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第6号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでは、生活支援コーディネーターの月額12万5,400円の根拠について。採用の方法は。について。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、国保税増額により滞納者はふえないのか。資格証明書と短期被保険者証資格証明の数について。国保会計から一般会計に繰り入れる理由は。について。

議案第10号 岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止についてでは、施設利用数はどれぐらいあったのか。また、地域住民の方は、廃止に納得しているのか。について。

議案第11号 岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定についてでは、検討委員会の設置目的は。月2回で十分な議論はできるのか。について。

議案第13号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の所管部分について

では、衛生費雑入、雑草等除去委託金の詳細について。

議案第14号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでは、保険財政共同安定化事業交付金8,700万円の減額理由は。一般被保険者療養給付費の増額をどのように見ているのか。について。

議案第15号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の内容について。交付金を受けている事業所は幾つあるか。について。

以上が、厚生文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

なお、議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算、以上3議案の質疑内容につきましては、後日、委員会記録が作成され次第、配付いたします。

これで厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

続きまして、予算審査特別委員会委員長、梅田哲也議員、演壇でお願いいたします。

○梅田議員 予算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

3月8日水曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算1件でありました。

3月8日水曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行いました。

正副委員長の互選に引き続きまして、総務部長に議案第20号に対する議案説明を求めました。

議案説明に引き続きまして、議案の審査方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑を行うことに決定しました。

当委員会は、3月13日月曜日、14日火曜日、2日間で付託議案の審査を行いました。

3月13日月曜日、午前9時30分から委員会を開催し、総務部門の歳入全般と、歳出の2款総務費、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費についての質疑を行い、総務部門の質疑終了後、建設部門の歳入全般と、歳出の5款農林業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費について質疑を行い、建設部門の質疑終了後、議会部門の歳出、1款議会費について質疑を行いました。

3月14日火曜日、午前9時30分から委員会を開催し、厚生部門の歳入全般と、歳

出の３款民生費、４款衛生費、９款４項の幼稚園費についての質疑を行い、厚生部門の質疑終了後、文教部門の歳入全般と歳出の９款教育費について質疑を行いました。

文教部門の質疑終了後、平成29年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで予算審査特別委員会の報告を終わります。

○吉本議長　ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の報告は終わりました。

これより常任委員会及び予算審査特別委員会の報告に対する質疑に入ります。

委員会報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第２号　専決処分の承認を求めることについて（平成28年度岩出市一般会計補正予算第４号）の件、議案第５号　職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の件、議案第６号　岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第８号　岩出市税条例等の一部改正の件、議案第10号　岩出市老人憩の家設置及び管理に関する条例の廃止の件、議案第11号　岩出市認知症初期集中支援チーム検討委員会条例の制定の件、議案第12号　岩出市消防委員会条例の一部改正の件、議案第13号　平成28年度岩出市一般会計補正予算（第５号）の件、議案第14号　平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件、議案第15号　平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第４号）の件、議案第16号　平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第３号）の件、議案第17号　市道路線の認定の件、議案第18号　相互救済事業の委託の件、議案第19号　旧和歌山県議会議事堂の管理事務の委託に関する規約の変更に関する協議の件、議案第24号　平成29年度岩出市下水道事業特別会計予算の件、議案第25号　平成29年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、以上議案16件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案16件に対する討論を終結いたします。

議案第2号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号から議案第19号、議案第24号及び議案第25号の議案16件を一括して採決いたします。

この議案16件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第10号から議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第24号及び議案第25号の議案14件は、原案のとおり可決、議案第17号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の改正について、多くの問題点が指摘をされております。第22条第5項中、情報提供者を条例事務関係情報紹介者もしくは同提供者に改めるとある。現に、本会議でも質疑を行いました。その中には、国家権力の一部である自衛隊及び警察関係等々も含まれております。かなり以前から毎年18歳と22歳の人に対して、自衛隊から隊員募集のダイレクトメールが届いており、そのもとになった個人情報は、実は住民基本台帳を管理する市町村の役場を通じて入手されているのであります。

しかも、ほとんどの自治体で、自衛隊からの要求に対して、何も議論されることなく、市町村からわざわざ積極的に個人情報を提供されているのであります。提供している自治体の多くは、住民基本台帳から適齢者の個人情報を抽出し、紙にプリントアウトして提供していますが、中にはUSBに入れて電子データとして提供しているところもあります。

岩出市においても、過去、自衛隊の関係者が閲覧し、岩出市はそれを提供していることが明らかになりました。実は、この自治体がこのように積極的に外部に住民の個人情報を提出することは異様ではないかと、国会でも何度か議論されてきますし、ネットでも多くの人を取り上げています。しかし、ほとんどの人はこのような事実があることすら知らず、私の周辺でもこの話をすると、えっと驚かれます。

住基台帳は最も重要な個人情報データベースで、住民の氏名、生年月日、住所、本籍、住民票コードなどの基本的な個人情報が記録されている住民基本台帳は、住民の居住関係の証明のもとになっており、さまざまな公的サービスに関する事務処理の基礎される極めて重要なデータベースです。台帳の作成は市町村長の義務であり、適正に管理する重大な責任もあります。

そのために多くの自治体では、個人情報保護条例を制定して、個人情報の取り扱いについて厳格なルールを設定し、例えば、個人情報の目的外利用の禁止や第三者への提供などを禁じております。ただし、本人の同意や法令等の規定がある場合、また、自治体に設けられている個人情報保護審議会が個別に認めたときなどは、例外的に第三者へ提供することも許されております。

国は法で定めた事務を行うために、住基台帳を閲覧することができます。そして、自衛隊法第97条第1項で、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより自衛隊及び自衛隊候補者の募集に関する事務の一部を行うとされていることから、これを根拠に、従来は自衛隊の職員が市役所や町役場に出向き、住基台帳を閲覧し、手書きで適齢者の個人情報を移していったのであります。ところが、手書きによる転記ミスや手間を省くために、役所の閲覧対応を超えて、自衛隊は提供を要求するようになってきているのであります。

厳格な個人情報保護が叫ばれている昨今、このような安易な運用は大変危険な考えだと思っております。施行令では、この法律を実施するために必要な具体的な事項などを備えた命令のことです。内閣の決定によって成立し、天皇が交付して、国会の手続は得ていませんが、憲法上の権利、特に精神的自由を制限する場合は、厳格でなければならないのは憲法学における共通の認識です。

以上のような点から、自衛隊が市町村に対して個人情報の提供を求めることには法の根拠がなく、市町村が閲覧対応を超えて積極的に提供することは、私は違法の疑いがあると思っております。

さらに、市長信条、良心の問題として、例えば、募集事務だけに使用されとしても、自衛隊にみずからの個人情報が提供されることによって、拒否感を持つ人は結構いるのではないのでしょうか。そうであれば、住基台帳の管理者である市町村長が、適齢者全員の個人情報を自衛隊に包括的に提供することは、自己情報コントロール権の保障という観点からも、適切な対応であると言えます。

よって、今回の改正には、多くの地方自治体の市長の判断で、市民が知らない間に情報が拡散されることとなりますので、反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴うものであります。その内容は、番号法の引用部分等を整理するほか、地方自治体が独自に条例で定め、情報連携する事務について、情報のやりとりを行った際の項目や日時などの情報提供等記録を訂正した場合にやりとりした相手方等に訂正の事実を通知する規定を追加するものであります。保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保するためにも改正するものであります。

以上のことから、私は、議案第3号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第3号に対する討論を終結いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第4号、条例改正、いわゆるマイナンバーに関して、私は反対の討論を行います。

今回の改正でマイナンバーは完全に守られるのか。質疑でもたしましたが、住民税特別徴収の事業者への税額通知に個人番号イコール、マイナンバーを記載しております。

個人情報保護の措置として、普通郵便ではなく、少なくとも簡易書留で送付するよう求めましたが、担当課長は普通郵便で発送していくと答弁がありました。個人番号が漏えいしないよう最善の対策をすべきであります。

ある税理士の方は、働いているところがブラック反社会的団体の場合、マイナンバーは完全管理措置の観点からも問題が多いと言われております。マイナンバー制度で大多数の国民が心配していることは、個人情報の漏えいが心配ということです。誰か悪い人が私の個人情報を盗んで悪さをしたらどうでしょうという、日常レベルの身近な心配であります。

こうした身近なレベルのセキュリティーよりもっと心配すべきことが、それは、国家や企業による悪用である。それ以前、1人の個人情報が漏れるということよりも、その情報がどうした覚えのない目的のために使われることこそ心配すべきであります。

日本人は、国家や大企業を信頼している人が多い。もちろん国は今から悪用しますといって悪用するわけではない。国民の皆さん、利用者の皆さんの暮らしが便利になりますという美辞麗句とともに悪用は行われ、今、まだ社会保障、税、自然災害の分野だけに限られていますが、マイナンバーの拡張性は大きく、日本年金機構は基礎年金番号を漏えいさせており、マイナンバーも漏えいしないとは限らないという人がいます。どんな仕組みも制度も完璧というものはない。私は自分の個人情報の漏えいにも、むしろ国と国あるいは何らかの組織との闘いになったとき、マイナンバー制度そのものが攻撃されることを憂慮をしております。

つまり、国内のセキュリティーよりも、対外的なセキュリティーであります。個人情報ではなく、マイナンバー制度そのものの自体が攻撃されたときのセキュリティーは、従来の内部のセキュリティーの話とはまた別に考えなければなりません。

よって、今回の改正には、さまざまな視点から考えても多くの課題があり、問題があることにより、私は反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 議案第4号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく、個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基

づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めたものであり、また、今回の改正については、法律の一部改正により引用する条項にずれが生じたため、条ずれを改めるため、当条例の一部を改正するものであります。

以上、述べました利用によりまして、私は本案について賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第４号に対する討論を終結いたします。

議案第４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

議案第７号 職員の給与に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第７号 職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

この条例については、現在、職に応じた定率で支給されている管理職手当を国に準じて定額化するというものです。国に準じるように変更するというものですが、国の管理職においては、出退勤について厳格な制限を加えることが適当でない地位にある者とされ、労働時間などの労働基準法の適用を受けないものに該当する職員とされています。

そもそも地方公務員法の管理職等とは立場の異なる管理職であり、地方公務員法では想定外の管理職であります。この条例が適用されれば、基本給との関連性がなくなり、上がるものもある一方で、下がるものもあり、このことが職員間同士のあつれきをも生み出し、特に高齢職員の士気の低下を招くことになります。この議案の目的は、職員の給与を抑制することが目的であり、定額化することにより、昇給に伴う管理職手当も抑制することになります。

長時間労働、残業時間が問題視されてきている中で、職員の意識面、労働意欲面も考えれば、職員のためにならない内容となっていると考えますので、反対といた

します。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 私は、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

管理職手当については、定率制から定額制にすることにより、今までの年功序列的な給与処遇を改め、管理職の職務職責を端的に反映することができるようになります。国家公務員が定額制とし、県内各市も定額制に移行していることから、定額制への条例改正が必要であると考えます。

以上、述べました理由によりまして、私は本案について賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第7号 職員の給与に関する条例の一部改正について、私は反対討論を行います。

今回の改正について、管理職の手当、定率制15%から10%のものを定額制にするものでありますが、多くの問題点があります。その中身は管理職者91名中60名が増額し、他の30名が減額となるものであります。7級の部長職で、月額最高で1万310円、年支給額12万3,720円のアップであり、5級の管理職で、月額減額は2,072円、年支給額マイナスが2万4,860円となっております。

7級の部長職で、最高の年収額740万余りに対して、12万3,720円を上積みすることになり、さらにアップするものであります。この手当は、一般職の超過勤務手当にかわるもので、超過勤務しなければ不労所得と言えるものであります。

さらに、今現在、私は、選挙の際、管理職者が選挙事務で勤務した際、時給2,200円もの手当を支給している実態があります。このような二重支出はやめるべきであると考えております。

人事院勧告で指導があると言いながら、高い者の上にさらに高く上積みし、支払いする金があるなら、250万前後で一生懸命働いておられる非常勤の職員や臨時職員、中でも保育士の賃上げに回すべきであると考えております。管理職者である者が、自分の所得にプラスとなるものについては、即改正の条例案を提案する、また、これらを批判し、反対することなく受け入れる議会議員にも問題があると言えます。

よって、私はこの条例改正に反対をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○吉本議長 以上で、議案第7号に対する討論を終結いたします。

議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第9号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論を行います。

国保は、自営業や農林、水産業で働く方、パートやアルバイト、年金生活者などの方が加入している保険制度です。今回の条例は、医療給付の増大に対して、国保利用者に全額負担増を押しつけるものであり、国の政治に起因する面においての一般会計からの繰り入れ面については考慮されていません。

そもそも国保財政の悪化は、国の負担分を削減してきたことに起因してきています。岩出市の国保世帯は、平成28年度で、全体で8,463世帯、所得階層状況は、所得33万円までの加入世帯が3,325世帯、所得59万5,000円までの世帯は675世帯となっており、この階層だけで47.3%も占めています。

条例改定の中身は、均等割、平等割での増税であり、減免世帯にも容赦のない負担となるものであり、所得割においても0.95%の引き上げがされるものです。5割軽減されている所得、80万円の2人世帯でさえ9,000円も上がるものとなっています。一般世帯においても、均等割、平等割に加え、所得分による課税強化により家計を大きく圧迫するものとなっています。

経済の低迷下のもと、このような増税策は国保税を払えない人をふやし、結果的に不納欠損をますますふやすことになるのは明白であります。国保の運営面からも高い国保税を引き下げることこそ求められています。

また、国保利用者の命と健康を守る上でも、一般会計からの繰り入れを行っていく基本姿勢への転換こそ必要だと考えます。このような条例改定は、国保利用者の

みならず、国保会計自体を苦しくするだけであり、国保加入者には理解されないと考えます。

以上の理由により、この議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりでと言われていますが、年々厳しい財政状況に置かれています。市においても、ここ数年、保険給付費が大きく伸びてきており、昨年度は法定外の一般会計繰入金も1億5,000万円を超える状況です。

一方、国保を支える被保険者は減少傾向にあり、特に現役世代の占める割合が減ってきていると聞いています。このような状況にあって、国保を安定的に維持していくために、税率改正はやむを得ないと考えます。

被保険者の皆様には、景気が厳しい状況の中、応分の負担をお願いすることになりますが、持続可能な相互扶助の制度として、国保を支えるために必要な施策であります。

また、低所得者の負担を極力少なくする等低所得者に対し配慮もなされた苦渋の選択であるとの理解もいたしておりますが、市当局におかれましては、今後も健全財政の維持と疾病予防にさらなるご努力をお願い申し上げ、私は、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第9号に対する討論を終結いたします。

議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

市長は、施政方針において、我が国の経済はアベノミクスの取り組みのもと、雇用、所得状況に改善が見られ、緩やかな回復基調が続いているとの認識を示しました。現実には、雇用はふえたが、非正規ばかりです。アベノミクスが始まった2012年から2015年の間に、非正規労働者は1,810万人から1,980万人へと、170万人ふえています。

この10年間では、非正規は300万人ふえ、正社員は100万人減っています。非正規が全体の4割近くを占めています。貯蓄ゼロ世帯は1,400万世帯から1,800万世帯へ、400万もふえています。年間給与200万円以下で働く人々、いわゆるワーキングプアは1,090万人から1,140万人と50万近くふえました。国の税制の改悪による負担、それに伴う国保や介護の負担、医療改悪による負担、障害者自立支援法による負担など次々と負担がふえており、世代を超えて生活が大変になってきています。市は市民の暮らしを守る防波堤としての役割を今こそ果たすべきと考えます。

このような状況の中で、岩出市民の暮らしに応える予算となっているか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られているかが問われることになります。

私たちは、市民の願いを市民の暮らしを守る立場から、本年も予算要望書の提出をいたしました。住民の福祉の増進、地方自治法にあるという原点を踏まえ、5万人大都市にふさわしいまちづくりと市民生活を守るための対策、福祉、教育、暮らし優先を貫くよう強く求めました。こうした角度から今年度の予算を見る限り、市民の暮らしを守る市民サービスの向上といった積極的予算の編成、施政方針でも見受けられません。

子供の施策においても、若い世代、子育て世代が一番県下が多い岩出市民の願い、子どもの医療費の無料化の拡充、子供を育てるに当たり、病気やけががないように細心の注意を払ってもらうためという理由で、自己責任を市民に押しつけ、1割負担を残し、しかも償還払い、これではお金がなくては医療にかかれないということになっています。大変冷たく、市民の声に応えようとしていません。そして、いまだに中学校の建設計画が示されないことは、子供に温かい行政とも言えません。

そして、この予算を見る限り、誰もが望むお金の心配をしないで、必要な介護、医療を受けられる制度への完全展望についても見えてまいりません。

また、職員体制についても、必要な部署に適正に配置することが市民サービスにつながるものだと思いますが、不十分と言えます。

住民の生活向上のための財政を使うことこそ求められています。岩出市には、住民の願いに応える財源は十分にあります。子供からお年寄りまで、全ての市民が健康で豊かな生活を送る、岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。しかし、この予算はそうになっていないと考えます。

これでは住民の皆様の納得は得られないと考え、よって、この議案に反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算案について、賛成の立場で討論いたします。

市長の施政方針にもありましたように、経済は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費や民間の設備投資は力強さを欠いた状況となっております。また、和歌山県内経済も動向の注視が必要とされております。このような状況の中、各種行政サービスを継続的に実施していくには、健全財政の堅持が不可欠であると認識しております。

平成29年度一般会計当初予算は、前年度比2億9,950万円、1.9%の減となっております。国県補助金等の財源を有効に活用し、基金の繰り入れも必要最小限としております。また、市の借金である市債を臨時財政対策債のみとするなど、将来に負担を残さないために、健全財政の堅持に努めていることが十分に見受けられます。

また、計上されている各事業については、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光促進及び学力向上に重点を置きつつ、子育て支援を初めとする各福祉施策や教育関連施策についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がなされております。このように当該予算は、健全財政に配慮しながらも、各種施策にわたり充実した内容となっております。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する反対の発言を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第20号 平成29年度岩出市一般会計予算に対する反対討論を行います。

私は、平成29年度この予算に対して、まず1番目の理由について、新年度の重点

事業として、毎年同様に、防災・災害対策、浸水対策、下水道整備、観光振興及び学力向上の5つの目玉を上げ、予算を編成したと言われております。今やるべき一番重要な課題は、少子高齢化に向けての実施すべきことであると考えます。岩出市の最大やるべきことは、市民の命と暮らしを守るためにどのような政策を構築するかであり、政の基本であります。

中でも、中学校を卒業するまでの医療費の無料化であります。紀の川筋の市町村で、ただ岩出市だけが実施していないのであります。さらに、人間が子々孫々にわたり生きていくためには、破壊されつつある地球環境を守るために、今は何をやるべきか、具体性が全くありません。さらには公平性・効率性、費用対効果等を考えて、今まで行ってきた施策についての総括を行い、評価や分析、検証を加えるなど、新年度予算に反映すべきであります。評価までは実施していますが、継続するのか、やめるのかの最終判断はされていないのであります。

また、市民に、事業に対して総合的にまとめたものではなく、情報公開もありません。今、岩出市民は何を求めているのか、それに応えるために、どう予算に反映するのか、総合的な立場から広く市民にとってより有効な施策となるようにすることが極めて重要であります。

また、マンモス中学校の解消等には取り組む意思が全くないことであります。創造性のある市民が感動する予算となっております。夢あるものではないと私は考えております。今までの惰性で予算編成したとしか言えません。

まず第1に、固定資産税の完全補足についてで問題があり、償却資産への具体的取り組みも見られません。軽自動車税の滞納車両は500台近くもあるのが現状であります。

2番目に、過去、贈収賄、公金の着服事件等々岩出市民を裏切っており、清潔で公平な行政が最大の課題であります。この点については一言も触れていません。議員として、毎年、警鐘を鳴らし続けなければならないと考えております。常に改善し、二度と起きないよう日ごろから常に改革、実行すべきであります。

3番目に、ゼロベースで経費の見直しを行い、健全財政の堅持と言いながら、費用対効果の検証、事務事業の見直し、優先順位を決め、簡素化に努めるとともに、義務的経費を含む歳出抑制に努められたのか疑問であります。

4番目に、ふるさと納税に向けて、やっとな取り組みをすることではありますが、余りにも遅過ぎます。市有財産の有効活用等により歳入確保に努め、新たな収入の獲得に知恵を出し、積極的に取り組むとともに、収納目標値が明確でなく、曖昧で

あります。

5 番目に、信頼される行政の基本は行政の透明化であり、いかに情報公開するかにかかっております。市民への説明責任を果たしていくその経過及び結果の情報を全て公開すべきであります。具体的にどうするのかは不明であります。さらに新住民への意思疎通はなく、ますます疎遠になる現状を憂えるものであります。

6 番目に、市民サービス向上には、職員の健康と安全・安心がなければなりません。しかし、現行の予算では、人材の活用及び活性化のためのスキルアップを全庁挙げて取り組み、職員間の自由闊達な意見を尊重し、市民サービスの向上につながる予算になっておりません。また、職員の賃金について、正職員は賃上げがされましたが、市行政の業務を支えている非常勤職員は、低賃金、低労働条件であり、官製ワーキングプアの固定化をするものであり、改善されておられません。さらに、過労死、自殺が増加している中、超過勤務の削減、有給休暇等々の消化向上に取り組むことも不明確であり、質疑して、最後に目標値も明らかにしないことは、時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。

7 番目に、住基カードの普及促進も、費用対効果から見て多くの持ち出しになっております。マイナンバーに切りかえられて、ますます税金の無駄遣いになっており、この施行は個人情報の漏えいにつながり、市民には役に立たないものであります。全国民の普及率は、8 %程度であると言われております。岩出市においても3,500枚程度であり、約6 %しか交付されておられません。まさしく税金の無駄遣いと言えます。

8 番目に、光熱水費について、省庁を初め全ての公共施設に関して、節電効果ができるLED化計画は積極的でないこと、昨年4月から電力の自由化が実施されましたが、何やかんや理屈をつけて、具体的実施計画はない。同時に、福島原発の事故による、いまだに12万人から避難し、ふるさとへ帰還できない現状があります。未曾有の放射能による被害を受けていることを真剣に考えるならば、脱原発への取り組みを進め、再生可能エネルギー普及に取り組むべきであります。太陽光発電設置への補助金創設がなされていないこと。

9 番目に、工事請負費に関して、積算根拠を詳細に組まず、予算との乖離を最小限度にすることをたびたび求めてきましたが、予算と決算の乖離があり、いまだに精度を向上していないと考えます。つまり予算であると言えます。さらに、決算時に入札の差額であるといい、当たり前のように発言するこの体質は、改めるべきであります。

また、ワクチン同時同日接種時の無駄な支出を改善する意思がないこと。

11番目に、将来を担う子供たちの教育環境は、和歌山県下一マンモス中学校の解消に向けて取り組む意思がないこと。

さらに市民サービスの一環として、新庁舎の建設は立案されておらず、継ぎ足しばかりの現状であり、かえって費用が加算しているとしか言えません。

市民サービス向上のため、不安定な臨時職員、非常勤職員から正規職員への登用は最も重要な課題ではありますが、この点についても、具体的方針がありません。

防災マニュアル事業では、土砂災害危険箇所への看板設置する予算はなく、市民の啓発予算となっていないこと。

また、自主防災組織についても設立はしたが、実際に開店休業の組織が多くあること。市として、もっと側面から支援をすべきであること。

予算書説明欄等での表記について、行政みずから障がい者の人権を守るべきでありながら、障がいの「がい」と平仮名表示に改める意思がないこと。

公民館使用制限をしながら、勤労者が集える施設等の設備計画がないこと。若もの広場・大門池・新池駐車場に関して、賃貸契約の不当性を主張し、返還を求めると発言してきましたが、いまだに市民の税金である約4,700万円を請求せず、弁護士と相談しているとしながら、行動に移そうとしていないことであります。

ほかにも指摘すべき事項は多々ありますが、最後に強調すべき指摘事項があります。議案の提案者であり、そのトップである市長が、各常任委員会に欠席して開催していることは余りにも無責任であり、議会軽視と言えます。執行機関がない中で、補助機関のみで審議すること自体、異常であり、到底理解できません。二元代表制の中で、チェック機能を高めていかなければならないのに、岩出市議会が、行政のこの態度に対して是認すること自体、問題であると私は考えます。

よって、私は、平成29年度、新年度予算に反対をいたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第20号に対する討論を終結いたします。

議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算、反対の討論を行います。

今年度においては、国の社会保障制度の悪政による影響も考慮せず、低所得者に対して、均等割、平等割という部分を初め、所得割部分でも国保加入者に新たな課税を課すものとなっています。岩出市の国保世帯は、平成28年度で、全体で8,463世帯、所得階層は、所得33万円までの加入世帯が3,325世帯、所得59万5,000円までの世帯で675世帯、この階層だけで47.3%も占めています。

今回は、このような低所得者の方にまで容赦なく、均等割、平等割で負担増がされ、さらに所得部分においても課税強化がされてきています。このような増税策は、国保税を払えない人をふやし、結果的にさらに不納欠損を生み出す要因をつくるものだと考えます。このことは、延滞金収入において、昨年比の3倍となる1,000万円から3,000万円に引き上げている予測から見受けられます。実績に応じた見積もりを行ったと言いますが、負担増がされていない中でのものです。国保会計の健全化に向かわなければならないのに、ますます悪化の一途をたどる対応であると指摘せざるを得ません。

そもそも国保が上がったのは、国が負担する部分を減らし続けてきたこと、これが根本的に大きく影響している中、国庫負担をもとに戻すことが第一義的に求められています。悪循環となる手法で、国保利用者に新たな負担を押しつけるのではなく、一般会計から繰り入れる対応や、国保会計を安定化させる上でも、市民の健康促進の国保運営の改善姿勢こそ必要だと考えます。

また、資格証明書、短期証明証の発行もやめるべきだと考えます。

当局自身が、早期発見・早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことをつくり出しています。資格証明書を1件も発行していない自治体がある中、このような自治体への職員研修や現地見学をさせ、学ぶことこそ岩出市に必要ではないでしょうか。

健診体制においても、人間ドック希望者に対して、滞納者は受けさせないことが

行われ、脳ドック面でも受診対象者の拡充はされているものの、受診希望者が数多く存在しているにもかかわらず、希望者の期待に応えきれていない現状があります。特定健診のみを優遇した対応は、市民から見て、安心して医療を受ける体制面としても不十分だと考えます。

岩出市として、医療費にどのような特徴があり、どのような点を改善すれば、医療費総額を減らしていけるのかという点から見ても、国保税の取り立て強化のためのプロジェクトチームはつくられています。医療費高騰の原因を探り、病状別、年齢別など、国保の医療状況の把握や対策を打っていく、国保改善への職員体制面、医療費総額を抑える取り組み面の改善、推進こそ求められていると考えます。

国保負担軽減施策の努力、医療費軽減策の取り組み姿勢の面を初めとして、本予算においては、国保加入者に新たに負担を押しつけるものであり、このような予算は国保加入者において理解されがたい予算であると考えます。

以上の理由をもって、反対討論といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

山本重信議員。

○山本議員 議案第21号 平成29年度岩出市国民健康保険特別会計予算につきまして、私は賛成討論をいたします。

国民健康保険につきましては、国の制度改革の一環として、平成30年度に県単位の広域化が予定されております。平成29年度は、その準備段階となる節目の年であります。市においても予算書の予算案の中でさまざまな取り組みが見受けられます。

歳入では、税率改正により保険税の増収が見込まれておりますが、近年の医療費の上昇や被保険者の減少傾向からすれば、やむを得ない状況だと判断します。また、国県の負担金、補助金、各交付金が確保され、一般会計からの繰り入れもあることから、安定的な国民健康保険財政を図っているものと考えています。

歳出では、医療費の増大を見込んだ保険給付費を計上する一方、特定健診や人間ドック、脳ドック等、保健事業にも配慮し、増額されております。また、システム改修委託料等広域化に対応する経費も盛り込まれております。

国保特別会計の安定に資する適正な予算と認め、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第21号に対する討論を終結いたします。

議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

介護保険は、介護の社会化や家族介護の負担軽減をうたい文句に制度がスタートしました。しかし、制度開始から今日まで、政府の社会保障削減のもとに、さまざまなサービス切り下げと負担増が行われてきました。

介護サービスでは、特養老人ホームの入所者は、原則として、要介護度3以上に限定され、施設に入所している低所得者への補助であった補足給付の対象を縮小されました。要支援1と2の人の介護サービスは保険給付から外され、1割負担だった利用料に2割負担が導入されました。

安倍首相は、介護離職ゼロを掲げていますが、どうやって介護離職がゼロになるのでしょうか。制度の矛盾は広がるばかりです。現在、祖父母など、介護をする10代、20代の若者がふえていることも問題になっています。また、低い介護報酬によって事業所の収入が減り、経営が破綻したり、撤退を余儀なくされたりする事例もふえ続けています。

さらに、介護労働者の低賃金や過重労働などによる人手不足も深刻です。介護報酬を引き上げて、安定的な事業運営と労働者の処遇改善を進めるべきです。介護制度の破綻は、高齢者だけでなく、高齢者の介護や暮らしを支えている現役世代にも大きな影響を及ぼします。

全ての世代の生活を支え、誰もが安心して老後を迎え、手厚い介護を受けられるよう、国庫負担金の増額や抜本的な制度の見直しが必要です。保険料の値上げが続く一方で、サービスの引き下げが行われ、介護を受けたくても受けられないというさまざまな矛盾を生み出している介護保険制度を認めることはできません。

これらの理由から、本議案には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第22号 平成29年度岩出市介護保険特別会計予算について、賛成の討論をいたします。

全国的に高齢化が急速に進み、岩出市においても年々高齢化は進んでおります。それに伴い、要介護認定者も増加しております。このような中、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう体制整備を進めていくとともに、ふえ続けている要介護者数にできるだけ歯どめがかかるような対策を講じなければなりません。

平成29年度から始まる介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業は、その第一歩になるものと期待しております。

新年度予算の介護サービスの保険給付費には、平成28年度と比較して、2,482万9,000円増額の27億8,105万7,000円が計上され、堅実な予算額が確保されていると考えます。

また、認知症初期集中支援チームの設置等認知症施策の充実のための経費を初めとして、生活支援体制の整備を推進していくための生活支援コーディネーターの配置、また、介護予防事業の重点化を図りつつ、介護予防事業の運営に資する取り組みを進めていくために必要な経費が計上されていると考えておりますので、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第22号に対する討論を終結いたします。

議案第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立

場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を国保や健保から切り離し、高齢者だけの医療保険にして、負担増と差別医療を強いる世界でも異例の医療制度です。2年ごとの保険料の見直しで、保険料の引き上げが続いています。高齢者の生活を見ると、年金減額、消費税増税、医療や介護の負担増など厳しさを増しています。このままでは暮らしていけないとたくさんの悲痛な声が届いています。

そうした中、国はさらなる高齢者医療の改悪を行っています。その1つが、後期高齢者医療制度の低所得者のための保険料軽減の特例を新年度から廃止する計画です。6割近い916万人の保険料が、2倍から10倍にはね上がります。低所得者を狙い撃ちにした大負担増です。

高齢者の暮らしが厳しくなる中で、こうした負担増を行うことは絶対に許せません。本来、国民の健康や命を守るはずの医療保険制度が高齢者を苦しめています。市は国に対し、年齢にかかわらず、全ての国民が安心して医療を受けられるよう、抜本的な医療制度の見直しを求めるべきです。

高齢者の生活や命を脅かす後期高齢者医療制度そのものと、予定されている軽減制度廃止に対し、反対の立場から、この予算には反対いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第23号 平成29年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論をいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、国の制度設計によって、県内一律のサービスが受けられるとして、和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営がされております。

本特別会計のうち99.3%の7億5,909万5,000円が、この広域連合への納付金であり、被保険者から納めていただいた保険料や軽減措置による減税分を補填する保険基盤安定負担金、また事務費等として納められております。

さらに、人間ドック等保健事業費も計上され、健康増進に配慮をされております。

よって、新年度の和歌山県後期高齢者医療広域連合との連携をもとに、健全な財政運営や事業運営が行われていると考えておりますので、本議案に賛成いたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算について、反対の討論を行います。

この水道会計においては、少しでも住民負担を軽減するためにと、消費税分については住民に転嫁をせず、負担軽減のため努力をしている自治体もあります。今年度も消費税分が利用者に対して上乗せがされています。また、この間、水道会計自体の決算状況は、人口増に伴う中で、何年もの間、1億円に近い額が黒字となってきたおり、現在、内部留保金は30億円をはるかに超す状況となってきました。

このような黒字決算が続けられてきている中、岩出市においては、基本使用水量が20立方まで達していない家庭が3,800世帯もあり、使用水量の少ない家庭に対する料金基準の見直しや社会的弱者と呼ばれる低所得者、お年寄りに対する負担軽減策などへの改善策、対応面では、今年度も水道の料金自体の引き下げや超過料金の見直しも行われていません。

人口5万3,000人を超える中で、社会的弱者に対する負担軽減策が十分にとられておらず、水道管の破裂や緊急を要する修理、突発的な事故における職員の受け入れ体制面を初め、人口規模に見合った住民のニーズに十分応え切れていない予算であると考えます。

以上の理由により、この水道事業会計の予算には反対といたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第26号 平成29年度岩出市水道事業会計予算の賛成討論を行います。

私は、平成29年度の岩出市水道事業会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安定的に安全で確実に地域住民に供給する役目を担っております。平成29年度予算においては、住民が安心して暮らせるよう、安全な飲料水を安定して供給するため、各事業を進め、効率的な運営に取り組み、健全経営に努めることで、公共の福祉の増進を図ろうとしていることが見受けられます。

以上の理由で、私は本予算を賛成といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時50分)

再開 (11時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第27 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書

○吉本議長 日程第27 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生文教常任委員会委員長から報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします。

○三栖議員 厚生文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果を報告いたします。

3月8日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書です。

当委員会は、3月10日金曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引

き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、討論の後、賛成者少数により、請願第1号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○吉本議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生文教常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 請願第1号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採決に当たり、反対の立場から討論を行います。

近年、全国的に子育て世帯の獲得のため、助成内容をめぐり自治体間の競争を招き、厳しい財政状況の中で制度を拡大・維持していくことは、自治体にとって大きな負担となっております。

少子化対策が喫緊の国家的課題であることを鑑み、医療費助成制度については、自治体の個々の事情に左右されることなく、国の責任において、社会保障政策の一環として、公平な制度の構築が図られるよう、本市議会では、平成25年12月、平成27年6月に子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を国へ提出し、また、全国市議会議長会においても、再三にわたり、統一的な子ども医療費助成制度を創設することを強く国に要望してまいりました。

本市における子どもの医療費については、順次助成拡大が図られるとともに、平成27年8月からは所得制限が撤廃されてきています。また、現在、医療機関の窓口での現物給付による助成が受けられるよう関係機関と協議を行い、平成29年度中に実施できるよう取り組みを行い、保護者の負担軽減と子供の健康の保持増進に努められてきていますが、本来、子どもの医療費は、保護者が負担すべきものでもあり、また、子ども医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として、適正に推進

していくためにも、応分の負担をしていただくことも必要であるかと考えます。

市では、総合的な福祉施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障害者福祉サービスの充実等、あらゆる事業に取り組まれるなど、限られた財源の中で、各種事業がバランスよく進められてきています。

また、今回提出されている子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、平成28年第4回定例会に提出された請願書と同趣旨であると思いますので、私は、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申し上げ、反対討論いたします。

○吉本議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 子ども医療費を中学校卒業まで無料にしてほしいと願う請願について、賛成の立場の討論を行います。

この請願の趣旨は、和歌山県内を初め全国の多くの自治体で、中学校卒業までどころか、高校卒業まで無料にしているところもたくさん出てきています。岩出市でも中学校卒業まで無料にしてほしいというものです。県内においては、未実施の自治体は4市町のみとなっていますが、新宮市では、ことし8月から中学校卒業まで無料化が実施される予算化もされてきています。

少子化社会となる中で、将来の日本の行く末を考えた場合に、若い世代に子育てしやすい環境をつくる、子供を産みやすい、育てやすい状況や支援をしようという面からも、この制度の改善を行う自治体がたくさん出てきているのです。

しかし、市当局においては、他の自治体が改善施策を打ち出してきている中で、この制度は、本来、国や県が行うべきものであって、市はする必要はないものであるという、この間、驚くべき答弁すらされてきています。

このような状況の中、岩出市では、子育てするのに、他の自治体と比べ、お金がかかり過ぎるから近隣の市に引っ越しをするという方さえいるのです。

財政面においては、決算ベースで2,500万円あればできるとされており、無料化となる波及分を含めても4,000万円あればできると試算されてきています。平成27年度一般会計決算での4億3,000万円の黒字の状況を初め、財政調整基金の活用など請願の趣旨である子ども医療費の拡充については、十分実施できる状況と考えます。

二元代表制のもと、議員必携の中に書かれていますが、議員は住民の代表であり、

住民の生活や福祉向上のためにすべきことは何かを考え、判断し、必要な条例を提案する、市民の願いを実現するために働く、それが議員として第一義的な役割であるはずです。

委員会では、市当局は今の窓口 3 割負担の体制から 1 割負担に向けて取り組んでいる状況もあることから反対だということも言われました。今、本会議においても、同様なことが述べられましたが、議員は執行部の代表ではありません。住民の代表なのです。住民の福祉の向上に向けて、執行部に対して、実現を目指し、改善を求めていくことこそ職責を果たすことになります。

岩出市でも子育てしやすい環境をと願う住民の切実な思いを実現するために、本請願については、採択する必要があると考えます。

このことを理由といたしまして、賛成の討論といたします。

○吉本議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○吉本議長 以上で、請願第 1 号に対する討論を終結いたします。

請願第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○吉本議長 起立少数であります。

よって、請願第 1 号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 28 議案第 27 号 岩出市教育委員会教育長の任命について～

日程第 29 議案第 28 号 岩出市教育委員会委員の任命について

○吉本議長 日程第 28 議案第 27 号 岩出市教育委員会教育長の任命の件及び日程第 29 議案第 28 号 岩出市教育委員会委員の任命の件の議案 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明申し上げます。

議案第 27 号 岩出市教育委員会教育長の任命についてであります。現教育委員会委員、教育長の任期満了に伴い、後任の教育委員会教育長として塩崎 望氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によ

り議会の同意を求めるものでございます。

塩崎 望氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

次に、議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命についてであります。現教育委員会委員の任期満了に伴い、後任の教育委員会委員として明治宏和氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

明治宏和氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議案第27号についてであります。参議院文部科学委員会におきまして、新教育長の任命同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、候補者が所信表明を行うなど、丁寧な手続を行うことの附帯決議がされていることを踏まえまして、市長が塩崎 望氏から所信表明文を預かってきておりますので、この後、市長から朗読していただきます。

○吉本議長 市長。

○中芝市長 参議院文部科学委員会におきまして、新教育長の任命同意に際しては、教育長の担う重要な職制に鑑み、候補者が所信表明を行うなど、丁寧な手続を行うこととの付議決議を踏まえて、塩崎氏から所信表明を預かりましたので、朗読をさせていただきます。

根来寺の桜の花が間もなく満開を迎えようとしています。

議員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本来、皆様の前で所信を表明すべきところではありますが、本日は、私が現在勤務しております和歌山県立医科大学の卒業式のため、出席ができません。まことに申しわけありませんが、文書での所信表明とさせていただくことをお許してください。

さて、私は、このたび新しい教育長候補として皆様にご審議いただくことになりました。ご審議いただくに当たり、今後の教育長としての所信の一端を述べさせていただきます。

岩出市教育委員会では、「確かな学力の育成と文化・スポーツの振興」を重点目標に掲げています。学校教育においては、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成が重要であります。中でも児童生徒の学力向上は、本市の喫緊の課題であると聞いています。

教職員の資質向上によるわかりやすい授業の提供はもとより、本市が独自に実施している岩出市学力テストなどを活用した学力状況の把握、分析に基づき、引き続

き学力向上対策を強力に推進してまいります。

また、新しい教育課程では、道徳の教科化や小学校での外国語教育の充実が推し進められることとなりますが、国や県の動向を注視しながらスムーズに新教育課程に移行できるよう準備を進めてまいります。

また、全国的に、いじめ・不登校問題も深刻な状況となってきました。本市の全ての児童生徒が、明るく、楽しい学校生活を送ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを有効活用するとともに、一人一人の児童生徒に寄り添った学校教育を展開してまいります。

生涯学習関係では、本市では、青少年育成市民会議を中心とした青少年の健全育成活動が活発に行われていると聞いています。今後も引き続き、関係機関、各種団体等との連携を密にしながら青少年の健全育成に努めてまいります。

また、市民プールの新設や高齢者用スポーツ施設の整備を初めとする各種スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、図書館、民俗資料館、公民館などの内容も充実させてまいります。

さらに、平成27年度に起こった痛ましい死亡事故も忘れてはなりません。今後、このような事故が二度と起こることのないよう、安全・安心な教育の推進に努めてまいります。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本年4月から新教育委員会制度に移行するに当たり、市行政と教育行政の連携がますます重要になってまいります。

私は、教育行政に直接携わった経験はありませんが、和歌山県庁時代に構築した県行政とのパイプや、和歌山県立医科大学在勤中に文部科学省との連携体制を構築してきております。今後は、そういった強みを生かして、市の教育行政に邁進する覚悟であります。また、私が教育長候補として推薦をいただいたのも、そういうところに理由があるものと考えております。

市行政と一体となった教育行政を推し進めながら、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指して、岩出市民のために尽くしてまいり所存であります。

どうか慎重審議の上、私の教育長就任について、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

平成29年3月21日

塩崎 望

以上でございます。

○吉本議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをしないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

質疑は自席から通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、市来利恵議員、質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命について、質疑を行いたいと思います。

まず、教育長は、当該地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することになっておりますが、今回、塩崎氏を任命するに当たり、候補者とした理由についてお聞かせください。

2 点目は、教育行政に大きな権限と責任を有することになります。教育の政治的中立を確保するため、今後、教育委員会の独立性をどう担保するのか。本人がいらっしゃらないので、これについては市長のほうから答弁を求めたいと思います。

3 点目は、先ほど、所信の表明を預かったということで、市長のほうで述べられました。市の方針を述べただけなのかなというふうに感じるんですが、候補者は岩出市の教育における現状の認識を具体的にどのように捉えているのか、これについてお答えを求めたいと思います。

4 点目は、候補者自身の教育理念についてお答えを求めます。

○吉本議長 答弁願います。

市長。

○中芝市長 市来議員のご質疑の1つ目、塩崎氏を任命するに当たり、推薦した理由と評価はということについてお答えをいたします。

推薦理由と評価につきましては、現教育長から新教育長への移行に当たり、先ほどの本人の所信表明にもあったとおり、県行政とのパイプや文部科学省との連携体制を構築されている方であり、本市が抱える教育課題に対して、幅広い視野に立ってリードしていただける人材であると考え、選任をいたしました。

あとは教育長に答えてもらいます。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 市来議員の2つ目の質問、今後、教育委員会の独立性をどう担保するのかについてでありますけれども、首長と教育長とで調整を図ってまいります、現行法においても、引き続き教育委員会は首長から独立した権限を持つことにより、

教育行政の中立性は担保されております。

3つ目の質問で、保護者は岩出市の教育で現状をどのように捉えているのかということでありますけれども、候補者の岩出市の教育における現状認識につきましては、先ほど所信表明にありましたように、学力向上が本市の喫緊の課題であること、平成27年度に起こった死亡事故のこと、そして、今後取り組むべき方向性等、十分認識されておるものと思います。就任後は、これまでの経験を生かし、本市の教育行政に対して、さらに明確な方向性を示していただけるものと確信しております。

それから、4番目の候補者の教育理念についてであります。候補者の教育理念につきましては、これも先ほど、所信表明からも全般的にうかがえることでありますけれども、教育基本法の目的である教育は、人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないということを踏まえておられるものと考えてございます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 3点目の現状の認識について、何点かおっしゃいました。その中でも、岩出市の学力の向上については喫緊の課題であるというふうに言われておりましたが、決算の委員会などでも指摘したように、学力のテストなどにおいては、学力テストによる勉強法という形にならないのかという点が、1つ懸念されるということをおっしゃっていただいたんですが、新教育長には、やはり現場の声というのをいかに大事に扱っていただくか、大事にしてもらえるかというところがあるんです。その点については、本人さんいらっしゃらないんで答えにくいかとは思いますが、やっぱり現場の声というものに対しての考え方というのは、どのように今後なっていくのか、そうした重要性という点での認識というのを、やはりこの方、お持ちなのかという点をちょっとお聞きしたいなと思ったんで、質疑をさせていただきました。

○吉本議長 答弁願います。

教育長。

○平松教育長 市来議員の再質疑にお答えします。

先ほど聞かせていただいた新教育長の所信表明の中身であります。正直、私もびっくりするぐらいに、本市を含めた教育内容について、よく把握されているなど感心しております。

また、今後、私との引き継ぎというのがあるわけですが、そのときに、現

状と課題について十分お話させていただき、さらなる認識を深めていただいて、岩出市の教育をバランスよく、今後していただくように、私が責任持ってお伝えしていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○吉本議長 これで、日本共産党議員団、市来利恵議員の質疑を終わります。

2 番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 反戦・平和・脱原発の会の尾和弘一です。

今回の議案第27号について、質疑をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、任命に当たって適任とした理由は何なのか。

2 番目に、過去三代にわたって、この教育長のポストが天下りの受け皿になっていると、人事になっているということであります。これはなぜなのか。

3 番目に、自前の職員でポストにふさわしいものはいないのか、検討されてきたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

なお、今、市長のほうから所信表明がありましたので、今初めて聞きましたが、この項目には入っていないんですが、行政と教育について、一体となりという言葉を表示をされました。この趣旨についてお聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

1 点目についてです。適任とした理由については、先ほど市来議員のご質問でお答えしたとおりであり、協議の結果、適任と判断いたしました。

2 点目の天下りというご指摘についてですが、教育長というのは、その職責の重要さに鑑み、適任者であったということで、したがって、天下りではないと考えてございます。

3 点目の自前の職員ということにつきましては、今回は塩崎氏が最も適任と判断いたしました。

通告外の質問にはお答えを差し控えさせていただきます。

(「議長、通告外と言われても、所信表明、今初めて聞いておるわけや。そうでしょう。それに対して、何も質疑を検討する時間もないわけです。だから、その点、1 点だけについて、答弁できないんだっただけできない、現時点で、できないんだっただけできない。通告をしてないから答弁できないというのは問題があるんじゃない

んですか。」の声あり)

○吉本議長 答弁願います。

副市長。

○佐伯副市長 尾和議員の通告外のご質問ですけれども、所信表明の中に市行政と一体となったということでございますが、これは本人の所信という表明でございますので、お答えのほうは控えさせていただきたいと思います。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 天下りの人事ではないということなんですが、現に三代については天下りじゃないですか。だから、岩出市の教育行政について、前任の校長上がりを持ってくると。明らかに、これは天下りであるというふうに、私は思っておりますので、そこら辺については、今後改善をしていく必要があると思います。それについてお答えください。

それから、先ほど教育長が答弁されましたが、教育の独立性、これについては確保していくんだということでもあります。行政と一体で教育行政をやられたら困りますので、この点だけ、教育長に、再度、ここら辺についてどういうお考えなのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

副市長。

○佐伯副市長 2点目の再質問についてですけど、天下りというご指摘、県職が三代続いているということでございます。先ほども答弁させていただいたとおり、教育長という職責については、その重要さに鑑み、適任者であるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質疑についてお答えします。

新しい教育委員会制度については、国のほうで教育行政の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るも明記されております。

以上のとおりです。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長がご答弁をいただきました。これについては、独立性を確保

して、教育行政に万全の体制で臨んでいただきたい。申し送りの中に、強く引き継ぎをしていただきたいことを求めていると思います。

○吉本議長 答弁願います。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

現在、新教育制度になって、もう既に2年が過ぎようとしておりますけれども、文科省のほうでも、この1月に新教育委員会制度の効果的な活用に向けてという報告書も出されておりますが、それを読んでも、既に新教育長が、実際の数、半数近くになっていると思いますが、首長との連携の強化により得られた成果等が数多く報告されるなど、先ほど言ったように、効果的な運用がなされているものであります。本市においても、当然そういうものになっていくものだろうと考えております。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第27号及び議案第28号の議案2件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号及び議案第28号の議案2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号及び議案第28号の議案2件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第27号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第27号に対する討論を終結いたします。

議案第27号 岩出市教育委員会教育長の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり同意されました。

次に、議案第28号に対する討論はありませんか。

(なし)

○吉本議長 これをもって、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号 岩出市教育委員会委員の任命の件を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出について

○吉本議長 日程第30 発議第2号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第1号について質疑を行います。

今回の意見書について、まず最初に、高齢者用とありますが、オール市民が利用できるような施設の整備であるべきだと、私は考えております。高齢者用に特化したものではないようにすべきであると考えますが、それについてのお考えをお聞かせください。

それから、年間を通じて、オールシーズンで利用できるような施設になるのかどうか、これについてお考えをお聞かせください。

それから、3番目に、使用料については、最も関心のあることだと思うんですが、無料にするのか、それとも適当な料金を徴収をしていくという考えなのか、お聞かせをください。意見書の中にうたわれてませんので、その点をただしておきたいと思います。



それから、民業圧迫にならないよう配慮すべきであると、私は考えておりますが、その点について、どのようなお考えなのか、お聞かせください。

それから、今回の施設に関して、具体的に意見書の中にはうたわれておりませんが、具体的な構想案があるのであればお示しをいただきたいと思います。

この手の問題については、議員全員が賛同できるような事前の連絡がないので、私はこれらの問題の質疑を通告しているわけであります。よろしくご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 尾和議員の質疑にお答えをいたします。

まず1点目、高齢者用とあるが、オール市民が利用できる施設であるべきであるが、どうかについては、高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書ということで提出しておりますが、趣旨説明で申し上げましたが、高齢者の皆様だけでなく、スポーツ愛好者にとっても親しみのあるものとなるように、生涯スポーツの団体や関係者等と連携を図っていただくよう意見書を提出いたしました。

それから、2点目、年間を通じて使用できることは可能、あるいは3点目、使用料に関して基本的な考えは、4点目、民業圧迫にならないよう配慮すべきであるが、施設に関して具体的な構想はあるのかに対して、一括してお答えをいたします。

今回の意見書提出については、すばらしい施設となるように取り組んでいただきたく、岩出市長に対して要望しているものであり、今後、理事者側において検討する項目でありますから、私、個人の答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○吉本議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきましたが、意見書については、具体性を持って、市民にわかりやすく意見書を採択すべきやと思うんですね。だから、2番以降の問題については、理事者に提出する際に、執行部に提出する際に、そこら辺の案も添えて、口頭でもよろしいかと思うんですが、これらについての付言をして、意見書を渡していくという姿勢についてはいかがでしょうか。

○吉本議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 議案書でもお気づきの点だと思いますが、今回初めて予算が執行される

ように議案書で出てきております。したがって、その議案書に対して、よりよいものがないかと、そういうことに対しての今回の意見書でございますので、内容をよくご理解の上、ご配慮願いたいと思います。

○吉本議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 意見書を提出する際に、ご配慮とかそういう言葉は使うべきじゃないと思うんですね。意見書については、議会の総意として執行部に提出するわけですから、具体性を持って、そこら辺についても、付言をして提出をしていくという姿勢がなければ意味がありません。

再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 再々質疑でご答弁申し上げます。

私個人が思うことを申し上げたいと思います。私は執行部でないんで、1点目、高齢者用とあるが、オール市民が利用できる施設であるべきです。この質疑に対して、私もそのとおりだと考えます。

意見書に、スポーツ愛好者に親しみのあるものとなるようにと文言も入っております。

2点目、年間を通じて使用できることが可能とすべきであるがとの質疑には、原則として、そうあるべきだと考えますが、整備等が発生することもありますので、管理者にお任せするのが一番だと考えております。

3点目、使用料に関して、基本的な考えはどうか。この質疑には、原則無料が望ましいと思いますが、管理者にこれもお任せしたいと思います。

4点目、民業圧迫にならないよう配慮すべきであるが、どうか。この質疑には、当然、配慮すべきだと考えます。

5点目、施設に関して、具体的な構想はあるのかどうか、この質疑に関しては、今回の議案書で測量設計委託料が計上されたばかりなので、具体的な構想はないと考えますので、今回の意見書提出となっております。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 高齢者用スポーツ施設整備に関する意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○吉本議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、岩出市長に提出してきます。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議員派遣について

○吉本議長 日程第31 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出について

○吉本議長 日程第32 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました申出書の写しのとおり総務建設常任委員会副委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○吉本議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月23日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月23日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時45分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 9 年 3 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第４号）

平成29年３月23日

| | |
|-------|--------|
| 開　　議 | 9 時30分 |
| 日程第 1 | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

○吉本議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○吉本議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 一般質問

○吉本議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、11番、上野耕志議員、12番、玉田隆紀議員、16番、尾和弘一議員、8番、田中宏幸議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、11番、上野耕志議員、総括方式で質問願います。

上野耕志議員。

○上野議員 おはようございます。

11番、上野耕志でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私の質問は 2 点ありまして、1 点目は施政方針であった高齢者用スポーツ施設整備について、それから、2 点目としまして、紀泉台地区の湧き水問題、これについてお伺いいたします。総括方式でやりますので、よろしくお願いします。

まず 1 点目の質問ですけれども、全国で健康寿命アップ、この前の県政報告会でも、知事のほうからそういうお話もありました。そのための議論がなされておりますけれども、それに伴ってか、市長の施政方針においても、高齢者のスポーツについて述べられておりました。

また、同僚議員からも同一趣旨の意見書も提出されておりますけれども、改めて高齢者用スポーツ施設整備の新設計画について、現段階の計画をお伺いします。

それから、2点目の紀泉台の湧水問題なんですけれども、昨年の秋ごろから水が湧くというようなことを、パンダ公園という公園があるんですけれども、その周辺の住民の方がボランティアで草刈りをやっておりますけれども、水がグラウンドの土の上に浮いてきているというようなことを発見しまして、これは大変なことが起こるんじゃないかというような心配から、周辺の何軒かが寄って、なぜ、どうしたんやろうというようなことで心配しておりました。

そして、自治会長を通じまして、市のほうへ連絡したところ、早速見に来ていただいた。そして、地元の水道業者を通じて、重機をもって掘削したり、十数カ所掘削もしていただきました。そして、水の湧いている、あるいは水がたまっている箇所を確認して、いろんなことをやってくれまして、大変感謝をしております。しかし、いまだに原因がはっきりわかりません。

そこで、現在までの調査をしていただいた結果、あるいは経緯、そういうことをお伺いしたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

上野議員のご質問、高齢者用スポーツ施設整備についてをお答えいたします。

超高齢化社会を迎える中で、高齢者の方々が、日常的、継続的な医療、介護に依存することなく、日々健康で生きがいを持って暮らしていける環境づくりは、これからの重要な課題であると考えています。中でも、スポーツに触れる機会を提供することは、健康の維持・増進、体力の向上に有効だけではなく、精神的充足やストレスの軽減、さらには他人との交流やコミュニケーションの機会が得られ、社会参加が促されるといった利点があります。そのため、高齢者の方々に心身ともに健康で自立した生活を営んでいただくために、高齢者用スポーツ施設の整備を進めてまいります。

詳細については、事業部長から答弁させますので、よろしくお願いします。

○吉本議長　事業部長。

○船戸事業部長　おはようございます。

まず、高齢者スポーツ施設整備についてですが、国庫補助事業の採択の条件となる都市計画決定を行うため、施設の場所や内容などにつきましては、平成29年度の基本設計により決定してまいります。

なお、施設につきましては、屋外スポーツを基本として、高齢者に人気の高いゲ

ートボール、パークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ペタンクなどから選定してまいります。

次に、紀泉台地区の湧水問題についてお答えいたします。

まず1点目、これまでの調査内容及びその結果についてですが、平成28年11月7日に紀泉台自治会長より、山下公園（通称パンダ公園）中央部からの湧水発生の連絡がありました。当初は、水道管からの漏水を疑い、水質検査及び掘削による水道管の漏水調査を行いました。その結果、水道施設が原因でないことが判明しました。

この湧水の原因についてですが、公園内の複数箇所を掘削した際に、深さ30センチ程度のところに止水を目的とした厚み10センチのコンクリート板を確認しており、また、開発前の昭和33年の航空写真では、ちょうど公園部分に谷筋があり、和歌山県土地開発公社が開発していた当時から湧水が発生していたものと思われます。開発後、約40年経過していることから、経年劣化や草木の根によりコンクリート盤がひび割れ、今回、湧水が発生したものと考えています。

なお、京奈和自動車道のトンネル工事との因果関係について、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に問い合わせたところ、トンネルと公園との距離が約400メートルも離れていること、湧水を調査した結果、アルカリ度数が低いこと、さらにトンネルは地下水を集めて排水するといった特徴があり、工事後、水位が下がることはあっても、上がることは考えにくいことから、今回の湧水は、トンネル工事に起因するものではないとの回答でした。

市としましては、平成28年12月17日に住民説明会を開催し、湧水の状況等を説明した上で、パンダ公園からの湧水量の計測を週に一度実施しているところです。

次に、これからの対応についてですが、この公園はもともと湧水が多い箇所であるということに鑑み、湧水を排水しやすく、かつ湧水の状況を目で見えやすくするため、公園中央付近に集水ますを設け、そこから管渠で排水し、公園として復旧するとともに、湧水の経過観察を続けてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員 1点目の高齢者のスポーツ関係なんですけれども、先ほど答弁の中では、高齢者に人気の高いゲートボールあるいはパークゴルフ、グラウンド・ゴルフ、ペタンク等から選定していくとのことでした。現在、岩出市の体育協会に加盟している団体の協会名、そしてまたチーム名、あるいはその人数、会員数、これをひとつ

お聞かせ願いたいと思います。

それから、2点目の湧き水問題の件ですけれども、今の答弁では、この公園といえますか、この地域はもともと湧き水が多いと。京奈和自動車道のトンネルは400メートル以上も離れているから問題ないんだというようなことを言っておられました。それから、公園の中央部に集水ますを設けて、水を排水するということで、湧き水がおさまればいいんですけれども、経過の観察を徹底する中で、湧き水がおさまれば、皆さん心配なくなるんですが、おさまらない場合、市としては、今後どうということをお考えになっているのか。この2点をお願いします。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再質問にお答えします。

まず、高齢者用スポーツ施設のほうなんです、平成28年度の加盟団体等は、ゲートボール協会3チーム、22名、パークゴルフ協会1チーム、83名、グラウンド協会3チーム、116名、ペタンク協会1チーム、50名となっております。

それから、パンダ公園の湧き水がおさまらない場合ということですが、先ほどご答弁いたしましたとおり、この公園は開発時から湧水が発生しており、今後も湧き続けると思われますので、集水ますと管渠により、恒久的に排水していかなければならないと考えております。

○吉本議長　再々質問を許します。

上野耕志議員。

○上野議員　1点目の高齢者のスポーツ施設の件ですけれども、今の答弁では、唯一市内で施設がないのはパークゴルフ場でございます。それにもかかわらず、2番目に会員数の人数が多いということです。その理由はおわかりいただいているんでしょうかね。

私は、パークゴルフを七、八年前にある方に連れて行っていただいて、そして、今現在、紀美野町のふれあい広場にパークゴルフ場があります。そこで36ホールの本当にゴルフ場並みのミニチュア版ですね。そういうきれいな山を利用して、春には桜の花が咲き、それから秋には紅葉を見、そういうところで芝生を踏みながら、みんなでわいわいがやがやと、高齢者の方が楽しくスポーツをやっていると。

ただ、スポーツをやって歩くだけではなくて、みんなで大きな声で、ゴルフと同じですから、ゴルフの経験のない方、OBであるとか、あるいはバーディであるとか、そういう要望は難しいかもわかりませんが、70を回った、80過ぎた人も

おられますけれども、本当に楽しく、OBや、ホールインワンやと言いながら、楽しくやっております。これこそ健康にいいスポーツではないかと。

グラウンド・ゴルフにしても、ゲートボールにしても、あるいはペタンクにしても、すぐ近くに場所が、スペースがそんなに要らないものですから、やっている人数があるんだと思うんですけれども、唯一、岩出市内に施設がないにもかかわらず、大勢の会員がおります。

協会を立ち上げてもらって、行政の協力を得まして、協会に入れていただいて、もう二、三年になるんですかね。それでも、今、八十三、四名の会員がおります。また、この4月19日の水曜日、とし2回目の岩出市の協会のパークゴルフ大会というコンペがございまして、それにも約70名ぐらい、春だったら、もっと来るんですかね。そういう人数でコンペをします。平均年齢と申しますと、大体75歳ぐらいです。市長よりまだ1つ、2つ上の方が平均年齢で、80を超えた方も二、三名おります。私、4月で66歳になるんですけれども、私より10歳以上年上の方がほとんどですね。

それが、子供のころのように、大きな声で、さっき言ったように、「おう、入った。」「あっ、OBや。」「転がった。」と言いながら、わいわい、がやがやと本当に元気で、本当に80歳かなというような感じで回っておられます。

ただ、会場が紀美野町の山の上まで行かないかんで、9時スタートで、8時半に集合となりますと、家を7時半には出ないかと。そうすると1時間ぐらいかかります。その車の運転が大変で、ちょっとよう行かんという人が、やっぱり年々、多少ふえてきております。そのかわり、新しい人もまた入ってきている。常に八十数名の岩出市の会員だけでもおりますけれども。

ぜひ、パークゴルフ以外の、今の3種目、これも大事なんですけれども、パークゴルフ場をできれば計画してやっていただいたら、もっと元気な高齢者がふえ、これは先ほど市長が言われたように、医療費の削減とか、あるいは入院する人が減るとか、そういう健康寿命アップにもつながると思いますし、もう1つは、パークゴルフを知らない人が多分多いと思うんです。これを近くで、1回行ってみると、何とおもしろい競技やなど。年いってもできるな。

これは高齢者だけじゃないんですね。平日は高齢者が時間がありますから、高齢者が多いんですが、土日に行ってみますと、家族連れ、親子で回って、あるいは友達同士の女性ばかりで回っている方もおります。ですから、どの年齢層でも男女関係なく、同じ条件で青いグリーンの上を歩いて、ゴルフのような感じで、ルール

は少しありますけれども、少し覚えていただければ大変楽しいスポーツで、皆さん、元気に年いってでもできる、こういうふうに思っております。

ですから、場所もまだどこにするのか決まっていないうですけれども、今後、29年度で決定に近づけていくというのであれば、ペタンクやゲートボールや、あるいはグラウンド・ゴルフも含めてですけれども、岩出市にないパークゴルフ場、何とかつくっていただければ、元気な高齢者がふえていくんだろうと、こういうふうに思います。

ただ、予算的にほかの3種目のスポーツよりもつくるのに高くつくんですね。大体数億単位の金がかかると聞いております。これは、今、かつらぎ町で計画してつくりかけております。あと3年ぐらいしたらできるそうなんです。36ホールで約3.5ヘクタールぐらいの土地が要ると聞いております。36ホールあればコンペはできますので、他府県からも来てパークゴルフを楽しんでいただけるというようですけれども、これができても、これよりも、恐らく、紀美野町のほうが、あれは日本一と言われているんですね。北海道に幾つもあるんですけど。しかし、日本一と言われている紀美野町よりもいいもんつくろうと思ったら、かなりの金もかかるし、そういう風景の環境の整った山間の広場が要りますから、ちょっと無理かとも思うんですけれども、近くでパークゴルフのおもしろみを知っていただくため、検討課題の中の最優先課題として考えていただけたらと思うんですが、その辺について伺いいたします。

それから、湧き水問題ですけれども、きょう、傍聴席に、紀泉台の自主防災会のいつも一生懸命やってくれている方が傍聴に来てますけれども、常に自主防災会を中心に、紀泉台のあちこちを見て回って、例えば、富田病院の近くの調整池の水位が上がったとか、あるいは下がったとか、今のパンダ公園以外の場所からも水がちよっと湧いてるよというようなところもチェックしてくれています。

市のほうで、自治会長から去年連絡させていただいて、早速、いち早く穴を重機で掘削していただいて、配水管からの漏水ではないかとか、あるいはどこから湧き水が湧いているのかとか、そういうことをやってくれたことについては、自治会全員、ほとんど感謝しております。

しかし、原因がつかめないまま、いまだに水がちろちろと出てきていると。パンダ公園というのは、現地見てもらったらわかるんですけれども、山の裾野にあります、そんなに広い公園ではないんです。ただ、その下に何百軒という家が建ってます。そして、公園を囲っている擁壁自体、これは今の間知石のようなしっか

りしたものではなくて、ちょっと細長いブロックの親方みたいなものを積んでいるだけのことで、これが水が飽和状態になって行き場がなくなったときに、その水が一気にブロックの擁壁を壊して、ざあっと土砂災害になった場合に、下の数十軒、何百軒という家が被害をこうむると。ですから、近隣に住んでいる人からいうと、本当の身の危険を感じているわけです。

以前、広島でもありました。田辺の山合いでも土砂災害があったと。だから、あれだけ、もう40年近くたっている紀泉台の土地が、そういうふうに崩壊することはないだろうと思ってずっときた中で、年末にそういう湧き水問題が起きたと。そうすると、やっぱりその近辺に住んでいる人からいうと、これは地震がゆったり、あるいは長雨が続きたり、未曾有の大豪雨が来たりしたときに、その擁壁が一気にどさっと来んかなという心配は今でも持っています。

市のほうで調査していただいて、今のところ、トンネルの件も問題ないだろうという、国交省が調べていただいて大変ありがたいんですけども、いまだに、皆、不安に感じております。

私も紀泉台に住んでいます。山本議員も住んでいます。やっぱり紀泉台にいる人間は、みんな同じ思いでおります。市のほうでやるとこまでやっていただいて、また、これからも監視していただくということですけども、自主防災会を中心に、紀泉台の自治会を含めて、そういう対策チームをつくって、自助・共助・公助でないですけども、自分たちの生命・財産を守るために、1回、研究・調査やってみようかというような話まで上がっております。

そこで、今まで一生懸命現場へ足を運んでいただいて、掘削していただいて、あるいはいろんな調査やっけていただいています。音を聞き、水を調べ、これはありがたいんですけども、今後、我々の対策チームが立ち上がって、そして調査・研究し出したときに、再度、また市のほうに無理をお願いせないかなようなことも生じる可能性が十分あります。

そのときに、やっぱりご協力いただけるかどうかということを最後に確認したいと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　上野議員の再々質問にお答えします。

まず、高齢者スポーツ施設の競技の選定についてなんですが、先ほどの各協会と相談しながら、今のご意見も参考にして決めていきたいと考えております。

それと、パンダ公園の湧水についてなんですが、今後、湧水の経過観察をしていく中で、その体制をきっちり整え、地元の方々とともに協力しながら、国や県に情報提供して、相談もして、観察を続けていきたいと、そう考えております。

○吉本議長 以上で、上野耕志議員の一般質問を終わります。

通告２番目、12番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 12番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、災害対策について３点、耐震対策について２点、道路照明について１点、質問をいたします。

まず、１番目の災害対策についてですが、関西地方を襲った阪神・淡路大震災の発生から早くも22年がたち、想像を絶する被害をこうむった東日本大震災から６年がたち、さらに、昨年の４月16日には熊本県、大分県を中心とする九州地方を襲った熊本地震が発生、甚大な被害に遭われました皆様のご冥福と一日も早い復興と復旧を心よりお祈り申し上げます。

また、和歌山県においても、東南海・南海地震発生のおそれがあり、南海トラフプレート間地震の発生確率では、30年以内の発生確率が約70％と非常に高い結果が出ております。過去の大規模災害により多くの皆様が甚大な被害に遭われましたが、我々は、そのつらい教訓を生かし、大規模災害に対し、さまざまな備えをしなければなりません。

最近では、数々の災害の教訓と行政のさまざまな取り組みにより、住民一人一人の防災意識が高められております。しかし、全ての市民が大規模災害に向けた万全の体制をつくることは非常に難しく、最低限度の備えをつくるのが大半ではないでしょうか。災害発生時に市民の皆様が最も頼りにしているのは、各避難所ではないでしょうか。

そこで、１点目に、災害用備蓄品の現状についてお聞きをいたします。

２点目に、避難所の備蓄倉庫の現状と今後の対策についてお聞きをいたします。

次に、災害発生後、被災した宅地が、余震や水害等により、さらなる倒壊の危険性が予想されますが、近くを通行する市民の皆様や宅地付近に行かざるを得ない市民の皆様を二次災害から命を守るために重要なのが、被災宅地危険度判定士です。大規模地震が発生した場合、県外からの応援要員がすぐに活動できる見込みはないらしく、熊本地震発生後でも、応援要員の到着後、宿泊施設の確保など、受け入れ

体制に手間取ったケースがあったそうです。やはり地元での体制が重要であるということでありました。

そのことから、３点目に、岩出市における被災宅地危険度判定士についてお聞きをいたします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　玉田議員ご質問の災害対策についての１点目、災害用備蓄品の現状についてと、２点目、各避難所の備蓄倉庫の現状と今後の対策について、一括してお答えをいたします。

市では、総合保健福祉センターやサンホール、各地区公民館等に非常用食料品として、乾パン５,７３６個、クラッカー３,５００食、アルファ米９,６００食など備蓄し、物資として、毛布１,６９９枚、紙おむつ３,７２８枚、女性用品８,９６０個などを、発電機や投光器などの資機材とともに分散備蓄しております。

また、平成２７年度からは、毎年、市内の小中学校２校ずつに防災用備蓄倉庫を順次整備しており、現在、簡易トイレ９セット、マイレット２,０００個、紙おむつ１,８６４枚などを保管しております。

また、自主防災組織に対しては、防災用備蓄倉庫を初め、リアカー、油圧ジャッキ、発電機など災害時に地域で必要となる資機材の購入に対し補助を行っております。万一の発災時には、これらの物資を活用するとともに、事業所から食料品、資機材等の調達ができるよう、災害協定の締結をしています。

今後の対策としましては、熊本地震などでも問題となった避難所におけるプライバシーに対する配慮について、避難生活で必要となる間仕切りなどの配備に取り組んでまいります。また、災害時には、行政等が行う公助はもとより、住民一人一人の防災活動である自助と地域の自主防災組織等が連携して行う防災活動である共助が大変重要となることから、住民に対しては、地震に対する危機感を常に持たいただき、ふだんから近所同士で助け合う体制づくりや家庭での非常持ち出し袋の準備などについて、引き続き啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○吉本議長　事業部長。

○船戸事業部長　３点目、岩出市の被災宅地危険度判定士についてお答えします。

被災宅地危険度判定とは、大規模な地震または大雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の二次災害を防止し、住民の安全を確保するために、

被害の発生状況を迅速かつ的確に判定するもので、その判定士には、平成29年3月現在で、岩出市職員で11名、市内の民間の方で10名登録されています。

○吉本議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今、避難用備蓄品について、また備蓄倉庫について答弁をいただきました。避難所の備蓄品の中で、主に食料となるものは、各拠点である施設に保管してあるということでございます。当然、災害が起きますと、その中心のステーションから各避難所に避難物資を提供していく、配送していく、こういう流れかなと、こういうふうに思っております。

しかしながら、先般、公明党和歌山県本部としまして、和歌山県下の小中学校の避難所におけます防災の現状についてのアンケート調査を行いました。その中で、岩出市におきましては、岩出小学校が約489名、避難されるであろうということです。これ全員、全てがその人数がそこに来られるかどうかということは別なんです、それだけは収容できるという可能性があるということで、山崎小学校においては664名、山崎北小学校については669名、根来小学校については503名、上岩出小学校については624名、中央小学校については586名、岩出中学校におきましては864名、岩出第二中学校におきましては971名という、こういう予想をされております。

しかしながら、この現状の多くの市民の皆様が避難できる大きな場所、施設にありましても、水の確保すらできていないというのが現状でございました。確かに、支援物資や、今、多く備蓄していただいております。しかしながら、大規模災害となりますと、道路が使えるかどうか分からない。ましてや、支援物資を配達する車さえ使えるかどうか分からない、そういう現状が想像できます。過去、大規模な災害を見れば、予想をはかるかに超えるような現状が生まれているのが現状であります。

そういった中で、多くの方が命からがら助けを求めて避難所に集まるわけです。せめて、小さい子供さんなり、また高齢者の皆様、また赤ちゃんの皆様が、少しでも命をつなぐために、水分補給なり、またミルク等、また高齢者におきましては乾パンの1つでも与えられるような、少しでもそういう体制をとるのが非常に重要ではないかなと思うんですが、その点の今後の考え方について、お聞きしたいと思います。

そしてまた、防災用備蓄倉庫の件なんですが、年次的に計画をもってふやしてい

くということもあります。しかしながら、備蓄倉庫といいましても、これだけ大勢の皆様に対応する備蓄倉庫というのは非常に難しいところもございます。そこら辺も、今後いろんな課題があるんですけども、この備蓄倉庫におきましても、今現状では、段ボール紙の簡易トイレの備蓄とか、そういった食べ物以外の物資ということなんで、今後、その備蓄倉庫については、飲料水等も考えながら設置をしていく考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問にお答えをいたします。

各避難所における備蓄物資、食料についてということでありました。乾パンであったり、クラッカーであったりということで、我々、備蓄をしてございます。先ほども申したんですけれども、再度、乾パンあるいは食料についての数を申させていただきます。

まず、乾パンにつきましては5,736個あります。これにつきましては、各地区公民館であったり、また既に配備をしております山崎小学校、中央小学校等にも配備してございます。あと、コミセンであったり、サンホール等にも備えつけておることによってございます。

あと、クラッカーについては3,500食、これについては公民館を中心に、それぞれ350個ずつの10カ所で、3,500の数を配備しております。

あと、保存用の備蓄のパンということで、これにつきましても、山崎小学校、中央小学校を初め、あと、各地区公民館に300個ずつ程度、それぞれ分けて配備をさせていただきます。

あと、アルファ米につきましても、あいあいセンター、それから小学校、それから公民館を中心に700個から800個程度、ばらいて、これも備蓄をしてございます。

あと、細かいところと言いますと、保存用のビスコであったり、それから、子供さん用の粉ミルクであったり、こういうようなものにつきましても、それぞれ分散して配備をしてございます。

あと、保存水につきましても、ペットボトルで保管をしておるんですけれども、岩出におきましては、浄化するための機器も準備をしておりますし、また、昔から井戸水を使っているご家庭もあるということで、この保存水だけでなく、水については確保ができると、我々は考えてございます。

それから、2点目の防災用の備蓄倉庫についてですけれども、27年度は山崎小学

校と中央小学校に配備をいたしました。これからの計画ですけれども、今年度、平成28年度につきましては、岩出中学校と岩出第二中学校に配備を既にしたところでございます。

それから、平成29年度は、根来小学校と上岩出小学校、それから、最終年度ですけれども、平成30年度は岩出小学校と山崎北小学校に配備をしまいたします。

倉庫の中に置くものにつきましては、簡易トイレであったり、マイレット及び食料品を整備していく予定でございます。保存水等につきましても、先ほど質問ありましたけれども、必要に応じて配備をしていきたいと、そのように考えてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 またご答弁をいただきました。確認であります、今、いろんな食料品の備蓄について答弁をいただきました。各学校においてそれを備蓄しているということで理解していいのか、先ほど、一番最初に答弁していただいたところと、また各公民館に備蓄をしているということで、各小学校には備蓄はされてないという理解でいいのか、各学校にちゃんと備蓄をしているという理解であるのか。その1点と、それと、先ほど質問するのを忘れたんですが、被災宅地危険度判定士についてなんですが、今、岩出市職員で11名、民間で10名ということでございます。今後、判定士をふやしていく考えがあるのかないのか、そういう計画をお聞かせ願います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再々質問にお答えをいたします。

私、先ほどちょっと説明不足で申しわけありませんでした。小学校につきましては、今のところ、備蓄倉庫を整備しているのは、平成27年度に整備をいたしました山崎小学校と中央小学校でございます。この山崎小学校と中央小学校につきましては、乾パンであったり、保存用の備蓄のパンであったり、アルファ米等を配備しているところでございます。この後、随時、備蓄倉庫が整備されれば、同じように配備を続けてまいります。

以上でございます。

○吉本議長 事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

判定士をふやす計画はどうかということなのですが、災害の発生に備えて、平成28年度で5名の増員を行っておりまして、今後も計画的に増員を図りたいと考えております。

○吉本議長　これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員　次に、2番目の耐震対策について、2点質問いたします。

地震発生時に住民の命を守り、少しでも被害を最小限に抑えるためには、耐震診断、そしてまた耐震対策が重要であることから、1点目に、岩出市木造住宅耐震診断の現状と課題についてお聞きをいたします。

2点目に、和歌山県では、耐震診断基準が昭和56年5月31日に建築された住宅から平成12年5月以前に建築された住宅にも適用されるようになるそうですが、今後、岩出市における対応と新たな耐震診断基準の導入について、お聞きをいたします。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　玉田議員ご質問の岩出市木造住宅耐震診断の現状と課題についてお答えします。

平成16年の補助制度創設以来、本年度末までに515棟の診断を実施してまいりました。近年におきましては、診断後の耐震改修に重点をおき、制度拡充やPRを行った効果もあり、診断を受けられた方の耐震改修件数が増加しております。平成29年度予算におきましても、耐震改修件数を7件から3件増の10件を計上しており、今後もより一層のPRを行い、1棟でも多くの家屋の耐震化を図ってまいります。

次に2点目、新たな耐震診断基準の導入についてお答えします。

議員ご質問のとおり、和歌山県では、来年度より県補助制度の拡充として、平成12年5月以前に建築された木造住宅について、新たに診断対象とします。岩出市におきましても同様に、来年度以降、対象とすることとし、今後、要綱改正等の事務手続を進めてまいります。

○吉本議長　再質問を許します。

(な　　し)

○吉本議長　これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、3番目の道路照明について質問いたします。

紀泉台西入り口から南へ延びる道路に、道路照明器具が設置をされております。国道24号線と歌山バイパス中黒交差点より南方面には道路照明灯が設置されておられません。歩行者利用の利便性をさらに向上するために、今後設置する考えについてお聞きをいたします。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 道路照明についてお答えいたします。

道路管理者が設置する道路照明灯は、歩行者及び自転車等、夜間交通の安全の確保及び防犯を目的として、2車線以上及び歩道付きの市道で、交通量及び住宅密集度等を考慮して設置しております。

議員ご質問の市道相谷中島線の中黒交差点より南方面、国道24号からさぎのせ公園につながる市道下中島松原線までの間ですが、平成29年度に隣接耕作者の同意を得た上で、道路照明灯を設置するよう進めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告3番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

まず第1点であります。岩出市の一般職員と非常勤職員の格差の解消についてお聞きをしたいと思います。

安倍政権下において、アベノミクスが語られておりますが、その中身は、低額働かせ放題の労基法改悪、首切りの自由化、労政審解体など、長時間労働の規制と云いながら、年間720時間を超え、繁忙期には月100時間という過労死ラインを超えることは規制などと言えません。

また、同一労働、同一賃金と云いながら、人材活用の仕組みが違えば基本給が違って不合理的ではないという空手形の乱発であります。日本には非正規労働者が全労働者のほぼ4割を占め、2,000万人とも、現在言われております。

年収200万円未満の人が、9年連続で1,000万人もふえており、6人に1人が生活

するのに、生活いっぱいの状況にあります。

ある大学では、世紀の教職員の給与のカットは労働条件の不利益変更に当たり、現行法上、実施が困難だからという、要するに1年契約の職員は簡単にカットできる、不満ならやめろという政策をとっております。

過去、私はこの格差解消について、岩出市に質問した際、それを承知で雇用されているという岩出市の答弁がありました。全くどこにおいても同様の認識であるということをつくづく感じておりました。労働契約法第20条の均等待遇の精神など、どこ吹く風であるのが実態であります。

そこで、以下の質問を行いますので、岩出市長の答弁を求めたいと思います。

まず第1点に、岩出市職員として働いておられる皆さんの現状をお聞きをしたいと思います。賃金及び労働条件において、どのような格差が、差別があるのか、具体的に回答を求めたいと思います。

2番目に、正規職員と臨時職員、非常勤の数はどのような実態にあるのか、過去5年間と比較して、現在の実態をお聞きをしたいと思います。

3番目に、今後、この格差・差別の解消に向けて、どのように取り組みをしていくのか、市長の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　通告書に基づき、答弁をさせていただきます。

尾和議員ご質問の一般職と非常勤職員の格差の解消についての1点目、格差の実態はどうかについてお答えいたします。

まず、職員の給料について申しますと、採用後2年目の事務職の給料月額19万100円、保育士職は16万6,200円、業務員は15万5,800円です。

次に、臨時職員について申しますと、事務補助員の賃金については月20日勤務で月額14万800円、保育士職で16万4,200円、業務員で21万4,600円となっております。

休暇等の労働条件については、臨時職員については、有給の休暇として、年次有給休暇、公民権行使の際の休暇、裁判員等として出頭する際の休暇、親族が死亡した際の休暇、災害等による出勤困難な際の休暇があります。また、無給の休暇としては産前産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、病気休暇があります。

次に、2点目の正規職員と臨時職員数についてですが、現在と5年前の人数を各課別にお答えをいたします。

申し上げます順番は、まず所属課名を申します。その後に、平成29年3月1日現在の正職員数と臨時職員数を申し上げ、その後に、5年前、平成24年3月1日現在の正規職員数と臨時職員数を課別に順次申し上げます。

まず、平成29年3月1日の数字から申します。市長公室、正職員7名、臨時職員ゼロです。それから、同じく市長公室の平成24年のときは、正職員7名、臨時職員ゼロです。

同じく、その順番で申してまいります。

総務課、平成29年は18人と3人、平成24年、19人と3人。

財務課、29年は7人とゼロ人、24年は7人とゼロです。

それから税務課、29年は20人とゼロです。それから、24年は19人と1人です。

市民課、29年は8人とゼロです。それから、24年は9人とゼロです。

福祉課、29年は15人と7人です。それから、24年は21人と3人です。

子育て支援課、29年は8人と1人です。この課につきましては、24年当時はありませんでした。

それから、生活環境課、29年、7人と1人です。それから、24年は6人とゼロです。

次に、クリーンセンター、17人と19人です。それから、同じく24年も17人と19人です。

保健推進課、29年、14人と4人です。24年は12人と2人です。

保険年金課、29年は18人と1人です。同じく、27人と8人です。

それから、長寿介護課、29年は14人と8人です。長寿介護課につきましては、平成24年当時はありませんでした。

それから、土木課、18人とゼロです。それから、24年の土木課については14人とゼロです。

都市計画課、4人とゼロです。都市計画課の24年は7人とゼロです。

産業振興課の29年は7人とゼロです。その当時、農林経済課でありました産業振興課、9人とゼロであります。

それから、地籍調査課ですけれども、これにつきましては、29年、ことはありませんけれども、平成24年当時を申しますと、8人と1人です。

それから、農業委員会、29年は3人とゼロです。農業委員会の24年は1人とゼロです。

上下水道業務課、これにつきましては、29年が9人とゼロです。それから、24年

は10人とゼロです。

上水道工務課、29年は10人と2人です。それから、24年当時は、上下水道工務課と申しておりましたけれども、その当時は11人と2人です。

下水道工務課の29年は10人とゼロです。下水道工務課につきましては、24年はありませんでした。

続いて、出納室、29年は4人とゼロです。同じく、24年は4人とゼロです。

議会事務局は3人とゼロです。24年も3人とゼロです。

教育総務課、14人と27人、それから、24年当時は14人と21人です。

生涯学習課、29年は17人と17人です。それから、24年は15人と13人です。

岩出図書館、29年は5人と2人です。その当時の図書館ですけれども、図書館係ということで5人と2人です。

それから、民俗資料館、2人と1人です。24年は2人は2人です。

次、保育所に参ります。岩出保育所、10人と12人です。それから、24年当時は10人と10人です。山崎保育所、19人と19人です。同じく、24年は14人と12人です。当時山崎北保育所がございました。13人と11人です。それから、根来保育所、29年は15人と16人、それから、24年は14人と11人。上岩出保育所、14人と13人、24年度は14人と11人。

地域子育て支援センター、29年は2人と3人。それから、24年当時は1人と3人です。

合計を申します。平成29年3月1日現在の正職員は326人、臨時職員は156人、平成24年3月1日現在の正職員は319人、臨時職員は135人。

以上が、2点目の説明でございます。

それから、次に、3点目の格差の解消に向けての取り組みはどうかについてでございます。

平成29年3月7日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案が閣議決定され、法案が国会に提出されました。この法律は、一般職の非常勤職員の任用等について、法律で任用の制度を明確化するとともに、非常勤職員に期末手当の支給が可能となるよう、地方公務員法等を改正するものです。法案が施行されれば、非常勤職員に期末手当の支給が可能になり、賃金の格差の解消にもつながります。今後、国からの非常勤職員の任用についての取り扱いの詳細が示されてくると思われますので、制度改正の情報収集に努め、制度改正に取り組んでいきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。實際上、総数として、臨時職員、いわゆる不安定な非常勤職員の方は、5年前に比べて、135人から156人、すなわち21名の方が、實際上、非常勤職員としてふえてきているというのが実態ではないかと思うんですね。

だから、そこで問題なのは、今、最後に格差是正の問題で答弁がありましたが、非常に遅い、いわゆる実態にある。年間、所得にしまして、岩出市の職員で非常勤の方は、實際上、幾らあるのか、総額として。それから見ていく必要があると思うんですが、それとあわせて、期末手当が支給されていない。ここら辺をどのように解消していくのか。そして、先ほども言いましたが、労働契約法の20条で、同様な仕事をしている場合は、同一の条件を満たすようすべきだという基本法律があるわけですが、それについてもいまだに改善がされていないというのが実態であろうと思うんです。

そこら辺をどのように改善をしていくことが、今大切だと思うんですが、今の答弁では、政府のほうから指針が出た場合に、制度改正にしていくということですが、いつぐらいに、それをめどとして考えておられるのか。格差是正、いわゆる賃金の面とあわせて労働条件の格差を縮めていくのかということが大切やと思うんですが、その点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、総額の話が出ましたので、総額の話をしていただきます。正規職員には期末手当が支給されております。年収で申し上げます。事務職は306万7,555円、それから、保育士職は273万8,916円、業務員は342万8,810円であります。

それに対しまして、臨時職員の事務補助員でございます、171万3,600円。保育士職は209万1,600円、業務員で297万7,200円でございます。この金額につきましては、先ほど月額で申し上げたものを年額に改めたものでございます。

それから、期末手当が支給されていないじゃないかと、臨時職員についての話ですが、これにつきましては、臨時職員の賃金につきましては、平成24年4月に見直しを行い、それまで期末手当を支給していたところですが、臨時職員からの要

望等もあり、期末手当を廃止し、賃金額に振りかえ、増額した経過があります。

それから、解消の時期はいつごろになるかということでございますけれども、これはまだ法案が国会に提出されたばかりでございます。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、法案が施行されれば、非常勤職員に期末手当の支給が可能になり、賃金の格差の解消にもつながります。今後、国から非常勤職員の任用についての取り扱いの詳細が示されると思われますので、情報収集に努めてまいりたい。

以上でございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 基本的に、いわゆる正職員と非常勤職員、いわゆる臨時職員の方ですね、職場内では、市民の皆さんが窓口に来られて、この方が非常勤職員だと、正職員だという色分けはないんですよ、実際上は。仕事をする上において、同じような仕事の業務をやられておるんですね。しかし、現実的には、今、総務部長が答弁ありましたが、賃金の格差で約100万ぐらいの開きが年間あるわけです。

こういう実態をいつまでも放置をするということは、これは同一労働、同一賃金の観点から言えば、それを一日も早く解消していくという努力が、みずから地方自治体のほうでやるべきだと。格差是正、働いている人たちの立場に立って物事を考えるならば、そこら辺をいかにして早く縮めていくのかということが求められているのであります。

余談になりますが、3月14日というのは、1883年に資本論を書いたマルクスの命日になります。60歳以上の方は、一度は手にしたことがあると思うんですが、日本においても、富が過剰に一部の人に集中して、多くの方が貧困に苦しんでおられる。こういう実態を解消するためには、基本的にどうあるべきか。労働者の権利を守り、労働者の雇用形態に起因する差別をなくしていくと、こういう姿勢が、私は行政から自主的にやっぱりやっていくべきだと。みずから、人権を守り、差別をなくしていこうという立場に立てば、そういう発想は私はないと思うんですね。行政みずからが、その差別解消のためにどうしていくのかということが問われているんだと、私は常々思っております。

官製ワーキングプアと言われている200万余りの手取りしかない、賃金しかない労働者、156名、今現在おられるということでありますので、この方の労働条件向上のために、一日も早い施策をもってどう改善していくか。このことを強く申し上げて、市の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

同一労働、同一賃金の話が出ましたので、それについてですけども、まず、政府は、平成28年12月20日にガイドラインの案をまとめて示されてございます。その中には、賃金の骨子となる基本給については、非正社員の経験能力が正社員と同一なら同一の支給を、違うのなら違いに応じた支給をしなければならないと、こういう基準をまず示されてございます。

それから、地方公務員について申しますと、地方公務員法の第24条第1項、これについては、職務給の原則がうたわれてございます。地方公務員の給与決定に際しては、地方公務員法の第24条第1項の規定に基づき決定をしてございます。内容は、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないということでございます。以上のことから、我々は、この賃金、あるいは給与について決定をさせていただいておるということでございます。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続き、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、受動喫煙対策について質問をさせていただきたいと思います。

今、日本人でたばこを吸わない人が受動喫煙で肺がんを発症して死亡するリスクは、受動喫煙がない人に比べて約1.3倍に上昇していると、国立がん研究センターを中心として、研究班が昨年8月末に発表されております。国内の9本の研究論文をまとめて解析し、科学的に証明されたのは今回が初めてだと言われております。

1984年から2013年に発表された喫煙者の夫がいる非喫煙者の妻を対象に解析したところ、受動喫煙がある人は、ない人に比べ、肺がんリスクが1.28倍上昇しているということであります。いわゆる家庭で旦那さんがたばこを吸うて、奥さんがたば

こを吸わない奥さんに対して、肺がんのリスクが1.28倍上昇しているということがあります。

今回の成果を踏まえて、肺がんのリスクは確実となり、また、できるだけ避けるから避けるに修正されたのであります。喫煙室でたばこを吸っても、ドアの開閉により、そのたびに煙は拡散をしているのであります。

また、喫煙者のたばこの煙は早く、6メートルから8メートルぐらい影響があると言われております。現に岩出市役所内の問題についても同様のことが起きているということ認識すべきだと思っております。

そこで、1番目に、健康増進法改正案で、三段階の規制を行い、敷地内禁煙、屋内禁煙、禁煙室設置可の屋内禁煙に分けて規制し、悪質違反には努力義務から過料を科すという改正が出てきております。今回の改正によって、岩出市の公共施設における禁煙対策をどうしていくのか、まずお聞きをしたいと思います。

また、庁舎あるいは小中学校内での対策について、現状と、今後、具体的にどうしていくのか、いずれについてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　通告書に基づき、答弁をいたします。

尾和議員ご質問の2番目、受動喫煙についての1点目、健康増進法改正のポイントについてお答えいたします。

現在、健康増進法改正法案は、国会にまだ提出されておりましたが、法改正のポイントは、健康増進の観点に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピック等を契機に、日本の受動喫煙防止対策をオリンピック開催国と同等の水準とするため、従来の努力義務よりも実効性の高い制度とするものであると認識しております。

次に、2点目の公共施設内の禁煙対策はどうするのかと、3点目の庁舎・小中学校、その他の対策はどうするのかについて、あわせてお答えいたします。

現在、市庁舎を含む公共施設においては、受動喫煙対策を講じているところですが、健康増進法の改正に伴い、必要な措置を講じてまいります。

なお、小中学校についてですが、和歌山県内公立小中学校は、学校敷地内禁煙となっています。

以上でございます。

○吉本議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、健康増進法の改正に伴って、対策を打つということですが、例えば、岩出市役所内、1階の北から入ったところの左の部屋が喫煙室として設置をされております。これについては三段階の規制がありまして、敷地内禁煙、小・中・高校、医療機関、屋内禁煙として、官公庁、社会福祉施設、大学、それから室内禁煙として、喫煙室を設置をすればいいですよということなんですけども、こちら辺については、平米数に応じて、スナックとか飲み屋とかというものについては適用外にしていこうという動きが見られますが、現に岩出市役所内、この喫煙室については、これからいきますと、喫煙室を設けてもだめだという見解であります。そうしますと、今の喫煙室については撤去をされるのか、その点について、まずお聞きをしたいと思います。

それとあわせて、小中学校については敷地内、これは禁煙になるということですが、例えば、公民館、それから体育館、屋内施設についても、当然、この受動喫煙に関連して起き得る疾病の度合いを考えれば、体育館においても敷地内の禁煙はすべきでないというように法規制がされようとしているわけですが、その点について、岩出市ではこれについてどうしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、健康増進法の改正法案はまだ国会に提出されていない状況であります。しかしながら、現行の健康増進法第25条、これは受動喫煙の防止について載っておりますけれども、これについては遵守すべきであると、そのように考えてございます。

したがいまして、ご質問にありました、ただいまの喫煙室の撤去、これにつきましては、健康増進法が改正された後に、こちらのほうで検討させていただく、また、法の遵守をさせていただくと、そういうことでございます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、総務部長が答弁したとおりでございますが、公民館、体育館につきましても、健康増進法が改正されれば、必要な措置を講じてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは基本的に、健康増進法が改正されるということは当然なんですが、それに従って、各公共施設、市の施設ですね、これは守るべきであろうと思うんですけども。現行は、実態は、いまだに指定された場所で、岩出市職員も裏の教育委員会の出たところで堂々とたばこ吸っているんですよ。

例えば、東から入ったトイレへ行くあそこの前のところに、職員が勤務時間中ですよ、たばこを吸って、これから見たら、市民の皆さん、どう思いますかね。私は、勤務時間中には喫煙はやっぱり禁止をすべきだと。当然、敷地内においても、そういう制度を待たずして、人の命を大切に思うのであれば、みずから吸う人は別ですよ。みずから吸うて、たばこで肺がんになってもいいわという人は、これはそこまで規制をするということではできませんから、個人の自由だと言われたら、それはそれで認めざるを得ない面もありますが、それによって被害を受ける人たちのことを考えれば、これは当然、やはりそういう受動喫煙に対する考え方を喫煙者はやっぱり配慮すべきだということを強く認識をしてもらわないと、ざる法にならざるを得ないということだと思うんですね。

今の答弁では、教育部長も総務部長も、改正されれば、それにしていきますよということではありますが、やはり、これはみずからその対策を早目早目に打つということは、これは大変重要な問題であろうと思うんですけども、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどから申しておりますけれども、現行の健康増進法にも受動喫煙については載っております。我々は、この25条を遵守すべきであり、遵守をしているところでございます。

それから、受動喫煙の定義ですけれども、現行の健康増進法の第25条に載っております受動喫煙、これは室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこを煙を吸わせることをいうと、このようになってございます。これは室内等におりますので、室外については、受動喫煙には私は当たらないと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、学校給食問題についてお聞きをしたいと思います。

最近、和歌山県の御坊市、東京の立川市で、連続して学校内における食中毒が発生をしてきました。一度起きると、小中学校、大変児童に与える影響というのは甚大なものが発生をするわけであります。日ごろから細心の注意を払って業務をしておられると思いますが、万全を期するため、何件か質問させていただきたいと思います。

まず第1に、岩出市の給食における安全食を提供していくために、日常的な実態の取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目に、岩出市における過去異物混入の発生の状況、具体的に求めておきたいと思います。

また、食中毒への対策として、具体的にどのようなことを考えておられるのか、これもお聞きをしたい。

それから、公立小学校における給食の問題であります。今、これは朝日新聞が、昨年、掲載によりますと、全国で55の市町村が無償化を実施をしております。中でも、栃木県の小田原市の市長は、この給食費無料化について、このように述べられております。最近の児童生徒の中には、朝食の欠食、肥満傾向、過度のやせ身が見受けられる。これらは将来の生活習慣病との関係も指摘され、身についた食習慣は、大人になって改めることは困難です。成長期にある子供への食育、徳育は、健やかに生きるための基礎を醸成するものであり、この市長は、給食の無償化をして実施をしたんだと、こういう趣旨ですね。

本来、学校における全ての者は、憲法でもうたわれております、無償化すべきであると言えます。岩出市において、無償化への取り組みを求めたいと思うんですが、さらに、現在、無償化した際、幾らの支出となるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それと、4点目に、岩出市の児童生徒への補助金の交付対象者、これについて具体的にどうなっているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 通告書に基づき、答弁をさせていただきます。

尾和議員の一般質問3番目の給食に関して、お答えいたします。

1点目の他の自治体の取り組みにつきましては、全国の学校給食を供している全

ての自治体において、学校給食法第9条第1校の基づく学校給食衛生管理基準により、給食を児童生徒に供しているところであります。また、本市では、その基準に基づき、学校給食における異物・食中毒対応マニュアルに基づき対応しているところでございます。

次に、2点目の異物混入対策及び食中毒対策ですが、混入対策では、食材へ異物が混入していないか、検収や下処理及び調理の全ての段階で、複数の調理員で目視を徹底することで、異物の混入を防いでいます。

食中毒対策では、国の基準に基づき、調理員から赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌血清型O157、その他の細菌等が抽出されないか、月2回、検便を行うとともに、調理員の健康状態を毎日個人ごとに把握しています。

次に、3点目の無料化すると幾らになるのかにつきましては、平成29年度当初予算ベースで換算しますと、給食の無料化に係る費用は、2億3,498万1,000円でございます。なお、全児童生徒の無料化については、現時点では考えてございません。

次に、4点目の給食費の減免対策はどうかにつきましては、要保護世帯、準要保護世帯で、児童扶養手当を全額受給している世帯が免除対象となっています。また、給食費の徴収は、原則、銀行口座等からの引き落としとなっております。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 マニュアルに従ってやっておられるということですが、最近起きたこの事例ですね、事件によって、岩出市ではどういう対策をされてきたのか、これについて答弁がありませんが、これらについてもお聞きをしたいと。

それから、2番目に、異物混入について、具体的に食材を通じてということですが、食品の異物混入には目視だけではわからない実態があります。異物であることに対する、例えば、ナイロンとか貴金属とか、その他、複数の異物というのは発見をされるんですが、そこら辺について、目視だけではわからないところをどうカバーしていくのか、これはほかの技術的な・科学的な検知材を使ってやる必要があるというふうに思っておりますが、これらについての具体的な対策を重ねてお聞きをしたいと思います。

それから、給食費の無償化について、2億3,000万余りかかるということですが、私は、他の資料なんかを見ますと、それにまされ得る将来の子供たちに対する給食の無料化、これは最近、愛媛県の宇和島市で、4月から小中学校の給食費

を無償化したということで、取り組みが予算案に積まれて1億8,000万余り計上された自治体があります。

私は、将来、給食費についても無料化の検討する材料として考えるべきではないかというように思っておりますが、今の答弁では全然意思がないということなんです。スケジュールをもって検討する必要性をどのように認識されているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、児童生徒への補助金の交付対象、これについては、要と準要という形で免除対象にしておるということですが、これについて人員は何人で、具体的に幾らの免除をしているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

最近の事例への対策ということでございますが、教育委員会としましては、県教育委員会の指導に基づき、給食を実施してございます。基本的には、先ほども申し上げたとおり、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に管理しているところでございます。

御坊市等の事例から、どのような対策をとということであろうかと思いますが、県教育委員会からは、毎日の健康調査及び検便検査等をきっちりしている場合、給食調理員が給食を食べても差し支えないという見解が出ておりますので、特段、変更はしてございません。

2点目、目視だけではわからない、ナイロンや金属などのカバーはどのようにしているのかということですが、調理器具のボルト、あるいは歯、そういったものについては、使用前、使用中、使用后、欠け等がないか、チェックをするようにしておりますし、ビニール等の混入を防ぐために、ビニール袋を開いたりするときには、ビニールを全て切り落とすのではなく、必ず残しておくようにということなど、マニュアルに定めて対策をとってございます。

3点目の無償化の件につきまして、経済的に困窮されている家庭につきましては、免除という形をとってございます。基本的に、給食については保護者にご負担していただくというのが基本であると考えてございますので、現時点で、全児童生徒の無償化については考えはございません。

それから、援助の対象者ということですが、就学援助を受けている子供のうち、小学校で280名、中学校で163名、これは平成29年度当初予算ベースで、それ

だけの数を見込んでございます。

以上です。

失礼しました。金額については、小学生について、1食当たり230円、中学校について、1食当たり250円となっております。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは無償化の問題については、即やれというんじゃなくして、年次別に計画をして、将来に備えるということが求められると思うんですが、この小田原市の無償化に向けての経過については、平成22年から始まっておって、平成24年に全額無償化、小学生4,100円、中学生4,800円の完全実施をしているということであります。それから、22年、23年の間に、月額100円の補助とか300円の補助とか、それから2,000円の補助をして、最終的に全額、市が無償化をしていくという取り組みをされたわけでありましたが、岩出市においても、そういう段階的な計画というのは全然考えておられないのか、それについて、現時点でどう思っておられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの再質問でもお答えしたとおりでございますが、基本的に、給食費は保護者に負担していただくべきであると考えてございます。必要な家庭には援助をしてございますので、現時点で無償化の計画はございません。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、子どもの医療費の無料化についてであります。

子供は将来の宝であって、次世代を担う無限の可能性を秘めたかけがえのない存在であります。経済的な格差によって、本来必要とされる治療が受けられないことがあってはならないと私は思っております。

また、子供に対する給付は、日本の将来への投資でもあります。将来、彼らが大人になって、勤労者になったときに、税金や社会保険料として返ってくるわけがあります。決して無駄な投資ではないというふうに、私は考えております。

和歌山県下の各市町村では助成対象年齢を中学卒業まで、一部の自治体では高校

を卒業するまで拡大しているのが現実であります。この制度は、保護者が安心して子供を産み育てられる環境づくりを進めるために、極めて重要な施策であり、子育て世代の大きな励みとなっております。

しかし、岩出市の現在の補助制度は、紀の川筋では、いまだに1割負担を求め、子供に対する助成はおこなっております。市民の声をじかに聞くことと市行政の施策とは大きく乖離しているのが現状であります。

指摘をしておるところであります。私は、過去の選挙戦で、乳幼児から中学校を卒業するまでの医療費無料化への拡充、立てかえ払いから現物給付方式の導入といった支援策に対して、子育て世代の皆さんのみならず、多くの岩出市民の方から強い要望を聞いております。子ども医療費の助成制度に対する批判の声は、いまだかつて一度も寄せられたことはありません。行政と議会は、これらの声に真剣に応えるべきであります。

多くの市民が子供の健やかな成長を願い、温かい心に立って、中芝市長は応えるべきであると。その市民の声に応えるべきであるということを強くまずもって質問をしておきたいと思っております。

そこで、1番目に、紀の川筋では一番おこなっているこの現状を中芝市長はどう認識されておられるのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、なぜ岩出市だけが無料化をしないのか、この問題についてご答弁をいただきたいと思っております。

3番目に、現物支給については、これはさきの本会議でも質疑をしましたが、いつから実施をしていくのか。過去、関係機関と協議をしているということですが、いつから実施をしていくのか、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

○吉本議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告書に基づき、4番目のご質問にお答えいたします。

1点目、子ども医療費無料化について、認識はどうかについてでございます。

子ども医療費助成事業は、子育て支援策の1つとして、子育て世帯における経済的な支援を行うとともに、子供の健康保持・増進を図ることを目的に実施しております。

紀の川筋である和歌山市、紀の川市、橋本市、いずれにおきましても、本市同様、中学卒業までの入院・通院を対象として助成を実施している状況であると認識して

おります。

続きまして、２点目、なぜ無料化しないのかについてであります。高額な医療費の支払いが予想され、かつ精神的な負担も心配される入院につきましては、中学生まで無料化を実施しております。通院につきましては、保護者や子供を取り巻く方々に、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対する細心の注意、配慮、関心を持っていただくことが大切であり、また、将来にわたって、子ども医療費助成事業を安定的に運営していくことなども総合的に勘案し、岩出市の考え方として、一部自己負担をお願いすることとしたものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

３点目、現行の改善について、現物給付はいつから実施するのかについてありますが、現物給付化につきましては、現在、関係機関と調整中であるため、実施時期については、まだこの場でお答えできる段階にはありませんが、前向きに進んでいるということをご理解願いたいと思っております。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、国民の医療費の医療費全体、国全体の医療費の割合というのは、39兆円ぐらいになっております。そのうち、14歳までの子ども医療費は2兆4,000億円。全体の医療費から見れば、6.3%余りであります。

ちなみに、一方、65歳以上の医療費は22兆円、全体の56.3%を占めております。子どもの医療費は、65歳以上の医療費の約1割余りであります。医療制度の崩壊を招かないためにも、医療費の抑制は喫緊の課題であります。国民挙げて、健康維持の取り組みと、適時適切な治療のあり方が求められているのであります。

私は、この観点から言って、子供に対する支出のあり方、税金の使い方、これを根本的に改めていくということが、今求められていると思うんですね。

今、岩出市がなぜ医療費を無料化にしないのかということで、部長のほうがおっしゃいましたが、保護者への一部負担を求めている理由に、保護者が子供の関心を持っていただく、そういう答弁をされました。親であれば、誰でも子供の健やかな健康を守るため、成長を見るために、関心がないということはないんです。全ての親は自分の産み育てている子供に対して、非常に関心があるわけです。関心がありながら、病気になれば、それに対してどうしていくのかということで、手当をしていくというのは、これは人間であれば、本能的な親子の関係で言えば、その情愛というのは、誰でも、どこの親御さんでも持っておられる。そこに、岩出市はそういう観

点で、親はそう見るべきだということで、その1割負担を求めているんだという理屈には私はならないと思うんですね。

いまだに岩出市だけが、この紀の川筋で、かつらぎ町、橋本市、紀の川市、和歌山市、海南市、今年度は新宮市でも実施をされている。和歌山県としても、この県政の中でも、将来を担う子供たちのために、予算を多く組んでいっているわけです、将来のために。なぜ岩出市だけがいまだに1割負担を強要しているのか。これは市民の考えとは完全に乖離をしております。

私は、選挙戦を通じてですね、あるご家庭の方から、Aさんという方なんですが、率直にですね、・・・・・・・・・・・・・・・・・・。・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・ぜひですね、本会議でそのことを言うてくれと。子供の痛みをわかっている市長であってほしいという願いをですね、いろんなところで聞いております。

子供に対するこの医療費の助成制度、無料化に向けてですね、やはり岩出市がおくれている原因は、中芝市長にあるんじゃないかということの有権者の皆さんが言われるんです。これはですね、私にとっては、強い、胸の痛いことでありますが、言わざるを得ないんですね。現に、岩出市がおくれている原因なんですから。一日も早く、これを中学生までの無料化実現をですね、ぜひ幹部の皆さんは推進をしてほしい、そのことを求めたいと思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の子ども医療費無料化についての再質問にお答えします。

・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員　・・・・・・・・・・・・・・・・

○中芝市長　・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員　・・・・・・・・・・・・・・・・

○中芝市長　・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員　・・・

○中芝市長　・・・・・・・・・・・・・・・・

○尾和議員　・・・・・・・・

○中芝市長　・・・・・・・・

○尾和議員　・・・・・・

○中芝市長　・・・・・・・・・・・・・・・・

子ども医療につきましては、先ほどより部長から答弁させていただいているところですが、この事業は、子育て家庭への支援の１つとして実施しているものであります。市ではこのほかにも、子育て支援策として、さまざまな施策を展開しております。例えば、市内の保育所の定員をこの３年間で1,420人から1,512人と、92人ふやし、待機児童をできるだけ発生させない取り組みをしているほか、学童保育につきましても、対象児童を６年生まで拡大し、同じくこの３年間で、利用者は年々ふえているところであります。

以上のように、当市といたしましては、子育て支援に力を入れているところであり、今後とも、あらゆる世代に対し、バランスのとれた、さまざまな施策を展開してまいります。

以上であります。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 引き続き、再質問にお答えいたします。

今、市長が述べましたように、岩出市といたしましては、子ども医療の助成、これ入院については、全額助成しておるところでありますし、通院に関しても３分の２の助成をしておるところです。

それから、市長申し上げた以外にも、虐待の対応の強化であるとか、それからファミリーサポートセンターにおける子育て支援であるとか、それから乳幼児の訪問の強化、さまざま子育て支援策を行っております。

何をもっておこなっている言われているのかというところもありますが、総合的に考えますと、岩出市におきましても、子育て支援策、十分やっておると考えておるところです。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから、何か本会議でふさわしくないような言葉を言われましたが、私は、一般市民の保護者の皆さんの声をこの場で披露しているわけでありまして、私はそういう立場にないですよ。ないですけども、そういう声がちまたにあるということを認識をしてほしいと。そして、一日も早く、岩出市が、横並びで医療費の完全無料化を取り組みを実施をしていただきたいという切なる声があるということを申し上げているわけでありまして。

そういう立場で、今、部長は、子育て支援については、いろいろやってるんだと言われますが、現実には、この実態をどう見るのか。また、聞いたところでは、岩

出市で、子供さんで来た、そしたら紀の川市へ転宅しようと。岩出市から離れていて、和歌山市へ行こうと。持ち家の人は、当然、経済的な問題もありますから、それはできないにしても、そういう人があるという現実を、これは直視しないとだめだなあというふうに思うんですね。

そういう意味で、一日も早い、中学校卒業するまでの医療費の無料化、ぜひ、幹部の皆さんも真剣に取り組んでいただいて、実現を一日も早くやっていただきたい。そのことを質問して、答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

誰々が言うてる、だれかれが言うてる、市民5万3,976名、その辺をよく考えて物を言いなさいよ。1人、2人言うてるやつを拡大させて、言うてる、言うてる。市の行政の立場、今お話ししたとおりです。十分理解してください。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　引き続き、再々質問にお答えいたします。

先ほど、尾和議員、子供ができたら紀の川市ほか、岩出から外へ転出されるという声があるとおっしゃられました。子育て家庭のみならず、どこで住むかというのは、いろんな通勤の状況であるとか、買い物が便利か、あるいは静かなところで住みたい、いろんな理由あるかと思います。その中で、子ども医療がどうでというところで、居住地を決める理由にされているのかどうか、その辺の正確な評価というのはなかなかつかむのは難しいところではありますが、ちなみに、平成28年度、昨年4月から今月まで、子ども医療に関しては、最も関係が深いであろうと思われる小学生でありますけども、小学生、この1年間に、岩出に40名、転入されてきております。転出された方が32名ということでありまして。わずかながらではあります、転入されている子供さんが多いというところでありまして。

もし、子ども医療をもって判断するというのであれば、岩出市の子ども医療を初めとする子育て施策、ある一定の評価を得ているものと感じております。

以上です。

○吉本議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　それでは、5番目の選挙に関して質問をさせていただきます。

選挙管理委員会の委員長も出席をしていただいておりますので、率直に、この場で議論をしていきたいなと、質問していきたいなと思っております。

岩出市の選挙に関して、毎回毎回、投票率が低下をしている。岩出町時代から比較しても、昭和52年の投票率が87%をピークに、56年は86%、平成元年の無投票を境にして、年々低下をしていると。その要因にはいろいろあるでしょう。新しく岩出に居住されている方がだんだんふえてきているという、岩出市の行政に関心がない、無関心であるという人も中にはおられることは、これは否めない事実であります。有権者が増加をして、52年の当時、約1万3,000名、現在は4万3,302名、約3倍にも増加をしてきております。

一方、議員定数は、当時に比べてマイナスで、現在は16名となって、人口はふえるけれども、議員数は、逆に少なくなっていると、こういう実態を私は議員として、あるべき市政としては、多くの課題が山積しているなど。市民の声に応えていないのが問題点であるというふうに認識をしております。

選挙への参加は、民主主義のバロメーターであり、二元代表制における結果として、危機感を持つべきであると、私は現在思っております。さきの市長選あるいは市議選においても、投票率は芳しくないのが実態であります。

そこで、選挙管理委員会として、いかに投票率を向上させていくのか、あらゆる機会を捉えて促進されることは、最も喫緊の重要な課題と私は思っております。

選挙管理委員会だけではないんですが、市民の皆さんも選挙に関して関心を持ってもらおうということは、一方、大切なんですけども。そこで、選管として、この低投票率をどのように分析をして、現在、この現状について認識をどう持っておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

2番目に、あらゆる手段の中の1つとして、私は以前から提案をしておるんですが、選挙公報を選挙管理委員会で作成して、全戸配布していく、そういうことも考えるべきではないかというふうに思っております。

3番目に、投票率を上げるために、期日前投票所を岩出市役所だけではなくて、期日前投票される方が非常に昨今増加をしている関係から、量販店等、そういう施設を期日前投票の投票所をふやしていく、設置をしてふやしていくということについて、どのようにお考えなのか、考えをお聞かせください。

それから、最後になりますが、投票したくてもできない身体障がい者の皆さんがおられます。具体的に、投票しやすい環境をつくっていただきたい、改善をしていただきたいと考えておりますが、それらについて、ご答弁をいただきたいと思いま

す。

○吉本議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会委員長。

○上西選挙管理委員会委員長 それでは、尾和議員の選挙に関してのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の低投票率の現状についてであります。選挙管理委員会といたしましても、選挙の適正な執行と管理はもちろんのこと、投票率の向上にも大きな責務の1つとして認識しております。

市民にとって身近な市政選挙における投票率は、平成28年10月2日執行の市長選挙では36.81%、平成29年1月29日執行の市議会議員一般選挙では44.26%となっております。

国政や県政選挙における投票率を見ても、県内の他市町村と比較して低くなっている現状であります。投票率は、選挙の争点、当日の天候、候補者数など、さまざまな要因が総合的に影響すると言われますが、長期的に見た場合、低下している傾向にあります。

先ほどもおっしゃってましたが、民主主義の根幹である選挙の投票率が低下の傾向にあることは、まことに憂慮すべき問題であると私は考えております。

意識調査に基づき、一般的に言われている低投票率の要因としては、政治に対する関心の低さ、投票したい候補者がいない、投票しても何も変わらないという諦めなどが言われております。

都市化が進み、人口が増加している岩出市では、投票率が低いと言われている若年層の比率が高いことも影響しているのではないかと考えます。投票率の向上については、一朝一夕で効果の出るものではなく、地道な活動を継続して行うことが必要であり、これまでもさまざまな啓発活動に取り組んできたところであります。今後、先進事例の調査・研究に努めるとともに、引き続きさまざまな啓発活動に取り組んでまいります。

次に、2点目の選挙公報の全戸配布、実施してはどうかであります。有権者が候補者などの政策を知ることができ、投票する際の判断材料の1つとなることは、選挙管理委員会でも認識しているところであります。

県内他市の状況なども参考にしながら、検討・協議をしております。

県内他市の状況としまして、和歌山市のほかでは、市政選挙における選挙公報の発行はしておりません。その理由として、まず、選挙期間が短い、それから配布す

るのに新聞広告でありますと、新聞とってない人がありますね。全戸行き渡らないということ、いろんな面で公平性の問題が出てくるという意見が委員会の中にもあります。それから、作成するのに、先ほどこちょっと議員さんがおっしゃってましたけども、これ、選挙管理委員会がつくる公報ではありません。条例で議会が制定して、やれというのであれば、作成は候補者に依存されると思います。候補者にとってみれば、政策を訴える1つの機会でありますけれども、その内容が制限、いろんな人によって、提出してない人もあるんでしょうね。一般に、経歴、政策、そういうものは記載しているところもあるんですけども、その作成は個人、立候補者に委ねられています。

そのようなことで、もう1つ考えてみるなら、なぜ選挙運動用のポスターの掲示場があるのか。車走ってて、それら見てる間ないよと言う方もあるんでしょうけど、本当に候補者の政策とか、経歴とか、顔写真だとか、そこらあたりはポスターの掲示場で出ております。

それから、インターネットでの選挙運動が解禁されたことで、候補者自身もインターネットで情報が発信できるわけです。選挙公報は実施しても、熱心な人は読むかもしれませんけれども、どれだけの人に読んでもらえるのかなどの議論があり、それから、相前後しますけど、選挙公報が時期ずれますと、期日前投票に行ってる方が、既に後から送ってくるわけですね。日曜日に告示して、それから輪転機かけて、2日、3日、必ずかかるわけです。そうすると、同じ公平の中で選挙を行うとしたならば、もう既に出てしまっているようなところが、不合理差が出てきております。そこらのことを選挙管理委員会のほうで十分に検討しているのは事実です。

しかしながら、和歌山市を除いてですけど、いろいろ検討しておりますけれども、選挙管理委員会の内部の意見では、見送る、それから、もっと研究して、引き続き他市の状況などを勘案しながら実施できるものは実施すればいいのではないのかなと思います。

それから、3点目の量販店での期日前投票所の設置についてですけど、この件につきましても、選挙人の利便性の向上のための取り組みの1つであることは、選挙管理委員会としても認識しているところでありますが、県内の他の市町村の状況なども参考にしながら、いろいろ討議いたしました。結局、和歌山県で、提案ですか、繁華街で、スーパー等で開設したらどうなんというようなご意見ですけども、適当な場所というのは、どうしてもスーパーの一式、繁華街で借ると、他人の建物、借りないかんです。そうすると、やっぱり制約もありますわね。自分だけやって、来

年は私とこ使ってくださいというようなことが出てこようかと思えますけども、そこらあたりの不公平さも出てくる。

それから、一番私心配しているのは、それをやられることによって、期日前することによって、1週間の会場をずっと、投票所を開設するわけです。まず考えなければならないのは人件費、人員、コストが非常に高くなってくることもあります。そういうことで考えてみますと、これもふやせばいいというもんでもないな。もっとほかに投票率の向上の考えていくべき道がないのかなと、このように考えております。

それから、4点目の障がい者の具体的な対応についてであります。まず身体の重い障がいなどにより投票に行けない方は、郵便等で自宅などで投票することができる郵便などによる不在者投票という制度があります。これは対象となる障がい者の方が、事前に選挙管理委員会に申請をしていただいて、証明書の交付を受けていただきます。選挙が執行されるごとに、投票用紙を請求して、送付をされてきた投票用紙を自宅などで記載して、これをまた郵便物などにより選挙管理委員会に返送して、投票するものです。

次に、投票所での対応としましては、入り口の段差解消のためのスロープの設置を初めとして、車椅子や車椅子用の記載台、老眼鏡、拡大鏡、文鎮、点字機などを用意しております。

また、選挙人を常時介護している補助者や介護者は、障がい者の方に同伴して、投票所に入場することも可能ですが、その場合でも、家族の方が代筆して投票することはできません。身体の故障やその他の理由により、みずから投票用紙に記載できない方には、投票所の係員が選挙人の投票を代筆する代理投票という制度や目の不自由な方には、点字投票という制度がありますので、お申し出いただければと思います。

なお、障がい者の方が投票所で円滑に気持ちよく投票できるよう、選挙の執行の都度、直前に事務従事者に対しての説明会で特段の配慮するようお願いしているところであります。

今後も障がい者だけではなく、高齢者や初めて投票する人などにも気持ちよく投票していただけるよう、投票環境の向上に努めるとともに、投票率の向上に向けて取り組んでまいります。

以上のとおりでございますが、その他の詳細につきましては、書記長のほうからお答えさせていただきます。

○吉本議長 選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 それでは、ただいま委員長からもありました低投票率の現状について、認識しているところであり、さまざまな活動に取り組んでいるということを答弁させていただきました。その活動等について、私のほうから説明をさせていただきます。

なお、尾和議員から先ほどありましたように、以前、平成25年3月の議会でも同様の質問をいただいております。その後、工夫、改善をしておりますという答弁をさせていただきます。その後に取り組んできた内容を主に説明をさせていただきます。

まず、投票率を考える上で欠かすことができない若者への対策としての取り組みであります。若者にいかに政治や選挙に関心を持っていただくということが重要な課題であり、主権者教育への取り組みが必要であると考えてございます。

市選挙管理委員会では、和歌山県の「出張県政おはなし講座」という事業を活用した選挙の大切さを知ろうというテーマの選挙出前講座に、県選挙管理委員会と市教育委員会とともに取り組んでございます。これは若者への政治、選挙への関心を高め、社会参画への意識向上につなげることを目的として、選管職員が小学校に伺い、主に小学6年生を対象に、選挙に関する講座を行うものであります。

その内容は、選挙のお話として、選挙って何だろう、なぜ投票することが大事なのかといったことを中心に、選挙についてわかりやすく説明するほか、選挙にかかわる簡単なクイズを実施します。また、模擬投票として、実際の選挙で用いられている投票箱や記載台等を使用し、児童に投票や開票作業を体験していただきます。投票用紙も実際に国政選挙等で使用している規格と同じものを使用します。

なお、この選挙出前講座は、平成27年9月の公職選挙法の改正により選挙権年齢の引き下げがありました。これに伴い、平成27年度からは高校生も対象に加えて取り組んでございます。自分たち一人一人の暮らしや将来に影響するとても大切な機会であることを子供たちにぜひ知っていただきたいというふうに考えてございます。

次に、新有権者への啓発はがきの発送ということで、これは平成25年7月執行の参議院選挙から定時登録も含めて、選挙人名簿の登録の都度、毎回実施してございます。これは年齢要件を満たし、選挙人名簿に初めて登録された人全員に、投票に参加できるようになったことのお祝いとその権利を積極的に行使するとともに、1票の権利を大切に使ってほしいというメッセージを記したはがきを発送して、選挙への関心を高めていただこうというものでございます。

明るい選挙のイメージキャラクターの「めいすいくん」が、あなたが主役ですと訴えかけるものになってございます。

そのほか、これまでの取り組みといたしましては、若年層の投票立会人の募集、小さいお子さんを持つ保護者への投票を促すため、保育所や幼稚園児への啓発物資の配布、成人式での市長の式次であったり啓発物資の配布というようなことも行ってございます。

次に、投票環境の向上のための取り組みであります。期日前投票宣誓書の投票所入場券裏面への印刷、これは平成26年11月の県知事選挙から行っております。これは、入場券の裏面にあらかじめ宣誓書を印刷することにより、住所や名前等を事前に記入することができ、期日前投票所での受け付けがスムーズになるもので、受付での混雑の解消につながっていると考えてございます。

次に、投票所、投票区域の見直し、これも平成26年11月の県知事選挙に行いました。中島地域におきましては、以前、中島会館を利用させていただいておりましたが、場所がわかりづらいとか、駐車場が少ないといったご意見もいただいております。さぎのせ公園管理事務所、これが供用開始されたことに伴いまして、変更させていただいております。それと同時に、投票区域についても一部見直しなどを行っております。

その他、これまでの取り組みとして、投票所の雰囲気づくりとして、BGMをかけるようにしたり、つえ休めということで、高齢者の方、最近、つえを持って投票所にお越しいただくことが多くなっております。投票、記載する際に邪魔になるということで、このつえをひっかけていただくような器具、こういうのも記載台に設置するなど、そういう対応もしてございます。

次に、その他、全般的に選挙に関心を持っていただくための取り組みということで、時間ごとの各投票所における投票率の速報、これを随時、市ウェブサイトに掲載したり、また、国政選挙における投票率、これを県内他市と比較したり、市内の投票所ごとに比較したチラシ、こういうのを作成して、市政懇談会や区自治会長会議等で配布、説明するなどしてございます。岩出市の投票率、それぞれの地域における投票率の現状の周知に努めているところでございます。

取り組みにつきましては、以上でございます。

なお、2点目や3点目、4点目につきましては、委員長が答弁したとおりでございます。

○吉本議長　しばらく休憩いたします。

午後 1 時 15 分から再開いたします。

休憩

(12 時 0 分)

再開

(13 時 15 分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 選挙に関して、今、選挙管理委員会の委員長、長文にわたって答弁いただきまして、ありがとうございました。今の答弁の中で、二、三気づいたところを再質問させていただきたいと思うんですが、選挙管理委員会として努力されておることについては、日ごろから、それについては敬意を表しております。

しかし、この低投票率をいかに向上していくのかというスタンスとして、あれもあかん、これもあかんじゃなくして、こういう機会を捉えて、やっぱり 1 つでも 2 つでも前進をさせていくということが、私は求められるんじゃないだろうかと。

それは、選挙管理委員会が、全てこの低投票率の責任をとれということでは、これはないと思うんですね。我々市民として、行政にかかわりのある岩出市民が、日常的に行政のやられることについて関心を持ち、身近な問題として捉えていくということは、これは非常に大切なことですから、これは否定するものでありませんが、そういう中から、今、私としては選挙公報、これは 1 つの手段ではないだろうかと。

大阪府下は、これ全部やっております。ただ、この紀泉の山を越えると、和歌山市のほうで、和歌山県内では取り組みがされてないところが非常に多いという状況ですから、なかんずく、岩出市の投票率というのは、和歌山県下で最低と言って過言ではないと思いますね。

だから、選挙管理委員会の権威を上げる意味でも、ぜひ提案しましたことについて、1 つでも 2 つでも前向きに取り組みを選挙管理委員会の中で議論されて実施をしていきたいというように思っていますので、その点について答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

大阪府等では、全市町村もやっているというようなご意見でございます。県外の自治体では、市政選挙における選挙公報、これ発行されていることにつきましては、

当然、市選挙管理委員会としても承知してございます。ただ、市政選挙における選挙公報の発行につきましては、義務ではなくて、あくまで任意ということでございます。各地方自治体の状況に応じて、各自治体の判断に委ねられてございますので、その判断につきましては、先ほど委員長が答弁したとおり、岩出市の選挙管理委員会としての判断は、現在のところ見送るというところでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 障がい者の方の投票しやすいような環境づくり、これは1つ具体的に提案をさせていただきたいと思うんですが、さきの選挙において、私に投票のあり方についていただきました。ある方が、こういう顔写真にされて、その中から選んでいくということで、判断能力が多少欠ける方なんですけども、この中から指をさして、それにおいて代筆で書かれたと、丸したということでしたか、そういうことをやられたことがありました。

これも、全て選挙民がみずからつくっていかないとできないということでありますので、ここら辺も参考にして、次回からは、そういう知的障がい者の方に対する投票のあり方、ここについても1つに参考にしていただいて、できることから実施をお願いをしたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。ご答弁いただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○中西選挙管理委員会書記長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

代理投票等での意思確認の方法ということでのご質問かと思えます。代理投票における本人の意思確認の方法、これにつきましては、原則といたしまして、口頭で伝えていただくとか、候補者一覧、氏名掲示がございます。それを指さしていただくというようなことで対応させていただいております。

なお、これらが困難な場合がありますが、選挙人の容体というのはさまざまでございます。必要に応じて、選挙人の家族とか、付き添いの方と事前に打ち合わせを行うなど、個々の選挙人の状態に応じて、きめ細かく適切に対応し、その意思確認に十分努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、岩出市の交通渋滞対策についてお聞きをしたいと思います。

まず第1番目に、岩出橋周辺の朝晩の渋滞状況についてですが、これについては、岩出橋が完成した暁には、もっとスムーズに交通渋滞がなくなるというように思っております。

そこで、岩出橋の現在工事をやられておりますが、完成時期については、予定としてつかんでおられると思いますが、いつごろになるのか、これについてお聞きをまずしておきます。

それから、2番目に、根来安上道路というのは、県道加太粉河線のエニシルの前の交差点なんですけども、ここのところ、朝晩、非常に渋滞が生じており、根来西の交差点、セブンイレブンのところ、それから安上の福山さんとの手前の三差路、山野さんとの三差路あたりまで渋滞が生じております。

この解消のために、ある方から、あそこの運送屋の方なんですけども、大型の出ることが非常に難しいということで、東から西に行く交差点、この信号に右折可の指示機を設置、ぜひしてほしいと。そうすれば、エニシルに向かって行く車の流れが非常にスムーズになるんじゃないかな。青から赤になる間が非常に短くて、二、三台しか右折できないという状況にあります。

そういう意味では、そこに設置をする必要性があるんじゃないかなというように思っておりますので、関係機関と協議を進めていただいて、設置可能かどうか、取り組みをお願いをしたいというように思っていますので、市当局の答弁をお願いをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 尾和議員のご質問、岩出橋の完成時期についてですが、平成29年度末完成予定となっております。

なお、岩出橋の完成供用後に仮設物や旧橋の撤去工事を行うと聞いております。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 通告に基づきまして、答弁をいたします。

尾和議員ご質問の交通渋滞の対策についての根来安上道路の交差部、右折指示機の設置につきましては、平成27年4月に要望があり、岩出警察署に要望したところ、右折信号を設置するには、道路形状等から設置は難しいとの回答をいただいた経緯がございます。その後、交差点改良工事が行われたことや、3月18日に京奈和自動車道紀北西道路が開通したことなどにより、交通量の変化も考えられることから、

岩出警察署に対し、市議会において一般質問があったことをお伝えいたします。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出橋の完成時期なんですが、これは29年末といいますと、来年の3月31日までに供用開始ができるということで理解してよろしいのか、再度確認をさせていただきます。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

29年度末完成予定ということですので、平成30年3月31日までの完成予定ということでございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 7番目の質問をさせていただきます。

教育勅語についての質問であります。

今、学校法人森友学園の開校に関して、さまざまな問題点が噴出をしております。きょうも、聞くところによりますと、午前10時から、昼から、また証人喚問がされて、どのようになるのか、我々も非常に関心があるところでありますが、今回は、学校用地が近隣の10分の1の価格で依頼者に払い下げた問題、それから、理事長の辞任で多くの疑惑が渦巻く中、幕引きが図られようとしております。

この問題の背景には、安倍総理、日本会議、日本維新の会とつながりを考える必要があると思っております。この3団体は、考えの基本に、反共、皇室の尊重、憲法改悪、愛国主義の推進、国防の充実のそれが本質であります。

この影響を受けて、この2月に文科省から小中学校の指導要綱案の前文に「国を愛する態度」が付加され、幼稚園教育要綱にも「我が国の国家に親しむ」が追加されてきております。

この森友学園は、教育勅語や愛国行進曲等園児に暗唱させている。私は、国有地の払い下げ、補助金の問題、寄附金の問題等々については、この場では、私としては質問する意思はありません。

しかし、今回、教育勅語の暗唱に関して、これは岩出市の教育行政にとってもかわりがありますので、質問をしていきたいと思います。

そもそも教育勅語は、1890年、明治23年に発布され、以降、日本は万世一系の天皇を中心とした神の国であるという考えが、教育の中心であったわけであります。稲田防衛相が言う教育勅語の中の親孝行はとてもよい面だという、親孝行等の道徳とともに、天皇の民としての秩序を説く、この勅語は、木を見て、森を見ない、一面的な評価であり、塚本幼稚園での園児に暗唱させることを安倍総理婦人は絶賛して、涙を流しております。さらに、安倍総理も私の考えに非常に共鳴している方だと評価をしているのであります。この現状は、戦前思考の考え方であり、あの第二次世界大戦で、アジアで2,000万人、日本人で300万人もの戦死をしたことを賛美するものと言えらると思います。

そこで、岩出市において、この教育勅語に関するこの教育をどのように見ているのか、認識されているのか、最初にお聞きをしたいと思います。

2番目に、豊中市の現状をどう見ているのか。豊中市のこの問題の発端は、私のつき合いをしている木村 真市議が国有地払い下げの問題で、国交省に問い合わせ、財務省に問い合わせたところ、黒塗りの情報公開が出され、それに疑問を感じて、さらに裁判に訴えるということで、公開をしてきた。その中身が、今のような状況を生んでおり、いろいろな多方面にわたって、ドミノ式に広がっているのが実態であります。それについて、どのように認識をされているのか。

それから、3番目に、岩出市の教育方針をこれらの教育勅語に基づくものではないということを再確認をさせていただきたいというふうに思っていますので、それについてご答弁をいただきたいと思います。

4番目に、日本国憲法の三原則である、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をどう守っていくのか。

教育現場における以上の4点について、市当局の答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えをいたします。

1点目と2点目につきましては、他の自治体のことである上に、また、私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場ではありません。

3点目と4点目につきましては、日本国民は、国の最高法規である日本国憲法を何よりも尊重しなければなりません。教育については、日本国憲法はもとより、そ

の主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。

なお、具体的な中身については、教育委員長及び教育長に答弁をしてもらいます。

○吉本議長 教育委員長。

○中村教育委員長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えいたします。

1点目と2点目につきましては、市長答弁のとおり、他の自治体のことである上、それに私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場ではありません。

3点目と4点目につきましても、市長答弁のとおり、教育については、日本国憲法はもとより、その主旨に基づく教育基本法にのっとり進めなければならないと考えております。

この基本的な考えを踏まえた上で、学校教育につきましては、学校教育法や学習指導要領等に基づき、生涯学習分野におきましては、生涯学習振興法やスポーツ基本法等に基づき教育を進めております。

なお、詳細につきましては、教育長に答弁をさせます。

○吉本議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問、教育勅語についてお答えします。

1点目、戦前思考のこの教育をどう認識しているのかと、2点目の豊中市の現状をどう見ているのかにつきましては、市長並びに教育委員長の答弁のとおり、他の自治体のことである上に、私立の学校法人のことでもありますので、コメントする立場にはございません。

3点目の岩出市の教育方針につきましては、確かな学力の育成と文化・スポーツの振興を重点目標に掲げ取り組んでいるところでございます。

なお、国旗・国歌の取り扱いにつきましては、小学校学習指導要領の第6章特別活動の第3指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」と定められており、中学校学習指導要領も同様であります。

本市のみならず、学習指導要領に基づき教育を行うことは公教育の務めであります。

4点目の日本国憲法の三原則、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重をどう守っていくのかにつきましては、日本国憲法、教育基本法、学校教育法、生涯学習振興法等にのっとり、教育基本法の前文にあるとおり「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」をこれまでもそう

でありましたけれども、これからも推進してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。日本国憲法を尊重すると。これは最も現行憲法についての統一した認識であろうと、私はそのように思っております。

そこで、教育勅語については一言も、各皆さん述べられておりませんが、現に、この教育勅語については、本当に教育の力というのは非常に大きく反映をしております。1948年に教育勅語が廃止され、教育基本法がつくられました。その中で、民主国家の主権者たるに育てることが教育の目標とされ、民主主義国家によって、日本は国際社会で確固たる地位を占めるものである。

そこから、最近、文科省が、教育勅語は戦前の教育方針であり、教育勅語を戦前のように学校教育に取り入れることはふさわしくないと言っております。そこで、この件について、岩出市の教育委員会が教育勅語についてどういう姿勢で臨まれようとしているのか、ここをお聞きをしたいと思います。

それから、この幼稚園では、教育勅語以外に「海行かば」という歌を歌わせているということを聞いております。この歌の意味は、ご存じやと思うんですが、「海を行けば、水に漬かった死体となり、山を行けば、草の生えたる死体となって、天皇の足元にこそ死のう。後ろを振り返ることはしない。」という内容の歌であります。まさしく戦前のあの忌まわしい軍国主義の時代に歌われてきた歌であり、現在も教育勅語と相並んで、「海行かば」という歌が歌われているのが実態であるということを考えれば、再び、戦前の社会に戻らないような教育方針というのを岩出市においても構築していく必要があると私は思っておりますが、その2点について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

2点あったかと思いますが、まず、森友学園の教育内容につきましては、先ほどからお答えしてありますとおり、他の自治体のことであり、まして私学のことでありますので、コメントする立場にはございません。

それから、教育勅語につきましては、先ほど議員からもありましたように、昭和23年6月19日の国会の決議で公式に否定されたということで、そういう認識でしてございます。

○吉本議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長が、教育勅語については、こういう考えではないということはよくわかりました。わかったんですが、その中で、教育勅語の中に問題なところがあるんですけども、これ口語訳で、ある学者が発表している内容ですけども、「永遠に続くぼくたち天皇家を護るために戦争に行ってください。それが正義であり『人としての正しい道』なんです。そのことは、きみたちが、ただ単にぼくの忠実な臣下であることを証明するだけでなく、きみたちの祖先が同じように忠誠を誓っていたことを讃えることにもなるのです。」という文章の中にあります。

こういう教育勅語の中に書かれている点については、岩出市においては、教育勅語については否定をしている、今後そういう教育はしないという理解でよろしいのか、最後にご答弁をいただきたい。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたように、国会の決議というもので公式に否定されたという認識でございます。それから、道德の教えというのは、現在、親孝行とか仲よくしていく、こういったことは、言わずもがなということでございます。

○吉本議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたします。

再開時間は追って連絡いたします。

休憩 (13時45分)

再開 (14時45分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議会運営委員会の決定により、地方自治法第129条及び会議規則第80条の規定に基づき、尾和弘一議員及び中芝正幸市長の一部発言について、会議録に掲載しないことに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○吉本議長 起立多数であります。

よって、会議録に掲載しないことに決しました。

一般質問を続けます。

通告４番目、８番、田中宏幸議員、一問一答方式で質問願います。

田中宏幸議員。

○田中議員　８番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず最初に、生活道路の環状化についてご質問させていただきます。

先日、３月１８日に京奈和自動車道紀北西道路の岩出西インターから和歌山ジャンクションの間が開通し、京奈和自動車はこれで和歌山県内が全線開通したとなりました。紀北西道路は、工事着工から比較的早いこの時期に全線が開通したことは、国土交通省の頑張りはさることながら、市長の働きかけも大きかったものと感謝申し上げます。

この開通により、岩出市内の渋滞緩和や、また産業や観光面で京奈和自動車沿線地域の広域的な地域活性化と防災面での強化が図られるものと期待しております。

また、現在、県道泉佐野岩出線の岩出橋が工事中であり、平成２７年には市道根来安上線が、そしてまた、平成２８年には市道押川根来線が開通するなど、岩出市内の道路環境は飛躍的によくなってきております。

しかし、市内では幹線道路から一步脇道にそれると、車の対抗が困難な狭い道路であったり、行きどまりの道路が見受けられたりします。

昨年末の市政懇談会でも、市長は、今後、生活道路の環状化を重点事業として位置づけ取り組んでいくとおっしゃっておりました。今回、平成２９年度一般会計予算の概要にも、主要施策として、市道生活道路の環状化事業１，８７０万が計上されておりますが、生活道路の環状化はどういった施策なのか、また、道路整備がどういふふうになされていくのか、具体的にどのような箇所を考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

○吉本議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　田中議員のご質問、生活道路の環状化についてお答えいたします。

近い将来、高い確率で発生すると言われている南海トラフや中央構造線を震源地とする大規模地震などの震災が懸念される中、道路事業におきましても防災を視野に入れた取り組みが必要と考えております。

そこで、生活道路の環状化についてであります。道路が狭かったり、行きどま

りであったりといった入り組んだ地域におきまして、通常時はもちろん、災害時や緊急時に広い幹線道路へ円滑に出られるようにする事業で、今後、市の重点事業として位置づけ、取り組んでまいります。

平成29年度は、新規事業箇所として、西野地区の市道西野備前2号線及び北大池地区の市道北大池6号線の2路線について予算計上させていただいております。

○吉本議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 ただいま平成29年度の事業箇所についてご説明いただきましたが、これから、今後、この事業について、こういった展開を考えておられるのか、再度お聞きいたします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

この事業につきましては、用地等地元協力が不可欠であります。また、この事業は市民の方々にまだまだ浸透していませんので、去年に引き続き市政懇談会などでPRを行い、趣旨を理解していただいた上で、地元協力を前提とした要望があれば、積極的に事業化を検討していきたいと考えております。

さらに、開発協議におきましても、生活道路の環状化を意識して、開発業者に道路計画の指導をしてまいります。

○吉本議長 これで、田中宏幸議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 次に、青少年健全育成の取り組みについて。

岩出市では、子供たちが安心して日常生活が送れるように、青色パトロールの巡回や通学路に設置している子ども見守りカメラの運用とともに、夏休みや冬休みなど街頭補導を実施しております。また、登下校時のあいさつ運動や見守り活動などを実施し、家庭、学校、行政の連携はもとより、関係機関、各種団体との連携を強化していくことで、子供たちの学校生活が安全に守られると思います。

今回、青少年健全育成の見守り活動について質問させていただきます。

ことしの1月のことなのですが、1月30日の朝、島根県益田市の国道で、集団登校の小学生の列に飲酒運転の軽トラックが突っ込み、小学校3年の男児と付き添って見守り活動をしていた男性がはねられ、男の子は軽傷でしたが、男性は31日未明、

搬送先の病院で亡くなるという事故が発生しました。男性は34年前に現場近くで下校中の娘を交通事故で失っており、再発防止のため、地元の子供たちを守るため、長年にわたり、毎朝、ボランティアで登校に付き添い、見守り活動をしていたといっています。

こういった登下校中の列に車が突っ込む事故が多発しております。私たちのまちでも、いつ発生するかわかりません。見守り隊の保険への加入はされているのか、お聞きします。

次に、2点目、悲惨な事件や事故、また不審者情報が全国で発生しています。2年前には、紀の川市で、小学生が自宅近所で遊んでいる中で悲惨な事件が起きてしまいました。こういった犯罪や事故をなくしていくためには、たくさんの方々に見守り活動に参加していただくことが大切であると思います。子供を見守るのは見守り隊だけではなく、地域の人たちが、ふだんの生活の中で、何げなく子供の安全に気を使っていたいただければと思います。

例えば、買い物の行き帰りの道を注意してパトロールをしていただいたり、毎日、ウォーキングをされている方や犬の散歩をしながらのパトロール、これは紀の川市で実施されていますが、そういった方に参加していただき、見守り隊を動員していくことが犯罪の減少につながっていくと考えますが、いかがでしょうか。

次に、3点目、見守り活動をされている場所は、登下校する通学路がほとんどです。その交差点で見守り活動をしている方が、登校中の児童に横断歩道を渡ってねと声をかけると、児童が、横断歩道が消えてなくなっているよと言われたそうです。以前から市内に横断歩道が消えている箇所がたくさんあり、書きかえをお願いしていますが、警察に要望していますとの回答です。事故の未然防止からも喫緊の課題として、早急に書きかえしていただくよう警察に要望していただきたいです。

最後に、見守り活動の対応についてですが、子供たちの安全のための奉仕活動とはいえ、冬の凍るような寒い中、また、夏の猛暑の中での活動は大変なご苦労であります。見守り活動を行っている方へねぎらいの言葉でもかけていただき、感謝の気持ちを届けることが大切であると考えますが、いかがでしょうか。どうか、答弁よろしくお願いします。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　田中議員の一般質問2番の1点目、見守り活動の保険加入についてお

答えいたします。

岩出市におきましては、見守り活動中の死亡事故や重傷を負ったという事案は、幸いにも発生していませんが、この見守り活動に参加いただいている市民の方が、万が一何らかの事故に巻き込まれた場合に備え、子どもを守るネットワーク行事参加者傷害保険に加入しています。この保険は、主に福祉活動やボランティア活動を目的とした参加者への傷害保険となっています。

2点目の見守り隊への参加、協力についてであります。議員ご指摘のとおり、全国的に子供が悲惨な事件・事故に巻き込まれるといったことが多く報道されています。本市においても、いつ、どこで、誰が巻き込まれるかもしれないという危機感を持たなくてはならないという中で、子供を1人でも多くの大人が見守ることが大きな抑止力になると考えております。

現在、関係各種団体、地域の皆さんなど、多くの方々の協力のもとで、登下校時に声かけやあいさつ運動を行っていただいております。また、その活動を支援させていただき、見守り活動にご協力いただける方々には、腕章やベストを交付し、事あるごとに、できるときに、できる場所での見守りをお願いしております。皆様の地道な活動のおかげで、児童生徒に不安を与える岩出市内の不審者情報については、平成25年度が33件、平成26年度が32件、平成27年度が36件でしたが、平成28年度2月末時点で14件と大幅に減少しています。これも皆様方の活動のたまものと感謝しております。

今後も家庭・学校・地域と連携し、ボランティアの増員を図りながら、活動の推進に努めてまいります。

4点目の見守り活動の対応についてであります。まず、日ごろの見守り活動にご参加、ご協力いただいております皆様方に心からお礼申し上げます。

年間を通じての活動であり、登校時は朝7時ごろから、また、下校時は市内放送後、夕方まで活動いただき感謝の気持ちでいっぱいあります。

見守り活動は、子供の安全確保はもとより、挨拶を交わすなど、子供とコミュニケーションをとることにより、子供の変化にも気がついて学校との連携を図っていただけるなど、青少年の健全育成に大きな効果を上げていただいております。

議員ご質問の感謝の気持ちを届けることについては、毎年9月に開催される青少年育成市民大会において団体表彰をさせていただいており、また、節目の大会では個人表彰もさせていただいておりますが、今後、さらに感謝の気持ちが形としてあらわれる何らかの取り組みを考えてまいりたいと考えています。

これから未来を担う青少年の健全育成のため、ご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○吉本議長 総務部長。

○藤平総務部長 議員ご質問の3点目ですが、交通安全第一ですので、後ほど、場所等確認させていただき、対応させていただきます。よろしくお願いします。

○吉本議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 4点目の見守り活動の対応についてですが、年に一度の活動されている方への青少年育成大会での団体表彰、それから、また節目節目の大会で個人表彰をされているということなのですが、今、教育長の答弁で、今後さらに感謝の気持ちを形にしてあらわせる何らかの取り組みを考えるとっておられました、どういったことを考えているのか、お聞きします。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 田中議員の再質問にお答えします。

見守り活動をされている方は、心から子供たちの安全・安心を考え、ボランティア精神でされているばかりであります、我々は、それに甘えてばかりではいけないと日ごろから思っております。

感謝というのは無形ではありますが、見守り活動をされている方々に対し、子供や保護者、学校や教育委員会等感謝の気持ちを目に見える形でお伝えできるような取り組みを今後検討してまいりたいと考えております。

○吉本議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問願います。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、就学援助制度についてです。

経済的な理由により就学困難な小中学生の保護者に、学校でかかる費用の一部を援助する就学援助制度があります。2017年度予算案で、要保護世帯、生活保護世帯と同程度に困窮している世帯に対する就学援助のうち、新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価が約2倍に引き上げられました。小学生に対する補助単

価は、現在2万470円が4万600円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円にそれぞれ引き上げられます。

日本共産党の国会議員が、参議院文教科学委員会で新入生全員が購入するランドセルや制服などの費用と就学援助が大きく乖離していると指摘し、抜本的に引き上げるよう要求しました。当時の馳 浩文部科学大臣は、乖離を認め、調査と対応を約束しました。そして、文科省は、新入学費用の実態を調査し、財務省に引き上げを要求し、結果、生活保護の教育扶助の単価まで引き上げることになりました。

国のこうした状況について、市の認識はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、岩出市においても、要保護世帯に対しての補助単価が当然見直しをされていると考えるが、どのようになっているのか、お聞きをいたします。

3つ目は、国会では、日本共産党の議員が就学援助の引き上げや入学準備金を立てかえをしなくても済むように、入学前の2月から3月に支給を行うよう求め、文科省の教育局長は、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮をするよう通知しているが、市町村に引き続き働きかけていくと、このように答弁しています。

文科省の初等中等教育局長も中学校入学前の前倒し支給について、補助対象とすることは可能だと答えました。就学援助は、生活保護を受ける世帯とそれに準ずる困窮世帯に学用品や入学準備用品など、学校生活にかかる諸費用を国と市町村が援助するものです。原則、小中学校に入学・進級後に申請し、支給される仕組みですが、今、子供の貧困などが問題となっていることもあり、入学にかかる準備金支給時期を2月から3月に前倒しする自治体が全国的にもふえてきております。

入学前の支給の88市区町のうち73市区町が、ことしの4月入学する子供から実施される予定です。この3月までに支給します。88市区町のうち49市区町が、新たな小学校1年生と新中学校1年生の両方で実施され、39の市区町が新中学校1年生を対象にスタートし、来春には小学校1年生にも広げる自治体もございます。来年1月から3月に開始する予定は24市区町もあり、合わせると、少なくとも112の自治体に広がってきています。

岩出市でも、昨年の決算委員会において指摘を行い、課題であると答弁をされておりましたが、新年度予算でも改善が見受けられませんでした。支給時期の見直しを行うべきと考えますが、これについてもご答弁をいただきたいと思います。

4つ目は、準要保護助成金の見直しについてでございます。

今回の要保護世帯への補助単価引き上げによって、準要保護世帯、要保護に準ず

る程度に困窮している世帯の就学援助についても問われてきます。

準要保護世帯に対する国の補助は、'05年に一般財源化で廃止され、援助の種類や単価は自治体の裁量に任されました。しかし、少なくない自治体で、国の補助単価や教育扶助の単価を参考に設定しており、各自治体では新入学費用の高騰に対応した援助単価の引き上げが求められてきています。国の要保護の補助単価が引き上げられたということで、当然、準要保護についても助成金の引き上げが行われるべきだと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 通告に従いまして、市来議員の1つ目のご質問の1点目と2点目についてお答えいたします。

生活保護を受給されている方につきましては、修学旅行費以外の費用について、生活保護法に基づき扶助費を支給しております。それから、生活保護費のこれらの単価につきましては、平成29年度におきましては、改正がないと聞いております。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の就学援助制度の3点目、支給時期の見直しについてお答えをいたします。

小中学校の新1年生の支給時期の見直しは、現在のところ考えておりませんが、全国的に入学前に支給する自治体も増加していることから、制度的なフォローアップが整えば検討してまいります。

次に、4点目の準要保護助成金の見直しについてですが、社会経済状況等を鑑み、今後検討してまいります。

以上でございます。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、支給見直しについてでございます。やはり、なぜ文科省が児童生徒が援助を必要とするときに、速やかに支給できるよう十分配慮するよう通知を市町村に出しているかということを考えていただきたいと思います。

これについては、他の市町村が増加傾向していることから、今後検討していくと言われておりますが、私が言った、今回88の市区町がやるということに言っています。資料もございまして、ぜひ実現をしているところから学びながら、ぜひこの岩出市でもできるように、来年度は必ずできるようにしていただきたいと思います。言って

いるのは、全部じゃなくて、当然、新中学校1年生からだともっとやりやすいと思うんです。それは小学校からもすぐにもらっている方々が多いということから考えれば、十分すぐに対応ができるのではないかと考えます。そうしたいろんな方法を模索しながら、ぜひ早期に実現していただきたいと思いますので、来年度には必ずやっていただきたいと思いますと思うんです。

あと、増額のほうについては、先ほどおっしゃられました。これについては消費税、多分8%に上がったときに、実際に準要保護の率というのは上がっているんでしょうか。というのは、これまでも経済的な困窮の問題であったり、いろいろ子供の貧困などを取り上げた中でも、準要保護についての消費税で上げられたということがなかったように聞いているので、8%のときに、この部分の費用というのは見直しされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

国が制度化をされて、まだ予算がついてないというふうにおっしゃったんですが、予算をつけることによって、岩出市はすぐに対応を同じようにやっていくということとでいいのかどうか、その辺の確認だけをしておきたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

○吉本議長 教育部長。

○秦野教育部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず1つ目なんですが、新1年生への支給時期の見直しをぜひ来年度中に実施してほしいというご質問であると思います。本市では、特に転出入が多いため、新1年生の新入学用品費の前払いには大きなリスクを伴う部分があると考えています。先ほど申し上げた制度的なフォローアップが整えばということを申し上げたと思うんですが、こういったリスクを軽減する国等の制度が整えば、すぐに対応してまいりたいと考えてございます。

それから、2つ目に、8%に上がったときに見直しは行ったのかということですが、その時点では見直しは行ってございません。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2点目は、福祉事務所生活保護課に社会福祉士の配置についてでござい

ます。

現在、子供の貧困、ワーキングプア、下流老人、老後破産など、さまざまな角度から貧困問題が取り上げられております。内閣府なども相対的貧困率等に関する調査分析結果を発表し、格差に関する議論が高まっているとしています。相対的貧困率は、2012年の国民生活基礎調査では16.1%です。6人に1人が相対的な貧困層となっているのです。その中でも高齢者であること、特に単身、また母子家庭であることが相対的貧困率を押し上げております。

生活保護は、憲法第25条の生存権保障に基づくものであり、現に生活に困っていれば、誰でも権利として受けられるものです。生活保護申請数の急増による担当ケースの増加、ケースの事情の複雑化、訪問業務に伴う危険など現場で働くケースワーカーの負担は非常に重たいものになってきています。

不安定な受給者への接し方はとても難しく、重い責任が伴います。そうしたもとで、それぞれの事例は、原則、担当ケースワーカーの裁量で行われておりますが、ケースワーカーの仕事は、どの市町村でも特殊でハードな業務なため、生活保護の担当部署への配属を希望する職員は少ないと言われております。熱意を持って取り組んでいっても、燃え尽き症候群などになり、精神的な疾患となって、休職に至る方もおられると思います。

岩出市のケースワーカーの人数と指導監督を行う査察指導員の人数、また、1人当たりの受け持つ件数についてお聞きをしたいと思います。

2つ目は、訪問活動は、生活保護受給者の実態を確認する大切な場となります。ところが、事前に約束をとることなく訪問することが前提とされているために、全く会うことができない状況も出ているのではないのでしょうか。生活保護受給者にも当然生活があり、昼間は自宅にいない、出かけている方が多いというのが実態となっています。訪問について、1年以上面接できていないというケースはどうなっているのかをお聞きをいたします。

3つ目は、関係機関との連携についてでございます。先日、生活保護の申請、相談者の対応をしましたが、所持金はわずかしかなく、生活状況は水道などが給水停止をされているといったケースがございました。相談の上で、保護決定までは時間がかかることから、当然、担当者のほうは施設入所を進めましたが、本人は仕事を理由に、また施設入所の意味が理解されておらず、帰宅をされました。その後、連絡をとったときには、当然、所持金は底をつき、ほとんど食事をとらず、また家では水道がとまっているため、水分補給は外で行っていたという対応をしております。

た。このケースの場合、最初にとった施設への入所を進めたという点では納得できるのですが、本人との意思疎通がしっかりとれていたのかが疑問になってまいります。また、本人も仕事に行かなければ収入がないと前向きな点もあり、帰ることを主張し、帰宅をしました。しかし、その帰宅をした場合、なぜ水道がとまっていることがわかっていたにもかかわらず、水道課に本人を案内できなかったのかが残念でなりません。

電気、ガスなどとは違い、水道は地方公共団体が運営しています。こうしたケースに限らず、生活保護の申請に来られる方はさまざまな問題点を抱えることが多く、状況を一つ一つ聞く中で、市役所管内一人一人に合った対応と必要な対策を講じることが大切でございます。しっかりと縦割り行政ではなく、関係機関、また横とのつながり、そうした連携についてはどのようなになっているのか、この点についてお聞きをいたします。

4つ目は、社会福祉士の配置の考えについてです。これまでも過去の一般質問でも取り上げました。社会福祉士の配置については、これまで社会福祉主事を配置している、また、今のままで大丈夫だなどとの理由で、配置をできておりません。専門職を配置することは、当然職員にとってもいいことではございますが、何より市民にとってもよりよいサービスの提供につながると考えます。社会福祉士の専門職をしっかりと配置をして、生活保護受給者の自立に向けた施策を充実する中で、生活保護の適正化も行うことはできるのではないのでしょうか。

こうした意味からも、社会福祉士の配置というのは十分に必要だと考えますが、市にその考えがあるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の2番目のご質問の1点目についてですが、ケースワーカーは4名、それから査察指導員が1名、1人当たりが受け持つ件数は、平成29年2月末現在で約77件となっております。

次に、2点目ですが、1年以上面接できていないというケースは、現在2件ございます。

次に、3点目についてですが、生活保護のケースワーカーは、被保護者のさまざまな生活課題解決のために、生活保護以外の職員とも連携が必要であり、高齢者、障がい者、母子、児童、女性など福祉関連法ごとの担当者との情報交換によって、多面的な視点から業務を行っております。また、福祉事務所内にとどまらず、水道、

住宅、保育、労働、教育、医療、介護、税行政部門等との間で情報共有や連携を行っております。

最後に、4点目についてですが、社会福祉法第18条において、福祉事務所には社会福祉主事を置くこととなっております。しかしながら、社会福祉士については、その規定がないことから、現在のところ社会福祉士を配置する考えはございません。以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、社会福祉士についてでございます。規定がないから、今のところ、現在置く必要はないという形でおっしゃいました。先ほども、私述べましたように、社会福祉士は、いわゆるソーシャルワーカーと呼ばれる社会福祉専門職の国家資格を取った方がやられております。身体的、精神的、経済的なハンディキャップのある人から相談を受け、日常生活がスムーズに営めるように支援を行ったり、困っていることを解決できるように支えたりすることが主な仕事です。

こうしたスペシャリストを置くことによって、それが市民サービスにもつながるということ、もちろん先ほども言ったみたいに、77人ということで、当然、規定の80人以下になっているということで十分いけてるんだということだと思うんですが、しかし、そうではなく、やはり、それはたくさんの生活保護の申請に来られる、相談に来られるというのは、大変さまざまなケースがあります。それをやっぱりしっかり受けとめて、どのような自立支援につなげていくのか、また、生活保護がいいのか、また、福祉施策として何ができるかというのをあらゆる面から、やっぱり取り込もうと思えば、しっかりサポートできる体制づくりというのが必要だと思います。

今現在、1人77件を受け持っているから4人が職員で、査察指導員が1人で十分だとは考えているんだというふうになるんですが、私は、市民側の立場からとったら、よりよくいろんなサポートをしてくれる状況、環境をつくっていただくというのは十分に必要だと思うんです。その点から見て、社会福祉士の配置という問題を考えていただきたいなと思うので、もう一回、その辺については答弁をいただきたいと思います。

2つ目は、2件が1年以上、面接できてないケースとなっております。この2件については、最後がいつだったのかという部分も含めてですが、今どのような対応をされているのかという件ですね。やはり会えてないというケースに対しては、

やはりその方が一体どうなっているのか。受給をしているわけですから、その部分についてはしっかり自立を含めて、どんなふうになっているのかというのをやっぱり把握する必要があると思うんです。それについて、今後、どのようにしていこうと考えておられるのか、それをお聞かせください。

以上です。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

生活保護の事務に関しましては、岩出町から岩出市になって、市制施行されてから、県のほうから移転をされてきたところです。今、10年たったところであります。生活保護のみならずなんですが、生活保護のケースワークで重要なのは、知識と経験であると考えております。事務をやらしていただき、10年たって、職員の中では知識と経験は蓄積されてきているものと思います。社会福祉士のみならず、知識と経験というのが大事ではないかと考えてます。

職員の中には査察指導員、今やっておる者が経験年数8年、あとケースワーカーの中には、6年の経験のあるケースワーカーもおります。その中で、例えば、いろんなケースございます。その中でケース会議というのを大体週1回程度行われております。私、あるいは福祉課長のほうも入って、いろんな各個別のケースごとに対応を検討しているというところでもあります。

そこで、職員の間でのいろんな情報の共有というのもされておりますし、それから、会議の場ではなくとも、常にベテランが若手に助言や指導も行っておるというようなところでもあります。その中で、当面はこの体制で、まずケースワーカーのスキルを上げていくというところに重点を置いてやっていきたいと考えております。

それから、もう1つ、面接できていない2件、これにつきましては、いずれも精神的な疾患のある方ということで、なかなかちょっと当人と直接お会いしてお話しするのが難しいというところで、それぞれその世帯の家族でありますとか、それから病院の方、関係者の方から間接的に聞き取りなどを行って、状況を把握していると、そういうところがございます。

○吉本議長　再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　1点だけなんですが、先ほど、私、事例を挙げさせていただいた中では、結局、申請に行ったけども、水道がとまってたと。なおかつ、家に帰ってしまった

と。福祉事務所の方は、施設入所を勧めたんですが、それを理解されてなかったのと、また仕事に行かなければならないという本人の思いもあって、帰らせてしまったというか、帰ってしまったんですね。

水道課に行けなかったという実態があったものですから、どのような形で連携がしっかりとれているのかという疑問に思ったところで、この問題を質問させていただいているわけなんです。

今、連携のほうについてはしっかりやっていただくことはもちろんのことですが、前向きに社会福祉士のほうについては考えていただきたいと思います。これについては職員自身をやっぱり、今までたくさんのケースを持ってきて、経験が当然一番大事だと思うんですが、その経験以上に、いろんなケースで社会福祉士の方は訓練されたり、事例を見ながら、しっかりとプロフェッショナルの目で、方向性を見つけ出しながらやるということが出来る方です。そうした方を入れることによって、職員自身もやはり相談がすぐできる、対応がすぐできるということが、市民にとっても十分にこれはサービスの向上につながると思うんです。また、自立への道にも早くつかむことにもなります。

そうした意味では、しっかりと私はこの分野については、配置を求めたいと思いますが、再度答弁を求めたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　市来議員の再々質問にお答えいたします。

議員のほうから個別のケース、今回の質問のきっかけになった個別のケースのお話もございました。このケースに関しましては、相談に来られたときに、即生活が困窮されていると判断して、申請書を受理して、手続に入ったというところでございます。

ただ、保護費については、きょう申請して、きょう渡すということとはできない。ただ、ライフラインがとまっているというところもお聞きした上で、一時的に救護施設のほうへ保護開始まで入所されたらどうですかというふうにお話をさせていただいたところです。

何回か勧めたところでありますけど、議員おっしゃるように、ご本人、行きたくないというところであったわけですから。体調的にもし問題がある場合は、やはりそうはいっても、病院なりいろんなところへというところだったんですが、そういう部分では問題がないというところもありましたので、自宅へ帰っていただいて、何か

あったら連絡するというようにお願いしてというところであったわけなんですけども。そういう部分においては、連携体制として、救護施設との連携をとらせていただいたという中では、対応は適切であったのではないかと考えております。

ただ、ケースワーク、いろんな個別のケースワーク、いろんな分野あります。今回の件に関しましても、じゃあ、満点やったかというところ、そこはいろいろ検証して、これからにつなげて、いろいろ蓄積はしていかならんと考えております。

お答えとしましては、現時点で社会福祉士を配置することは考えてはおりませんが、ケースワーカーの質の充実は大変重要なことだと考えておりますので、これから、また組織的に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○吉本議長　これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　3つ目は、水道料金滞納者への給水停止についてです。

岩出市では、水道料金の滞納者へ給水停止を今行ってきております。今、2つ目の質問において事例を挙げましたが、生活困窮者への給水停止は、生存権をも奪いかねません。これまで決算委員会などでの質疑の中で、給水停止を行っているところでは、住んでいるのか不明だ、また、住んでいないと見受けられるものを停止しているというふうにお答えをされております。給水停止に至るまでの手続については、どのように行っているのか、この点をお聞きをいたします。

2つ目は、2000年4月13日付で厚生省の水道整備部が水道事業管理者に対し、真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行わないよう、関係部局と連絡、連携体制をとることなどを求めた連絡文書を出しています。この趣旨をどのように岩出市で生かされているのか、この点についてお聞きをいたします。

3つ目は、重大な事件が起きないうちに、給水停止処分については慎重に行うべきと考えるが、この点について、どのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○吉本議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長　3番目の水道料金滞納者への給水停止についての1点目、給水停止に至るまでの手続はのご質問にお答えいたします。

水道料金につきましては、2カ月ごとに請求させていただき、未納の方には納期

限後20日以内に督促状を送付しています。さらに4カ月分以上の未納が続きますと、水道法第15条第3項及び岩出市水道事業給水条例第36条の規定に基づき、給水停止予告通知書を送付し、予告通知書納期7日間が経過しても何のご連絡もいただけない方には給水停止決定通知書を送付し、決定通知書納期7日間が経過しても、なおご連絡いただけない方に対し、やむを得ず給水停止を行っております。

次に、2点目の厚生省水道整備課の連絡文書の趣旨をどのように生かしていますかについてでございますが、水道料金滞納者につきましては、関係部署との連携を図り、分割納付による納付相談を行っております。

なお、納付相談の際、真に生活困窮と思われる場合は、生活保護の受給を働きかけるなど、福祉部局との連携に努めているところでございます。

3点目の給水停止処分は慎重に行うべきと考えるがどうかについてでございますが、給水停止処分については、議員のおっしゃるとおり慎重に行うべきと考えておりますので、水道法第15条第3項及び岩出市給水条例第36条の規定に基づき、今後とも公平な立場で、適正かつ慎重に行ってまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 給水に至っては、これまで福祉関係も含めて、各関係にやられているということだったんですが、その関係部局との連携・連絡体制というのは、水道をとめるに当たって、この間、どれぐらいの件数であったのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

もう1点目は、水道法の第15条第3項の部分ですけど、ここに書いているのは、給水に対する停止することができるといふように書かれております。これはできるということで、やりなさいとは書かれてないということである、この辺についてはどうなのかなという点がございます。

あと、1点目は、分納というか、決定通知書、給水停止執行通知書等々を見ると、全ての停止予告通知書全てにおいて、給水停止を解除するためには、本条と上記の未納料金をご持参の上となっているんです。多分、未納料金というのは、これまでの未納した部分書かれると思うんです、紙に。この部分を持っていかなければ、水道がとまるとなるんですが、この払うお金がないと、行きにくいのではないかなというのが考えられるんですが、相談の部分については、例えば、相談に乗りますという形で、一緒に通知をされているのか、その辺については、どのようなになっているのかなというのがあるんです。

金額が載ってて、それを持っていかなければ、水道解除できないということになると、このお金がなければ、どうすることもできないとって、足を一步踏み出して、市役所のほうに相談というか、足を運べないのではないかという点が気になるんですが、その辺について、相談体制というか、そういう相談に乗りやすい体制づくり、そうした点ではどのようなになっているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○濱田上下水道局長 水道法第15条の給水停止ができるというところなんですけども、水道事業は、市民生活にとって不可欠であります。また、水道事業の健全経営を維持していく上で、財源の確保も重要な課題であると考えております。

水道使用者から公平に料金を徴収する必要がございます。そういったことから、給水停止処分は欠かせない措置であるというふうに考えております。そうしたことから、今後とも滞納者の生活実態を十分把握し、納付相談に応じるなど、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

それから、相談のしやすいように通知しているのかということなんですけども、現在のところ、そこまでしてませんけども、市のほうへ出向いてきてくれれば相談に応じるということになります。

関係部局への連絡ということで、今まで、今年度1件ありました。生活保護等関係部局のほうへ相談に行ってもらっているのが。

以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(なし)

○吉本議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時55分から再開いたします。

休憩 (15時40分)

再開 (15時55分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

市民生活向上、今回は、国民健康保険にかかわる点、ごみの減量化対策面の2点、質問を行いたいと思います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、国保における市の認識というような点なんかで、7点についてお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、今議会において、国保税の値上げの案件が出てきましたけれども、国保における医療給付費増大における対応分については、全て国保利用者へ負担を押しつけるというものとなっています。そもそも国保会計における運営の悪化、これについては国の負担分削減が引き金になって、全国の自治体の国保税、これが引き上げられる、こういう要因をつくり出してきたというのがこれまでの国保の状況です。その給付増の要因として、国負担分削減面、こういうものもこの国保税の中においては大きな関連性もあると思うんですが、国の負担分削減、この面との関係では、市としてはどのような分析、これをお持ちなのかという点、これをまず最初にお聞きをしたいと思います。

2点目は、12月の質問で、岩出市においてはデータヘルス計画、こういうものを立てて、今後の国保の取り組みについては、こういったデータヘルス計画を生かして進めていくんだということが言われました。そして、調査や分析面、こういう面においては、新生物、がん、白血病、悪性リンパ腫の医療費、こういうものが一番多く占めているんだと。また、循環器系の疾患などを初めとして、疾患別の状況なども把握をされて、一定の市としての状況というものも報告がされてきています。

このような状況のもとで、岩出市ではその対応策として、健康対策面で市民にどのような点で注意をする必要があるのか、生活面において病気にかからないことや体を健康にしていくためにはどうすべきかなど広報活動なんかも大切になってきています。こうした広報活動以外にも各種の対応策が求められてきていると考えますが、市として今何が求められていると捉えて、今後どのように進めていくのかをお聞きをしたいと思うんです。

3点目としては、脳ドック、こういう部分においては、27年度、初めて導入がされて35名の定員に対して、申請者が大きくオーバーしてきました。大体90名近く応募があったというような記録もあるんですが、28年度では、これを踏まえて50名というふうにされてきていますが、この28年度では申込者、さらにこれがふえる、こういう状況があり200名をオーバーする。200名を超えたというようなことなんかも

聞いていますが、このように申請者が多いというのは、まさに市民の健康意識の高さと実際自分の体の状況、これがどうなっているのかを知りたい。まさに、健康面で関心がある証拠だと思います。

今年度では10名の枠がふやされてきていますが、脳血管疾患や脳卒中等における医療費の推移や件数、これについては、まさに市としてはどのように分析・把握、こういうものなんかをしてきて、対応をとってきたのが、まさに問われると思うんです。医療費の高騰、これがあって、この国保税が高くなる要因の大きな問題であるこの医療給付費、これを抑えていくという上においては、こうした検診体制のさらなる充実を行っていく、こういうことが、私は本当に求められていると思うんです。

病気の早期発見、このことこそ求められている状況ではないでしょうか。市民からこのように高い、こうした脳ドックの受けたいというこういう要望、これがありながら、なぜもっと人数枠の拡大が行われなかったのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

4点目として、医療費の高騰化を抑えていく、こういう部分においては、少なくとも前年と同じ対応から前進面があってこそ、医療費の高騰を抑えられるわけです。その点からは、病気にかからないための健康予防や食生活の改善、また健康教室面では、現在行われているものをさらに拡充していくことが求められていると考えます。こういう点においては、市においては年次計画として、こういう部分においては年次的にどのように今後していこうというふうに考えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

5点目、6点目については、国保加入者の地域的な分布、また年齢的な分布、家庭内での条件面などもしっかりつかんで、対策を打っていく一助とすることも必要ではないのかという点から、お聞きをするものです。

国保加入者における地域の分布や、また年齢的な分布などもつかんで、高齢化社会に向かう中で、健康施策、健康教室開催など、地域のこうした、国保以外の方も含めて、後期高齢者と言われている75歳以上の皆さんの状況なんかともあわせて、生かしていくというふうにも思うわけなんです、こうした状況把握という地域や年齢的な分布、こういうものについて、市の考えについてお聞きをしたいと思うんです。

最後にお聞きするのは、現在、岩出市では一般会計から国保会計に繰り入れ対応が行われてきていますが、12月議会では、国保における制度の構造上の問題等があ

り、このような繰り入れを行っているんだという認識がされてきています。この国保の制度における構造上の問題、これはどのような点を指しているのかという点、この点についての市の見解、これをお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　通告に従いまして、増田議員ご質問の1番目の1点目、給付増の要因として国負担分削減との関係はどう分析されてきているのかについてでございます。

給付増の要因としましては、平成27年にC型肝炎治療薬など高額薬剤が保険適用されたことの影響が大きいと考えており、今年度実施したレセプトの分析結果におきましても、疾病別ではウイルス肝炎に係る医療費が3番目に高い数値となっております。

また、国庫負担につきましては、療養給付費負担金と財政調整交付金で、保険給付費の41%相当が交付されるものでありますので、給付費が伸びると国庫負担額も増加するという構造になっております。

ご質問の国庫負担分の削減というのは、歳入に占める国庫負担割合の減少のことだと思いますが、昭和59年に退職者医療制度が、また平成20年に前期高齢者交付金等の制度が創設されましたが、退職者医療制度は、退職被保険者に係る医療費の全額が交付されるものであります。

また、前期高齢者交付金は、前期高齢者加入率に応じて、医療保険者間の調整を行う仕組みとなっているもので、これらは社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されます。

国庫負担金等は、一般被保険者の保険給付費から前期高齢者交付金分を除いた費用が交付対象となるため、歳入に占める国庫の割合としては年々減少しているかもしれませんが、前期高齢者交付金等の歳入が増加しているため、保険税の割合が増加するものではありません。

2点目の調査や分析面で状況の対応策として、岩出市では何が求められていると捉えているのかについてでございますが、今年度、国保のレセプトをもとに医療費等の分析を行った結果、最も医療費が多かったのは、新生物、いわゆるがんや悪性リンパ腫などの疾患、次いで循環器系の疾患、これは高血圧や虚血性心疾患などでありました。

また、レセプト件数が多かったのは循環器系の疾患、次いで内分泌、栄養及び代

謝疾患、これは糖尿病や甲状腺障害などでありました。

これらの結果から、高血圧や糖尿病など生活習慣病及びがん対策が必要であると捉えており、今後も特定健診及びがん検診の受診率の向上を第一に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目、脳血管疾患、脳卒中等における医療費の推移や件数は、どのように把握分析したのか。早期発見という観点面からも検診体制のさらなる充実をについてでございます。

脳卒中の動向につきましては、和歌山県国保連合会のシステムを通じて医療費や件数を把握しております。脳血管疾患である脳卒中には、脳の血管が詰まる脳梗塞、脳の血管が破れて出血する脳出血やくも膜下出血がございますが、これらを合わせた過去3年間の医療費と件数の推移を申し上げますと、平成25年度は、医療費が9,205万2,990円で、件数は1,457件です。平成26年度医療費は9,223万5,770円で、件数は1,380件です。平成27年度医療費は1億2,565万3,440円で、件数は1,379件でした。

いずれにしても、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣病改善や薬物療法、早期の手術につなげることを目的とした検診であります。脳ドックの受診率につきましては、今後の申し込み状況あるいは他の保健事業とのバランスを十分勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

続いて、4点目、病気にかからないための健康予防や食生活改善、健康教室面での年次計画はどのように考えているかについてでございます。

現在、市におきましては、健康講座、健康相談、インフルエンザ予防接種を初めとする予防接種事業、歯周病疾患健診、国保では特定健診、特定保健指導やドック健診事業、また、介護予防事業として、シニアエクササイズ教室、栄養改善教室、認知症予防教室、岩出元気体操応援講座等、さまざまな事業をそれぞれPDCAサイクルにより毎年検証を行いながら、年次計画により実施しております。

続きまして、5点目、国保加入者における地域分布、年齢的分布などの把握も必要ではないかと、6点目、国保加入者における高齢化地域の把握と高齢者対策としてどのような施策が必要と考えているのかについては、一括で答弁いたします。

地域分布等の把握につきましては、国保中央会が開発しました国保データベースシステムにより把握しております。このシステムによる直近のデータでは、国保加入者の地域分布については、岩出地区は2,082名、山崎地区は5,534名、根来地区は2,059名、上岩出地区は3,766名であります。

また、年齢の分布につきまして、65から74歳の方を申し上げますと、岩出地区は802名、山崎地区は2,142名、根来地区は710名、上岩出地区は1,454名となっております。

各地区における高齢者の割合は、根来地区が34.5%、ほかの地区は38%台で、4地区において特徴となるほどの割合の差は出ていないと思われます。

また、高齢者施策につきましては、12月議会でも答弁したとおり、市民が健やかに暮らせるよう健康寿命の延伸を目指し、各担当課と連携しながら、高齢者を初め全ての世代を対象とした健康対策を実施してまいります。

続いて、7点目の一般会計からの繰り入れ対応を行っている認識があるが、制度における構造上の問題とはどのような点を指すのかについてです。

市町村国保は、全国的に高齢者の加入割合が高いために医療費水準が高く、医療費に見合う国保税収入の確保が困難であるという財政運営上の構造的な問題を抱えており、本市においても例外ではありません。

以上です。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最後の構造上の問題、これについては、私は市が国保において一般会計に対して繰り入れていかなきゃいけないという状況があるんだという点について、構造上問題があると聞いて、じゃあ、その構造上の問題というのは何なんですかと聞いたんですが、先ほどの答弁では、全くちょっと私理解できなかったんです。何が構造上として問題があるのかという点、私自身、ちょっとちんぷんかんぷんわからなかったというような答弁であったと思います。

その点では、今言われた構造上の問題ですね、言われている構造上の問題というのを解決するには、市としては、じゃあ、どういうふうになれば、この構造上の改善、解決、これができるのかという点、これを再度お聞きしたいというふうに思います。

それと、今年度の予算では、国保税そのもの自身、これが引き上がってきているわけなんです、この点においては、ここ最近の年度ごとの国保滞納者の数、こういうものはどういような状況になっているのか。また、滞納の理由については、どのような特徴面なんかがあるのか。そして、同時に、今回、このような国保税の値上げがされる中で、市として、国保会計の中において、どういような影響があるのか、また、どういような懸念として、市として考えておられるのかというよ

うな点、この点についてお聞きをしたいと思うんです。

そして、脳ドック、この点については、先ほど特徴面なんかも含めて、それに関係する特徴面なんかもお話があって、25年、26年、27年と、大体1,300から1,400件、こういうような状況が今生まれているんだというような状況がある中で、最初にも言ったんですけれども、申し込み、定員枠が、昨年から50名から岩出市60名というふうにされてはきているんですが、実際には、定員枠、これを本当にはかるにオーバーしているという、こういう状況があって、この脳ドックを受けることによって、やはり国保加入者の健康面、これがチェックできるというのであれば、やはりこれは医療費高騰化を抑えていく大きな力になると思うんです。

そんな中で、なぜ市は積極的にこういう定員枠を拡大しようとししないのか、現実的に、申し込んでいるこういう方の数というものを市としてどう見ているのかという点、この点を再度お聞きしたいと思います。

それと、今、市の地域把握とか、年齢的把握、こういう面については、この点においては、市として全体の年齢的な部分なんかも把握、こういう点なんかもしっかり、これは現実的にはされてきていると思うんです。問題は、こうした今のこういう地域的な状況に対して、市として、今おっしゃられたような健康教室とか、また健康体操を初めとしたそういう部分を、やはり地域地域にしっかりと広げていくというのが、私は大事だというふうに思うんですね。

せっかくこういった資料があるんですから、しっかりと年次的に、やっぱり計画も立てていってこそ、この国保会計なんかも改善できている大きな力になっていくと思うんです。そういう点においては、年次的な部分なんかも含めて、地域地域にどういうことを行っていくのかという、そういうことなんかは、ちょっとおっしゃられなかったもので、そういう点、市のほうで考えているようなことがあれば、今年度、少なくとも今年度、新しく広げていくというようなものがあれば、考えなんかも、再度お聞きしたいというふうに思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、構造上の問題というところでの再質問がございました。先ほど申しましたように、国保に関する構造上の問題と申しますのは、医療費に見合う国保税収入の確保が困難であるという財政運営上の構造的な問題ということであります。

それから、それに向けて、では、市はどうしていくのかというご質問があったか

と思うんですが、これは入りと出、それぞれ考えていかなければならないところがあります。入りに関しては、財源の確保ということで、国保税の収納対策をきっちりやっていくということです。それから、出につきましては、医療費ふえていくところでもありますので、医療費の適正化に向けて、いろんな保健事業等を進めていくという、こういうところでもあります。

それから、滞納者の数のご質問があったと思うのですが、滞納者の件数につきましては、過去3年で申し上げますと、平成25年度が4万2,610件、それから平成26年度が3万3,086件、27年度は2万9,744件、ご承知のように、年々減少してきております。これに関しましては、プロジェクトチームの努力という部分もありますし、何より国保の加入者の皆さん、制度に関する理解をいただいて、国保税の負担をしていただいているということで、感謝をしておるところであります。

それから、滞納の理由というところではありますが、1つ理由として上げられるのは、経済的な問題というところになろうかと思います。この方々に関しては、分納であるとか、執行停止であるとか、そのような状況に応じた対応をしていくということでもあります。それから、財産等、国保税支払っていただけるにもかかわらず、支払っていただけない方に関しましては、滞納処分を行っていくということでございます。

それから、続いて、脳ドックのことについて再質問ございました。

脳血管疾患の重症化予防あるいは早期発見ということで、脳ドック、有効であると考えておりますし、実際、定数を年々ふやしてきておるところであります。脳血管疾患のリスクといいますと、高血圧あるいは肥満というところが上げられるわけなんですけども、こういうところで特定健診などでリスクが高いと判断された方に関しては、保健指導をしっかりとやっていくということで、29年度に関しても、その体制強化をしていくことにしております。

また、これも国保の方のみならず、岩出市民の方全体ということになるんですが、啓発もやっていくというところですよ。例えば、ふれあいまつり、毎年3月に行わしていただいておりますふれあいまつりにおきましては、例えば、血管年齢の測定などの興味を引くような仕掛けをさせていただいて、関心の高まるようなことをしておるところであります。脳ドックを含め脳血管疾患対策については、積極的に取り組んでいっておるところであります。

それから、地域ごとのという部分ではありますが、和歌山県内30市町村、いろんな地域性は千差万別でありまして、例えば、例を挙げれば、田辺市のような市街地と、

あるいは竜神村であるとか、そういう山村地域、はっきり地域差が明確に出ているような自治体では、そのような地域ごとの分析というのも有効であるのかなとも考えます。

その一方、岩出市に関しましては、面積的にも地域的にも、その辺、地区ごとの優位な差というのは、先ほど申し上げましたように、優位な差というのは見られておらない状況でありますので、地域ということではなく、市全体に対して取り組んでいくというような形になろうかと思います。

例えば、これは介護のほうのことになるかと思うんですが、元気体操であるとか、その辺は地域の公民館で、お年寄りのサークル、そういう集まりをつくっていただくような目的も兼ねてやっておるということで、それぞれの地域ごとに取り組みを進めるような仕掛けも考えておるというところでございます。

以上です。

失礼いたしました。国保税値上げにより、どのような懸念を考慮しておるかというところであったかと思います。国保税値上げとなりますと、加入者の方の負担がふえるということで、ちょっと支払いがしんどいなという方もまた出てくるかと思っています。そういう部分に関しましては、担当チームのほうでいろんな相談に乗らせていただいた上で、それぞれ対応していきたいと考えております。

それから、脳ドックの定員枠の拡大考えないのかというところですが、29年度、10名、今増員をしたところであります。先ほど申し上げましたように、脳血管疾患の対策、脳ドックも有効ではあるとは考えておりますが、ほかにもさまざま対策を考えていきたいと考えておりますので、現時点では、この定員でやっていきたいと考えております。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 構造上の問題という点においては、財政上の困難さというのが言われました。解決していくという上においては、構造上仕方がないのであれば、国保運営に関しては、今後も一般会計から繰り入れて、それに対応していく以外、これはないと思うんです。

ところが、今回の場合は、国保税の値上げという部分においては、一般会計から繰り入れるというような対応の考えというのは全くなかったというのは、私は本当に非常に残念だというふうにも思っています。

こういう点においては、国保という部分については広域化というものなんかも、

今後されていくというような状況になっているんですけれども、今の岩出市の考え方というものについては、今度も国保の広域化が行われても、同じような対応というのをとっていくのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思うんです。

それと、今、特に国保の中だけではなしに、社会保険の皆さんも一緒だと思うんですが、先ほども部長も言われましたけれども、やはり市民の皆さんの健康という部分なんかにおいては、今の社会状況というもののなんかも大きくやっぱり変わってきていると思うんですね。今、長時間労働、残業時間というような部分なんかが、今、国会のほうでも議論されているし、実際には、こうした国民の働き方のあり方というもののなんかも、今問われてきていると思うんですね。そんな中で、今、国保加入者においても、経済の低迷化とか、長引く不況の中で、無理をして働いて体を壊しているとか、睡眠不足というものが引き金になって、事故やけがを引き起こしているような状況なんかが、岩出市で起きていないのかどうかと。まさに国保加入者の生活実態というもののなんかも知っていくということも、私は本当に大切なことだというふうに思うんですね。

そういう点においては、例えば、いつごろまで働いて、何時ごろに寝て、そして何時ごろに起きているのかを初めとして、体を丈夫にしていくには、どんな食生活を送っていけばいいのかと。また、高血圧の原因の1つと言われる体の塩分というもののなんかが、個人個人でどのぐらいあるのかということなんかも知っていくということもなんかも、私は本当に大切なことだと思うんです。

ちなみに、この塩分という部分なんかは、7%を超えない、そういうような生活をするのが大切なんだというようなことなんかも、医療機関なんかも含めて、いろんな状況で、この塩分という部分については言われていると思うんです。

こういう点においては、こうした市民の皆さんの健康状況、これを家庭における、例えば、実態アンケートというんですか、そういうもののなんかも市なんかは入れて、広報活動なんかも含めて対応していくというような、そういうことなんかは市としては考えておられるのかどうか、市民生活の実態を知っていくという部分なんかでは、私はそういうことなんかも取り組んでいくというのも、大切な1つじゃないかなと思うんですが、こういう点について、市としての考え方を再度お聞きをしたいというふうに思います。

それと、脳ドックに戻るんですけれども、今、卒の拡大はもう考えないよということ言われたんですけどね、やっぱりその辺のところ、市として何億も経費がかかるというもんでは、私はないと思うんです。そういう点では、この脳ドックとい

う部分なんかにおいても、当たった人はよかったよというふうにはなるんだけど、外れた方、去年なんかは50人の定員で、200名からの方が申し込まれて来ているんですが、やっぱり外れた方にとってはショックだったと思うんですね。そういう点においては、脳ドックという部分については、私は追加募集というものなんかもやっぱり行っていくという、そういう温かい対応こそ、今、岩出市は求められていると思うんです。そういう点においては、余りにも市の思っている部分よりもオーバーしているんだから、そういう点では追加募集ということなんかも、補正予算で組んでいくというそういう考えは本当に全くないのか、この点ちょっと再度をお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

順不同になりますが、生活実態を知っていく上で健康調査が必要なのではないかなという趣旨であったかと思います。市としましての健康対策というのは、当然ではありますけども、国保の加入者だけではなくて、市民全体の健康対策を考えていかねばならんと考えております。

再来年になりますが、市の中で健康増進計画があるわけなんですけども、この改定に向けて、29年度、健康面でのアンケート調査を実施する予定にしております。この辺も活用しながら、健康実態を把握していくということであります。

それから、脳ドックの定員のお話であります、この脳ドックの事業、始まって3年が経過してきておるところであります。そろそろ効果の検証とか、その辺の事業の検証もしていかならんという時期に来ておるのかなと考えております。そういう意味では、やみくもに数だけふやせばいいと、そういうものでもないかなというふうに考えております。当面、この事業の実施状況というのを検証した上で、また考えていくというようなところであります。

それから、最後に、構造上の問題で、繰り入れではなくて国保税の値上げのほうにいったのではないかという、たしか趣旨であったかと思うのですが、前々から申し上げておりますとおり、毎年、国保会計のほうには、もともと法律で定められております法定分ということで、4億余りの一般会計から繰り入れを行っておりますし、それ以外のルール外分の繰り入れということで、平成27年度に関しては1億5,000万余りを繰り入れを行っておるところであります。

また、ことしの29年度、せんだってご承認いただいた国保からの特別会計におき

ましても、一般会計から4億余りの繰り入れを行っておるところであります。増田議員、再三、国保の加入者に負担を押しつけているのではないかという表現をされております。

最初の1問目のところにもありましたが、国の交付金が減っておりますが、じゃあ、岩出市のほうではどうなのかというところなんですけども、岩出市においては、平成19年の国保会計に占める保険税というのは、20%を超えておりました。今、では27年度どうかといいますと、18%ほどに下がってきております。国の交付金も下がっておりますが、保険税に占める割合も下がっております。これ何でかというところになるんですが、これは先ほど申し上げた前期高齢者交付金、これができておるといところで、両方とも割合が減っておるといところであります。

この前期高齢者交付金というのは、社会保険等の加入者、すなわち現役世代が退職したら国保に加入するという、さらに国保が構造的な要因で財政状況が苦しいと。そういうことで、いわば世代間、保険者間で助け合いをしておるといような、そういう状況であります。市からの繰り入れに関しても、そういう部分あるかと思えます。押しつけといふような、そういう表現というのは、この助け合いというのを否定するような印象を受けるところであります。

いずれしましても、我々は常に対話と協調を基本に、国保の運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

済みません。広域化に対する対応ということで漏れておりました。失礼いたしました。

平成30年度に国保の広域化ということで、都道府県のほうで行うと、広域化になるというふうになっております。この中で、市町村の役割というのは、基本的には会計は県のほうで一本化されるところになりますが、実際のいろんな保険証の発行であるとか収納関係、そういうような事務に関しては、引き続き市が行うと聞いております。

以上です。

○吉本議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、ごみの減量化についてお聞きをしたいと思うんです。

この間、ごみ処理の基本計画において、平成24年6月に中間見直しの計画が出さ

れてきています。減量化の目標として、1人1日当たりの総ごみ排出量を平成12年度実績の917グラムから約25%削減し、1日1人当たり688グラムにすると。資源化目標についても、平成12年度比で13.1%から平成32年で25%を目標にとしてきています。

この点については、1点目として、ごみ処理基本計画から見たごみの減量化施策の取り組みですね。岩出市における、この間の取り組みの現状というものと実績、課題というもののについては、どう認識してきたのか。

2点目として、これまで実施してきた内容面において、今後の対応策については、どのように今後取り組みを行う考えを持っているのか、お聞きをしたいと思います。

3点目として、資源化率の目標を13.1%から25%にする計画において、目標達成の方策として、毎年検証を行って、必要に応じて見直しを行うとされてきているわけなんですけど、年度ごとの状況というものは、この間、どのように取り組んできたのか、お聞きをしたいと思います。

4点目としては、集団資源回収奨励金制度、こういう取り組みも行われているわけなんですけど、50余りの団体などが、今取り組まれているわけなんですけど、この集団資源の回収奨励金制度、なかなか自治会の総会なんかで、うちの自治会でもやろうじゃないか、どうやろう、一遍考えられないかなというような話なんかもするにしても、実際には、なかなかその中身なんかも含めて、上手に説明なんかもできないんだというような声なんかも聞いたことがあるんです。

そういう点では、今、岩出市においては、これからこうした集団回収の奨励金制度を行いたいんだというようなところには、実際出かけていっているというようなことなんかも、今言われているわけなんですけど、さらに、やっぱり市民への理解と協力というものを求めていくという上においては、岩出市が分別収集なんかを開始したときなんかは、積極的に市が各自治会のところに出向いて、その分別収集の大切さ、またその必要性、こういうものなんかもこの間説明もされてきているんですね。こういう点においては、市としても、こうした積極的な説明会の開催というもののなんかについては、どのように考えているのかなという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目においては、企業系ごみというもののについては、この24年度の計画の中においてでも、量販店やコンビニ等で大量排出事業者から出るごみの収集については、今現在は許可業者が収集しているわけなんですけど、事業者との共同という点においては、計画の中でも収集やそうした収集範囲の見直しに向けて、検討しますとされ

てきています。この点においても、この間の議論と検討面、こういうものがどのようにされてきたのか、この点もお聞きしたいと思います。

そして、最後にお聞きするのは、ごみの減量化という部分においては、今、各自治体でもいろんな取り組みなんかもされて、そして、地域地域においては、いろんなさまざまな状況がある中で、こうした各自治体、知恵を絞って、そして、いろんなことを今は取り組んでいるわけなんです、岩出市として、この間、こうした他の自治体、参考にするような自治体というのは、私は必ずあると思うんですが、そういう点については、岩出市、どのような自治体なんかを参考にしてきたのか。また、研究していくという面においては、どのような視点でこの市としてごみの減量化、これを図っていく研究なんかがされてきたのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員ご質問の２番目の１点目について、お答えをいたします。

平成28年９月議会において、市来議員にお答えしたとおり、現状を分析し、各ごみ種に対するごみ減量化を計画的に進めるように指示をしており、その後の実績については、家庭系可燃ごみにおいて、有料化前の平成23年度から本年２月末現在を比較してみますと15.5%の減量であり、27年度の12.6%減からさらに減量化が進んでいるところであります。

しかしながら、より一層減量が必要であり、さらに粗大ごみなどにおいても、まだまだ減量化を進める必要があると考えております。このため、29年度においては、リサイクル工房の拡充等さらなる減量化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、生活福祉部長から説明させます。

○吉本議長　生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員ご質問の２番目の１点目、２点目、４点目について、一括してお答えいたします。

取り組みの現状と実績につきましては、平成28年６月及び９月議会におきまして、それぞれお答えしたとおりですが、家庭系のごみにつきましては、一定の減量が効果としてあらわれておりますが、事業系に関しては、増加している現状であります。

家庭系ごみにつきましては、区自治会長及び自治会を対象に、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会開催時に、集団資源回収等の減量化支援事業の啓発も

あわせて実施し、徐々に減量化が進んだものと考えております。

しかしながら、事業系につきましては、エコショップ・エコオフィス認定制度の啓発などに取り組みましたが、まだまだ減量が必要な状況です。

このことから、家庭系と事業系の排出状況の性質が異なることも踏まえ、事業系の特性に応じた対策を講ずる必要があると考えております。

今後における対応策につきましては、引き続き排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会や集団資源回収等の減量化支援事業の啓発を行うとともに、新たに小学校への出前講座など啓発から教育への取り組みも進めてまいりたいと考えております。

また、事業系につきましては、多量排出事業者に対して立入調査によるごみの排出状況の分析を行うとともに、食品ロスに対する啓発を行ってまいります。

いずれにしましても、住民や事業所との対話を通じた粘り強い取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の資源化率につきましては、ごみ量に対しての資源化を平成12年度の実績13.1%から平成32年度には25%を目標に掲げております。処理基本計画の中間見直し以降、毎年ごみ量に対して資源化率を算出しており、平成23年度、19.2%、平成24年度、21.7%、平成25年度、22.2%、平成26年度、21.1%、平成27年度、19.3%となっており、実績としましては20%前後を推移しております。

資源化率を低下させない取り組みでは、資源物の持ち去り者防止対策として、早朝パトロールを実施し、防止に取り組みました。

今後も資源化率を向上させるために、先ほども説明いたしましたとおり、排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会を実施し、可燃ごみのさらなる減量及び集団資源回収奨励金制度の推進を図るとともに、家具リサイクル工房による粗大ごみの再資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目、企業系ごみについてでございますが、事業所から排出される廃棄物に関しましては、市及び一般廃棄物収集運搬許可業者が収集を行っており、現在の収集体制で計画収集が可能であると考えております。

次に、6点目、参考事例とした自治体はについてですが、具体的に参考とした特定の自治体はございませんが、自然の力で生ごみを分解する生ごみ処理容器の購入補助制度を取り入れている自治体、あるいは食品ロスで3010運動を実践している自治体などさまざまな事例を幅広く情報収集し、取り組んでおります。

また、研究面についてでございますが、生ごみの水切り、堆肥化モニターによる

実証や各種減量化施策の市民に対するアンケート調査等の実施により、市民のニーズなどの情報収集に努め、減量化施策に取り組んでおります。

以上です。

○吉本議長 皆様に申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長することにいたしますので、よろしくお願いいたします。

再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 ごみの問題、これについては本当に市民一人一人の減量化意識というものを高めることが、本当にごみを減らす大きな力になるわけです。市民に対するこうした市の減量化推進の取り組みという点においては、さきのふれあいまつりなんかでもされていましたが、各種のイベント会場において、分別の方法とか、市民が出しているごみの中身の展開調査、この結果なんかも展示がされていました。その中では、可燃ごみが75キログラムのもので出されていた中で、廃プラで5.1キロ、ペットボトルで0.5キロ、紙類で10.3キロ、新聞で1.5キロ、粗大・不燃で2キロもあったんだということなんかも展示がされて、75キロものが56キロにまで減ったというような、まさに分別すれば減量化が図れるということも実際に行われているわけなんですね。まさに、改めて減量化の大切さというのが、この取り組みの必要性というものなんかがわかります。

この点から、ゆえにおいて、岩出市において、昨年の6月にこの間の取り組みというものをまとめたような家庭系可燃ごみ有料化事業に関する報告書というものも昨年6月に出されてきています。その中では、総ごみ量面で、ごみ種ごとに減量するメリット、取り組んだ成果が励みになるようなシステムづくりが必要であると。集団資源回収奨励金制度も1団体の増と。事業系のごみについての対応面なんかも含めて書かれてきているんですが、こうした面も含めて、市として、この間どのように市民の意識が変わってきたのかという点、この点についてお伺いをしたいと思うんです。

そして、もう1点は、この報告書の中にはなかったんですが、24年度の市の計画の中においては、企業に対する面、この面においては紙おむつの再資源化というものも書かれています。高齢者の入所施設なんかから出されてくる紙おむつの再資源化に向けて調査研究、こういうものもするんだとされてきているんですが、残念ながら、この報告書の中には、こうした企業関係の紙おむつ対応面、紙おむつに対す

る調査研究面、こういうものについては、一つも記述がされていないんです。紙おむつの再資源化という点においては、この間どのような研究がされてきたのかという点、この点もお聞きをしたいと思うんです。

そして、先ほど、市長のほうからもリサイクル工房の話もされました。その点、こうしたリサイクル工房の設置の面について、将来的な規模とか、運営のあり方面、こういう点については、現時点でどのような認識をされているのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、分別等によりまして、市民にとってメリット、励みになるようなそういう取り組みであって、市民の意識はどう変わってきているのかという質問だったかと思います。

ごみの減量、特に家庭系のごみの減量というのは市民の協力が不可欠であります。逆に、幾ら行政が旗を振ったとしても、市民の皆さんが動いてくれないと、減量につながらないというところであります。そういう中では、市民の皆さんの意識を向上させるための取り組みを日々考えておるというところであります。

そういう中で、家庭系可燃ごみの展開調査であるとか、集団資源回収のほうのPRを行っておるところであります。市民の意識調査をしているわけではございませんので、どのように変わってきているかというのを一言ではなかなか申し上げにくいとは思いますが、さまざまな啓発を通じて、ごみの減量化の意識は高くなってきているのではないかというふうには推測しております。

それから、2点目の紙おむつの再資源化、どうなったかというところであります。

紙おむつの再資源化について、調査研究をしていくというようなことを中間見直しのほうでは書かせていただいております。現在、紙おむつのリサイクルに関しましては、例えば、紙おむつに関しては、紙の原料はパルプになるんですが、おむつに関しましてはパルプ以外にその中に石油系の素材が含まれておる、あるいは衛生面、使用後の紙おむつということになりますので、衛生面で、なかなか今安心してというような状況にはなっていないというところであります。

堆肥化とか、いろんな方策というのが研究されているところなんですけども、採算であるとか、それからリサイクルするために、逆に多くのエネルギーを使ったり、衛生面あるいは製品の性能等々、なかなかまだクリアできない課題がたくさんある

ということであります。我々としては、その辺の研究も見ながら、引き続き調査研究をしていくというところであります。

それから、リサイクル工場の将来的なことについてというお話であったかと思うんですが、今年度の一般会計の予算のほうでもご承認していただきましたが、今回、家具、リサイクルの対象を広げるということで、クリーンセンターのほうへリサイクル工場用の場所をつくるという状況であります。平成29年度中に工事をするわけなんですが、その工事と並行しながら、将来的な経営というか、運営体制とか、その辺に関しまして考えてまいりたいと。当面はリサイクルという部分でありますので、まず、家具のリサイクルというのを進めていくと、そういうところであります。以上です。

○吉本議長 再々質問を許します。

(な し)

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

教育長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

教育長。

○平松教育長 発言の機会をいただき、ありがとうございます。

皆様、きょうはお疲れさまでした。

さて、私こと、この3月31日をもって任期満了となり、教育長の職を退任することになりました。まだ少し早いのですが、市議会議員の皆様にはきょうのこの機会をもって、一言ご挨拶させていただきたいと思います。

この4年間を振り返ってみて、私なりに岩出市の教育の充実・発展、子供たちの未来のために頑張ってきたつもりでありましたが、市施設で発生した重大事故を初めさまざまな面で、議長を初め市議会議員の皆様には大変ご心配をかけたと思っております。また、その際にはほとんどの議員の皆様からはご理解、そしてご指導、ご鞭撻をいただきましたことをこの場をおかりして、改めて御礼申し上げます。

これらの機会を今後に生かすとともに、本市教育の現状と課題をしっかり新教育長に申し送り、新教育長のもとで岩出市の教育がますます充実・発展していくことを願っております。

また、この4年間は、岩出市が中芝市長のすばらしいリーダーシップのもとで、道路整備、観光振興など都市としての機能が一段と整い、市制施行誕生10周年記念

を初め、岩出市のこれからの成長・発展が大きく期待できるようになってきたことを実感する時期でもありました。

そんな躍動感を直接肌身で感じながら、この４年間、務めてさせていただいたことは、私にとってかけがえの財産であり、大きな誇りになったと感謝しております。

岩出市は、この先、人口減少、財政不安等市行政にとって、また教育分野にとってもさまざまな課題や問題に直面していかなければならないと思いますが、これからも本市の魅力いっぱい、すばらしいまちづくりに向け、中芝市長を先頭に、市議会、市行政、市民の皆様が心一つに力を合わせていかれることを心から期待申し上げます。私自身も大好きな岩出市のために、今後とも熱いエールを送り続けたいと思っています。

最後になりますが、ここにおられる皆様方に感謝するとともに、皆様方のますますのご健勝、ご活躍を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○吉本議長 平松教育長、４年間、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○吉本議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、平成29年度第１回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

（17時00分）

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成29年3月23日

岩出市議会議長 吉本 勸曜

署名議員 福山 晴美

署名議員 梅田 哲也